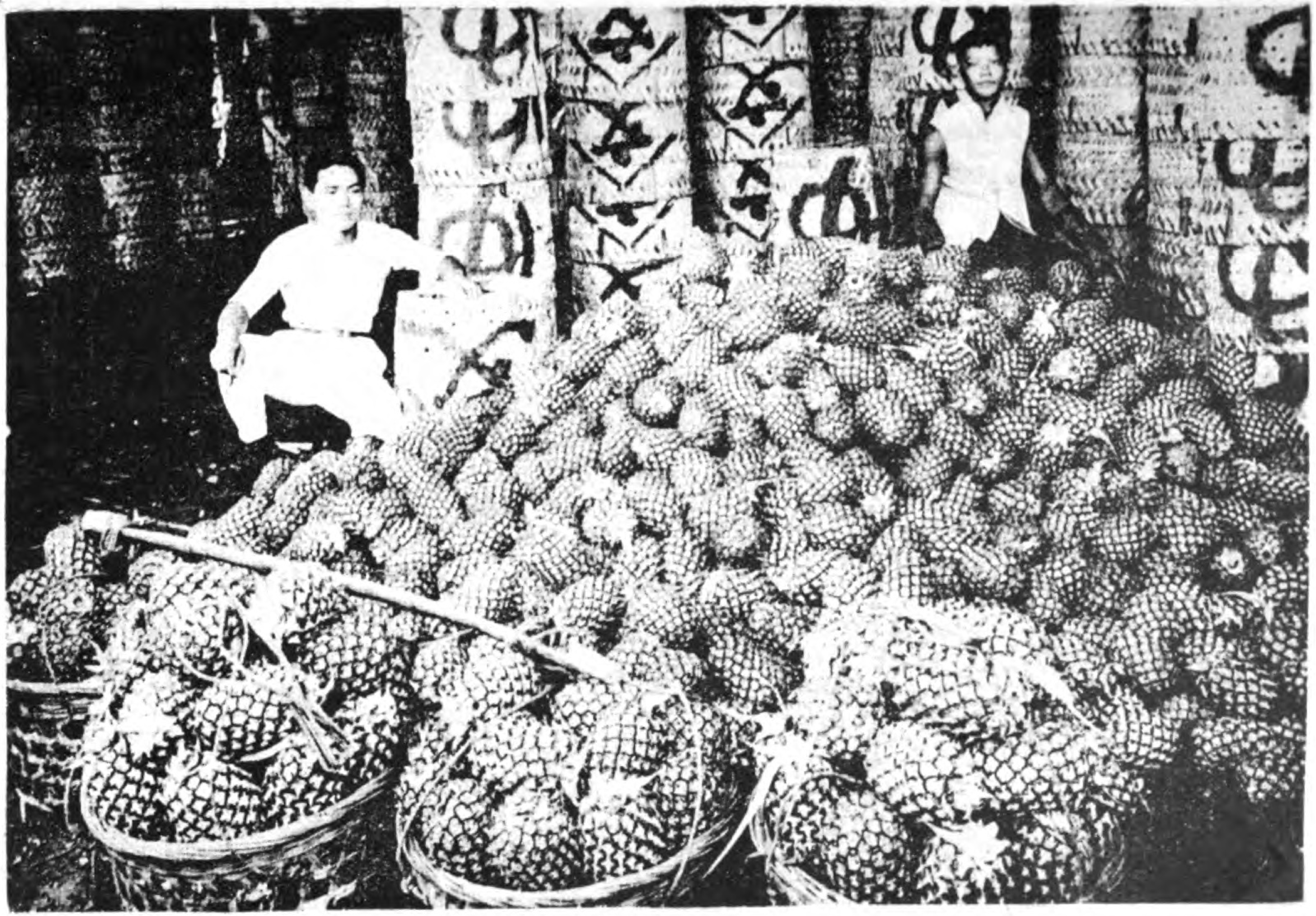

南國趣味の鳳梨の荷造り（員林）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

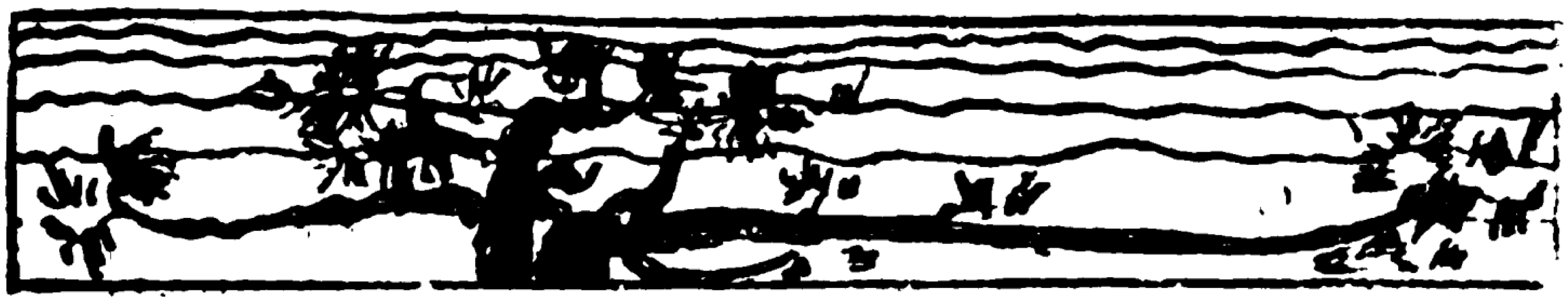

暴風雨來

熱帶暴風たる颱風の進路に當る臺灣は、每年夏季に際し、少きは一回、多きは六七回の、暴風雨の襲來を蒙り、電氣水道を初め、鐵道・橋梁・道路・河川や乃至、田園・家屋・人畜・作物等、人間建設の總ゆる國富は、之が爲め破壊蹂躙せらるゝを例とし、其の損害に加ふるに、更に修補の費用を以てす、國家民衆の損失、年々實に莫大なものである。由來暴風雨は、個人偶發の疾患の如く、國家不時の災害として、洵に怖るべきものに相違ない。が、一面又た好箇の刺戟として、人間砥礪の方便たるを失はない。斯る地文條件の下に生存するものは、極力自然に對抗するに非らざれば、即ち人類敗退の結果を招くべきを以て、自から勇往邁進するに至らねばならぬ。今や臺灣の經營、爲すべきの事業は尙ほ頗る多い。會ゝ暴風雨來は、吾人に與ふるに幾多の經驗と注意とを以てし、併せて精神的に吾人を鞭撻するもの。冀くは一難毎に一勇を加ふるの意氣を以て進まむことを。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

臺灣汎太平洋俱樂部例會と講演

臺灣汎太平洋俱樂部例會は七月七日午後七時から總督官邸に開かれた、名譽會長たる内田總督も賀來會長も孰れも御用上京中であつたので高木副會長から今回同俱樂部の名譽副會長に推された米國領事グッディアー氏英國領事ヒップ氏等を紹介し更に新入會者の氏名を讀み上げた後直ちに講演に入りグッディアー氏の「汎太平洋聯盟と國際關係」に次で林學博士金平亮三氏の「臺灣の植物界と其の分布上に於ける地位」の講演があつて午後九時半散會した、兩氏の講演は別項に揭ぐる通り孰れも興味あり且つ有益なるものであつた。

故明石總督五年祭

故陸軍大將明石臺灣總督の五年祭は七月二十六日の朝光麗かな午前七時から臺北三橋町なる故將軍の塋域に於て執行せられ内田總督(不在に付代理)鈴木軍司令官、賀來總務長官(同上代理)を初め官民三百餘名參會し故將軍の令息元長男は内地より渡臺ありて參列せられ盛んなる墓前祭が執行された、當日吉田總務長官代理の捧讀された祭文は次のものであつた。

祭文

維時大正十三年七月二十六日故臺灣總督臺灣軍司令官陸軍大將正三位勳一等功三級男爵明石元二郎公の墓前祭を執行するに際り明石財團長正四位勳二等賀來佐賀太郎謹んで告げて曰く嗚呼公沈毅明敏の資を以て身を武職に起し學殖來に超え事に臨み善く斷す出でゝは海外駐剳の武官となりて各國の狀勢に通熟し入りては參謀本部の中樞となりて國防の機務を策畫し英名夙に聞え稱して偉器と爲せり彼の外征の二大役より韓國併合及び世界大戰に至るまで職司の進むに伴ひ益々輿望を負ひ施設宜きに適し着々殊勳を奏せられしことは長く世の記憶する處なり其の臺灣總督として任に此の土に蒞まるゝや歷代の治績を攷へ島民の現狀に徵し先づ心を產業政策の遂行に留め各般の運施と相待ちて全臺の富を增し以て帝國南鎭の基礎を鞏固ならしむるに力められき武勳既に此の如く文勳亦愈々顯著ならんとするに及び不幸中道にして薨去せられしは眞に中外の哀惜する所然かも典型儼然楷模則るべき者あり公の靈亦以て瞑せらるべし公の長逝せられしは恍として昨日の如くなるも早く已に五星霜を經たり三板橋上なる公の塋域に在りては歲次其祀典を致し以て思慕の衷を陳ぶるを例とす令嗣元長君現に學習院に在りて學に勉む今茲夏期休業に際し遠く重溟を渉り來りて掃墓せらるゝに由り我等胥謀り公の十月の忌辰に先ち今月今日を以て其儀を行ふことゝなり爰に清酌時羞を陳れ謹みて追祀の忱を致す國家方に多事偉人を思ふこと益々切なり維れ梓及榕墓門隆を成し萋然として見るが如し英靈昭鑑し尙くは饗よ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

祭式は七時四十分に終り記念遺墨は参列者一同に頒たれた。

霧社蕃地献穀畑の拔穗祭

臺中州下霧社蕃地バラン社に選定された新嘗祭供御献穀畑の粟の拔穗祭は七月十八日午前十一時から祭場として注連（しめ）打ち廻らされた黄金色の足穗（たりほ）の垂れて氣澄み渡る最と清淨な献穀の粟畑に於て式典最と莊嚴に執行された、當日拔穗使を承はれる常吉臺中州知事は隨員と共に衣冠束帯にて祭場に参向し鈴木齋主々祭の下に祝詞（のりと）を奏し終りて後、粟畑に進みて拔穗の式を行ひ次で拔穗使、献穀人蕃人の順にて玉串を捧げ又た此の式に参列された相賀內務局長以下参列員は順次玉串を捧げ斯くて拔穗の式祭を終了したが當日は土地柄とて参列者中附近蕃社の蕃人多數が参會したので大いに異

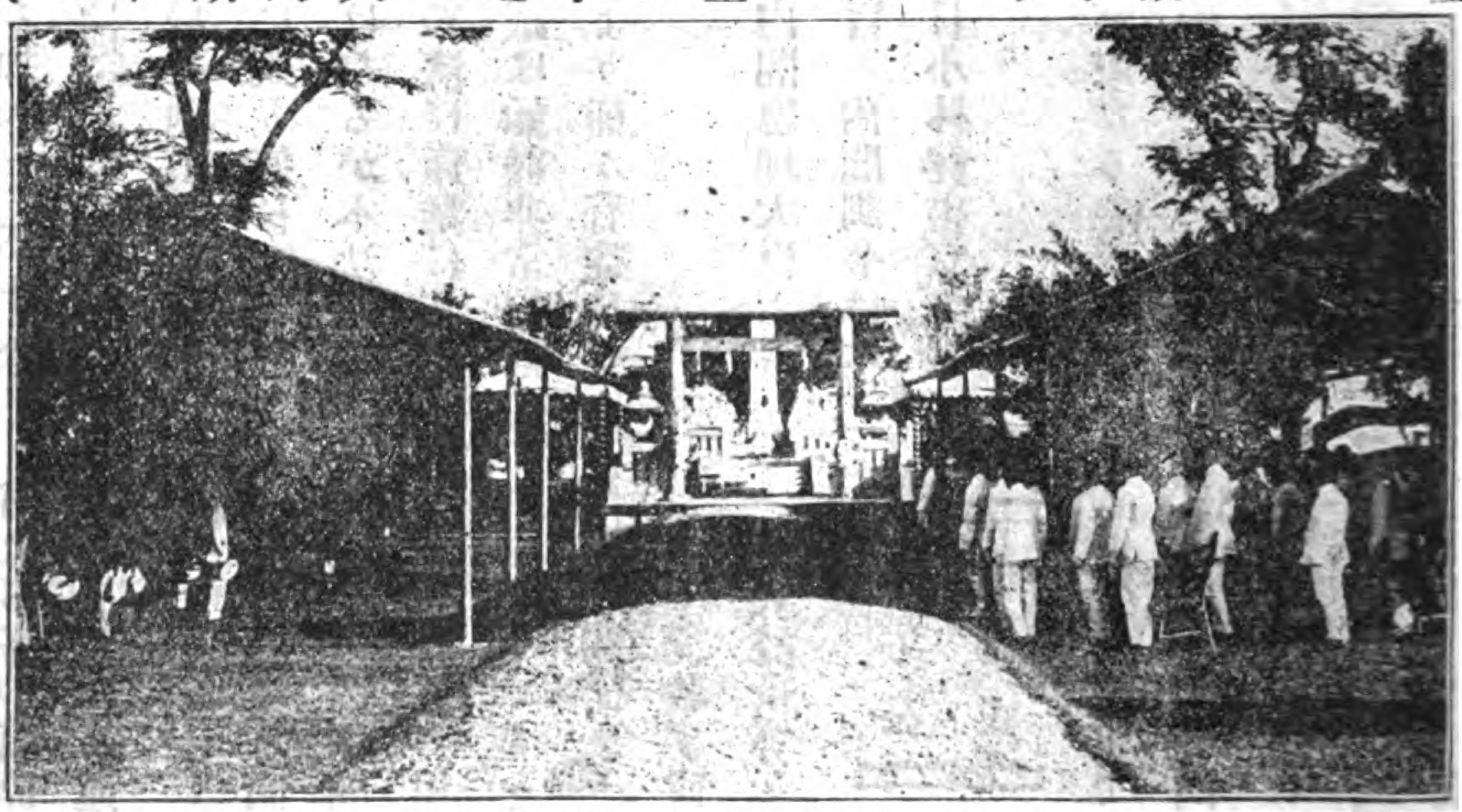

彩を放つて見えた。

總督府十三年度追加豫算

總督府十三年度追加豫算は別項島情欄掲載の通り七月二十二日官報を以て發表された、其の歳入臨時部百二十一萬七千二百五十四圓、歳出經常部百二萬一千三百八十六圓、同臨時部四十一萬六千九百六十二圓で外に豫算外國庫の負擔となるべき契約等詳細別項の通りである。

故明石總督の五年祭

度量衡主任官會議

這回臺灣度量衡規則の改正施行あり明年一月より計量器其他の實施を見んとするの際總督府に於ては其の施行準備として該法の主眼たるメートル法統一竝に計量器及び商品量目の取締を徹底せしむる爲め去月二十八日より三日間總督府に度量衡主任會議を開いたが参列者は別項島情欄記載

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の各州廳吏員の外に府內各部局員を加へて六十餘名、會長は殖產局長（松岡事務官代理す）幹事番外は山口度量衡所長之に當り第一日に於て別項吉田總務長官代理の訓示ありて後附議事項に入り連日審議を重ね豫定會期を以て終了閉會を告げたるが本法施行は實に我が國民生活に新期を劃し經濟に產業に其の效果の及ぶ新尠からざるを以て會議は始終非常の緊張を現はし參列員は各專門的見地より種々有益なる討議を交ふる所があつた。

官紀肅正の通達と事務簡捷の通牒

去る六月二十四日內閣總理大臣より發せられた左揭要旨の內閣訓令は本島に於ても八月一日小林祕書官の名を以て各官廳へ依命通達を發した

（一）服務規律を恪守し端正廉潔官吏たるの威信を保持すべきこと（二）官吏は情實の弊を排し公私の別を明にし嚴正公平の地歩に立ちて官務に鞅掌すべきこと（三）誠實恪勤の件（四）懇切鄭寧を旨とする件（五）執務時間勵行の件

尙は事務の簡捷及び能率增進の達成に關する一方法として左記の通り府議決定の上府內各課局部長に通達し各官衙長にも夫れ〳〵通達した。

一、面會時間　事務の繁閑を稽へ隨時之を按排し最も經濟的に處置すること

二、文書の用紙及記載方法　原則として洋紙にペンインキを以て記載すること但し保存、形式等の關係より特に必要あるものは和紙に筆墨を以て記載す尙便宜に依りタイプライター、謄寫版炭酸紙等をも使用すること　（以上）

松方公遙弔式

維新の元老悉く凋落して獨り此の公を存した松方正義公も頽齡九十にして終に免るべからざる人間の定命を辿り帝都に於ては國葬の禮を以て盛んなる葬儀の行はれたるが臺灣に於ても當日七月十二日午前九時から臺北偕行社にて內田總督賀來長官（何れも不在に付代理）鈴木軍司令官を初め文武官民二百餘名參會し神式により盛大なる遙弔式を執行して公の英靈を

弔うた、尙ほ全島主なる各地に於ても官民發起にて夫々遙弔式を執り行うた。

内田總督の歸臺

去る六月二十一日議會の用務を以て上京された内田總督には臺灣の追加豫算も無事に通過し臨時議會も閉會し政府委員としての任務を終りたるを以て七月二十八日拂曉基隆入港の蓬萊丸で丁度三十八日目で歸臺された、本船には吉田總務長官代理を初め臺北基隆の多數官民の出迎ひがあり同午前八時三十分歸著された臺北驛にも文武官民多數の出迎へが中々盛んであつた、總督は小林祕書官と共に自轉車で直ちに官邸に入られた。

巨船扶桑丸の就航

總督府命令航路の内地線は郵商兩船會社とも六

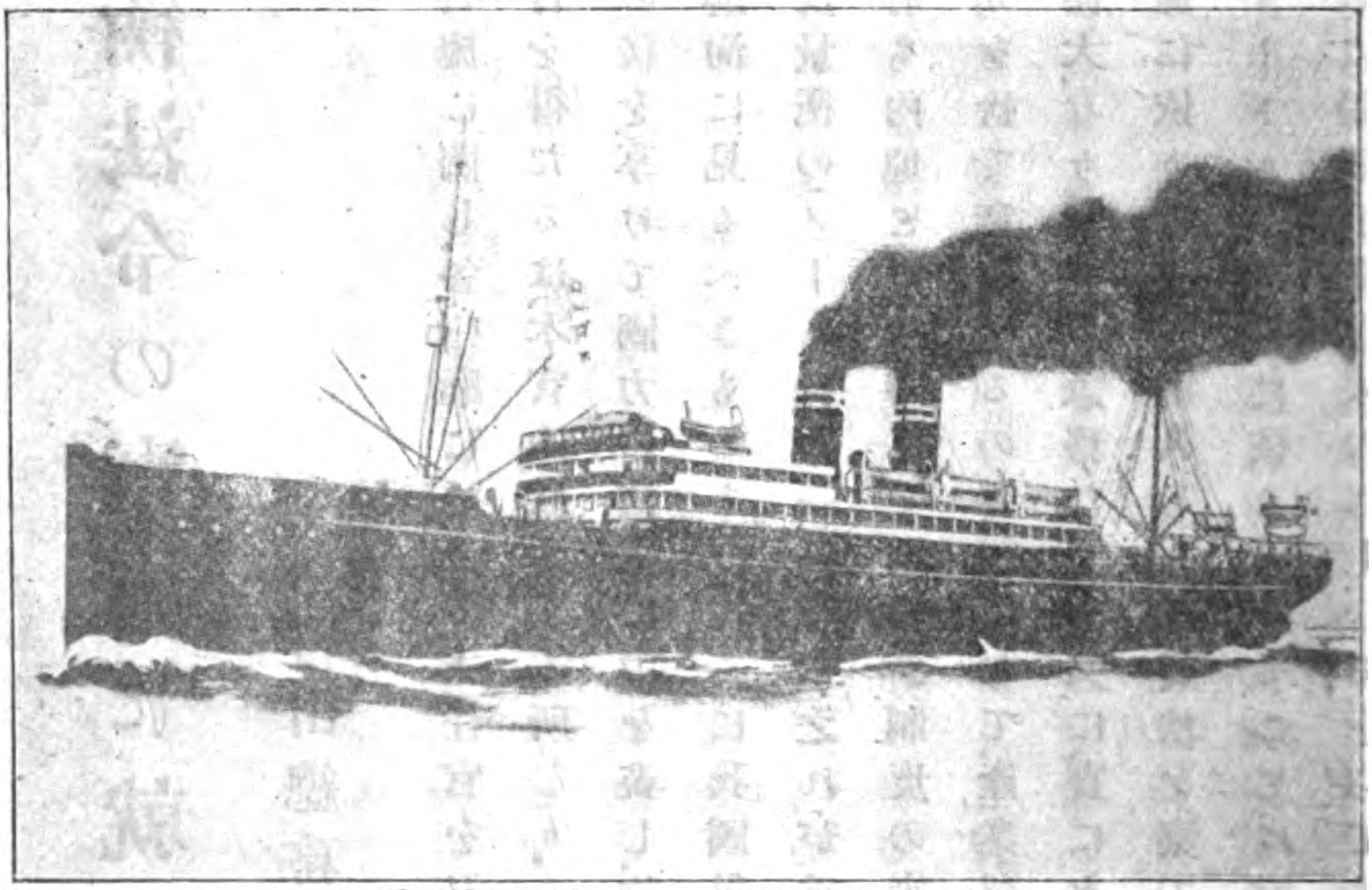

内臺航路に就航せる巨船「扶桑丸」

千噸級の汽船各三隻を宛てたりし處商船は優秀船交代計劃の下に曩に總噸數九千五百噸の蓬萊丸を、次で同姉妹船たる八千三百三十噸の扶桑丸を就船せしめ扶桑丸は七月二十二日拂曉其の初航として基隆に入港した其の客室及び船内の設備は何れ劣らぬ新善なものであるが斯くて内臺交通が漸次快速優秀のものに變り行くことは一般海運界の爲には勿論我等植民運動の利便のためにも喜ぶべき現象である。

臺灣の暴風雨

毎年夏季に襲來するを例とする臺灣の暴風雨は本月四五の兩日全島に襲來し北部に於ては五日最も劇しく各地出水被害甚大、四十四年の風水害以來のものと謂はる詳細なる被害報告は次號に揭ぐべし。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

改正度量衡法令の實施に就て

吉田總務長官代理訓示

茲に改正度量衡法令の實施に關し、各州廳に於ける主任官を召集し、協議會を開催するに方り、諸君と相見るの機會を得たるは、本官の欣幸する所なり。

今や世界の列强は、大戰の後を享けて國力の恢復に力を盡し、物質的精神的方面に涉りて一大改造を行ひ、其の實跡洵に見るべきものあり。惟ふに我國現下の狀勢は、諸般革新を要すべき事項尠しとせず。度量衡の(メートル)統一は、實に之れが重要施設の一たること言を俟たず。此の秋に方り、本府も內地と同一時日を期し、新制度の實施を見るに至れり。此の統一は、繁を去り簡に就き、冗を捨て實を採るの要諦にして、產業・貿易交通・敎育・國防・を初めとし、日常生活に資する所甚大なり。刻下の急務たると共に、實に永遠の國策とす。

然れども、此の法律の實施に依り、古來因襲久しき尺貫法を棄て、又商工業界に根抵深き(ヤード・ボンド)法を廢止し(メートル)法のみに依らしむることは容易の業ならず。之が實行の緩急を過つに於ては、徒らに紛糾混亂を來たさしむるを以て、性急に決行し得可きにあ

らず。爰に鑑み、官廳公署を初め、民間主要事業に付ては十年、其の他の一般に對しては二十年間の、猶豫期限を附し、又慣用度量衡器は、實施後十年間其の檢定及賣下を行ひ、十五年後は之れが使用を禁止せらるゝの規定なり。此の猶豫期間は、萬止むを得ざる場合を顧慮して付せられたるものにして、法令の趣旨は、宇內の趨勢に順應し、猶豫期間に拘泥することなく、出來得る限り速かに、改正の實を擧げんとするに在り。各官は深く爰に意を留め、法令の趣旨に戾ることなく、指導獎勵、能く實情を看取し、適應の施設を採らざるべからず。尙ほ本改正の如きは、獨り官廳の力に俟つべきにあらざるが故に、能く其の趣旨を明かにし、國民の自覺を促し、以て遺憾なく其の成績を擧げむことを期せざるべからず。隨て直接其の指導取締の任に膺る諸官に對し、一層の努力を期待する所以なり。

現今、學術產業上に計量の基準として、啻に度量衡のみならず、溫度・壓力・工率・等の計量單位を用うる場合多きを加へ、同時に溫度計・壓力計・浮秤・等の使用も逐年著しく增加し、各種の法令に於ても此等の計量器に依り檢査を爲し、又は之が備付を命ずるの規定あるもの尠からず。而して物資計量上に缺くべからざる準器たること、度量衡器と敢て異なることなきに依り、其の檢定及取締を行ひ、亦之が製作・修覆・販賣營業に關する規定を設けたり。別項本島に於て、瓦斯(メートル)は、從來量器として取扱はず、從つて之が製作・修覆・販賣及使用等總て制限せざりしも、氣候の關係上同(メートル)は、內地に比し一層差狂を生じ易きを以

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て之が正確を期するの必要あり。內地規定に準じ、量器として追加し、其の檢定及取締を行ふ。同瓦斯(メートル)は專賣とせず、民間業者に特許し、之が經營をなさしむ。

商品の量目に付ては、其の實量を不足と爲す弊習漸く多く、甚だ遺憾とする所にして、此の如きは、啻に內外取引の信用に影響する所大なるのみならず。公益を害すること鮮少ならず。之が取締の規定を設け、又包裝・箱詰・罎詰品・等にして、正味量の表記あるもの、實量の不足する場合は、處分せらるゝに依り。正味量の表記ある商品は、安んじて之を購買するを得、又商品には其の信用上正味量を自然表記するに至るべきは當然なるも、取締官は可成自發的に表記することに指導を要す。尙ほ改正法には正味量の強制表記を命ずる規定を設けられたり。其の強制すべき商品の種類及方法は時宜に鑑み之を指示すべし。

今や宇內一新の時機に際し、極力國運の進展を期せざるべからざる場合に於て、度量衡竝計量の統一に付き益々之が利用改善を圖り、以て文化の發達に資することは最緊急のことなりとす。今回制定に係る法令の實施に付ては、其の關係する所甚だ廣きを以て茲に特に諸官を召集して改正法の趣旨を明かにし、施行上遺憾なきを期せむとする所以なり。

—大正十三年七月二十八日總督府に開かれたる度量衡主任會議に於て(標題は便宜編者附設す)—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣の植物界とその分布上に於ける地位

林學博士　金平亮三

一

植物の種類及びその分布の狀態は、その國の產業上に重大な關係があるばかりで無く、國民性の上にも尠からぬ影響を持つて居ります。元來日本の植物はその種類に富むこと世界に名高く、又珍らしい種類の多いことでも他に餘り類例が無いのであります。これには色々の原因があります。或は日本の地形が南北に細長くて氣候の變化に富む事も其の一つであり、又雨量が多くて植物の繁茂に適する事も亦一つの原因であります。然しながら、も一つ重大な原因をなすものは、地質時代に於ける植物の分布の關係であります。今歐洲の植物と日本の植物とを比べますと、その種類は歐洲に於ては非常に尠いのであります。これは何によるか。決して氣候のみの影響では無い。往時氷河時代に地球は北から段々冷えて來ました。植物はその爲めに次第

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に南進したのであります。が、歐洲の植物は彼のアルプスが東西に横はつて居る爲めに南下する事が出來ずに、大部分の植物は滅びたのであります。反之、東亞の方面はどうかと申すと、一旦南下した植物は、氣候が温暖となるに從つて再び北上する事が出來たので、今も尚ほその種類に富むのであります。か樣に日本はその植物の種類に富む爲め、早くから歐洲諸國の學者が注意して居りましたが、殊にケンペルやツンベルグなどの日本紀行が現はれてからは、一層日本に對する好奇心を起さしめ、中にもフイリプ、フオン、シーボルドなどは、文政六年即ち一八二三年、日本に參りました。昨年彼が長く居つた長崎で百年紀念の催しがありました。そのソンボルドは獨乙人でありますが、和蘭の衞生士官といふ名目で日本に參り、多くの植物を採集して歐羅巴に送りましたが歐洲の學者は驚異の眼を以て之を見たのであります。その後日本には續々採集家が來ました。中にも有名なのは露國のカール、マキシモウッチで、文久元年即ち一八六一年に日本に參り、須川長之助と云ふ忠實な採集家を傭ふて、共に澤山の採集をして本國に送りました。その他フオチユンとかオールドハムなども參り、何れも多くの標本を持つて還りました。如此關係から、日本の植物の大部分は歐洲の學者の研究によりて發表せられました。それ故今日でも日本の植物を研究するには、日本から標本を携へて倫敦のキユー植物園とか巴里の腊葉館とか、或は又亞米利加ボストンのアーノルド、アルボレタムなどまで行つて、比較研究する必要のある場合が少く無い狀態であります。

二

臺灣の植物界はどうかと申しますと、臺灣は歐洲の學者が闇黑の地域（テルラ・インコグニタ）と申した位に、この島だけは外國の學者が手を著け得なかつたのであります。一つは氣候風土が瘴癘であるのと、蕃人が居る爲めに中まで行き

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

得無かつたのであります。初めて本島に來た採集家は英人フォチュンで、この人は日本にも來たのでありますが、安政元年即ち一八五四年に來ました。その後ウィルフォド、スインホー、グレゴリーなどが參り、明治になつてからは、カンベル、ワッタース、ブレイフエリー、ヘンリー等が參り、又日本人の採集家も來ました。是等の人の採集は、基隆・淡水・鵞鑾鼻・高雄・萬金庄など極めて限られた範圍であります。この中ヘンリー氏は元、上海の税關の役人でありましたが、臺灣には明治二十五年から二十八年まで居りて最もよく調査し、明治二十九年に亞細亞協會から臺灣植物目錄を出版しました。これは臺灣植物最初の報告であります。當時の調査としては中々精細に研究せられ、土語效用等も記入せられて居り、非常に參考となります。登載してある植物の數は千四百二十八種あります。ヘンリー氏は目下アイルランドのダブリン大學の敎授であります。歐洲の諸國が殖民地を經營するに當り、第一に著手したものは植物調査であります。例へば、比律賓の如きは領有と同時に有數な植物學者を送りて植物の調査をなし、今倘は續々研究を發表して居ります。又爪哇の如きもブルーム氏により植物誌が出來て居り、錫蘭島はトライメン氏により、馬來半島はリンドレー氏により、夫々植物の調査が行はれました。中にも英領印度はその面積が廣く、初めロックスブルグにより印度植物の調査の一部が出來ましたが、更にジョセフ、フッカー氏により印度植物誌が完成せられました。フッカー氏は二三十人の助手を使ひ、前後三十年を費して第一卷から七卷までの大著述を、今より二十七年前に成し遂げたのであります。載せてある植物の數は二萬何千もあります。ヴィクトリヤ女皇はフッカーに「卿は印度殖民地の寶庫の鍵を與へて呉れた」と宣はれたと云ふ事であります。この外今も倘は進行中のものは澤山ありますが、今後はアフリカやニユーギニア方面等の調査が進む事と思ひます。特に近頃出來ましたブラジル植物誌の如きは六十六年かゝり、三代の植物學者によりて完成したのであります。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

植物調査は、その國の産業の基本となるのであつて、植物そのもの丶利用といふ外に、植物の種類より推してその國の産業は如何にすべきや、と云ふ問題を解決するの指針となります。か樣な次第で、臺灣も領有となつて間も無く、東京帝國大學から多くの植物採集家を派遣しました。然し、元より豫算が少いので充分の仕事が出來ずに終りましたが兒玉總督、後藤民政長官の時代に、臺灣でも是非植物調査をやらねばならぬ必要を認められ、理學博士早田文藏氏の建議によりて組織的の調査を實行することになり、明治三十八年臺灣植物調査が始められました。今は故人の技師川上瀧彌氏が主任として、早田博士は專ら東京に於て研究すること丶なりました。早田博士は非常なる熱心と努力とにより從事せられ、加ふるに植物學の造詣深く、且つ一方では臺灣の蕃界に危險を冒して採集する多くの人の獻身的の働きにより、その仕事は著々と進行し、明治四十四年初めて臺灣植物圖譜第一卷が發表せられ、大正十年に第十卷を以て一先づ完結したのであります。この著述はラテン文で植物の圖か入れてあります。實に世界的の大著で、歐米の學界に對して臺灣が第一に誇り得べきものであらうと信じます。而してこの著述は啻に學術的の方面に於てのみならず、臺灣を世界に紹介する上に於ても多大の功果があつたのであります。大正九年即ち第十卷の出來る前年、帝國學士院は早田博士の功績を認めて桂賞を授與しました。その審査の要旨中に「往時泰西の博物學者によりて斯學上世界の闇黑地域と呼ばれたる臺灣も、早田博士の研究發表によりて開明地域の列に這入る事が出來た」と云つて居ります。早田博士最後の著書によりますと、臺灣の植物の數は、科に於て百七十、屬に於て千百九十七、種類は三千六百五十八種と七十九變種とであります。而してその種類は、羊齒類中の互韋科が四百餘種で、その外に多きものは禾本科・菊科・荳科・蘭科等であります。即ちその種類の多き科を見ますと、熱帶の特色が現はれて居ります。更らに植物の分布はどうかと云ふと、割合に複雜して居ります。御承知の通り、臺灣の

中央には南北を縦走する高山がありますが、海拔の低き處より高きに上ぼるに從ひて、熱帶より暖帶・温帶・寒帶に至るまで、夫々特有なる植物が生えて居ります。今是等の各帶に就き説明を致すことは、餘りに專門的になりますから、この位にて止めて置きます。

三

次ぎは「臺灣植物の分布上の地位」といふ事に就き少しく述べて見度いと存じます。分布上の地位と云ふのは、專門的に申せば「區系」即ちフロラであります。フロラに對する言葉に「景觀」と云ふのがあります。區系と景觀とはどう云ふ事かと申すと、今假りに私共が淡水に參りますと、海岸に草原があります。夫から今東京の附近にある鎌倉に行くと、矢張り海岸に草原がある。この草原は、鎌倉も淡水もその景觀が同じであります。然しながらそこに生えて居る植物の種類をよく觀察しますと決して同一ではない。何となればその區系が異なるからであります。然らば區系とはどういふ事かと申すと、今臺灣に一つの松の種類が生育して居ります。この松は日本にはあるが、支那にも比律賓にも無い。又玆に櫻があるこの櫻は支那にあるが日本にも比律賓にも無い。なほ玆に柳がある。この柳は比律賓にあるが支那と日本とには無い。か樣にそこに生育して居る樹種につき、一々附近の地帶に於ける植物と比較して見ますと、同一の植物が最も多く分布して居る區域が分ります。この區域は即ち區系であります。この植物の分布の狀態を調べます事は、非常に面倒で且つ手數を要します。今臺灣の植物につき調査したものゝ一、二を申すと、早田博士は明治四十三年に調べました—その當時はなほ調査の進んで居らぬ時代でありますが—それによると、日本系が三十四%、南支那系が三十四%、中央支那系が二十八%、馬來系が二十六%、印度平原系が二十五%、固有種が十七%、北支

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

那系が九%、ヒマラヤ系が七%、濠洲系が五%であります。それから曩きの早田博士の圖譜最後の第十卷迄に於ける三千六百五十八種と七十九變種に就き、その分布系を調べたものによると、臺灣固有種が四十二・九%、日本内地系が二三・二%、南支那系が二二・六%、中央支那系が一八・六%、馬來系が一八・〇%、印度錫蘭系が一・七五%、北支那系が六・四%、ヒマラヤ系が四・五%、濠洲系が三・一%となつて居ります。又私が臺灣の樹木九百九十八の要素に就き調べた結果によりますと、臺灣固有のものが三六%、支那系十八%、日本系十四%、印度系十三%、馬來系十%、比律賓系五%、濠洲系三%、アフリカ系一%になつて居ります。即ちその結果は必ずしも同一で無いが、大體どういふ區系に近いかと云ふ事が分ります。勿論ドルーデ氏も世界の植物の地理的分布を調べて居りますが、之は單に大略を示したに過ぎませぬ。然しながら現代の植物の分布の狀態のみを以て、その區系を論ずる事は本當でない。即ち現在の植物は、遠き昔から次第に分散し、或は進化して來たものでありますから、昔の時代に於けるものも參考にする必要があります。獨乙の植物分類學・植物地理學の大家エングレルも、植物の區系は昔に溯つて考へねばならぬ、少くとも第三紀時代までも考慮に入れねばならぬ、と申して居ります。今一つの喩へを申しますと、日本の植物はアメリカの東海岸の植物に似て居る。これは單に現在の分布狀態だけでは說明する事が出來ない。即ち地質時代に立ち歸へつて考へねばならぬ。元々日本は亞細亞大陸に、又アメリカとは北の方が接續して居つた。然るに氷河時代にその植物は總て南下したのである。然しアメリカには中央に大きな湖水があり、西方にはロッキー山があつて、東西を分離しましたが、東海岸の植物は還元したに係はらず、西海岸の氣候は乾燥して他の植物が侵入することゝなり、日本の植物は却つてアメリカ東海岸の植物に似る樣になつたのであります。

尙ほ今一つ手近の例を申します。今假りに阿里山に上ぼります。ヒノキ・ベニヒの純林がありますが、この

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

純林は決して古くよりヒノキ・ベニヒから成つて居つたのでは無い。恐らくはタイワンスギとかランダイスギなどの純林であつたらうと思ひます。タイワンスギは割合に日光に弱く、又稚樹が發生し惡い。そこで一旦森林の一部が破れて林地に日光が强く當ると、タイワンスギよりも日光に對して强い樹木が這入つて來ます。卽ちヒノキなどが生へて來た。然しこのヒノキも亦た日光に餘り强くないから、これよりも丈夫なベニヒが進入するに至つたのであらうと思ひます。それ故現在のベニヒやヒノキも、何日までもあの狀態にある譯ではない。既に一部には他の針葉樹、又一部には濶葉樹が次第に攻め寄せて居るのであります。それ故、假りに現在の森林を何日までも自然の儘に置くならば、乾度その林相が變つて來るのであります。か樣に申すと益〻植物の分布卽ち區系を調べる事が困難になります。が吾々は只現在の智識で判斷し解釋するより外に方法がないのであります。それでは何を標準とするか。前にも申した如く第三紀まで溯る。勿論中古・太古のものも必要でありますが、古い時代のものは植物の保存が惡いから、せい〲三紀までゞあります。然しながら第三紀層なるものは何れの地にもある譯では無い。そこでこれを比較するには、現在のものでも成る可く古いタイプの植物につき分布を調べる事も一つの方法であります。卽ち針葉樹―マツとかスギの如き―は古いタイプの一つでありますから、この種類に就きて分布を調べる事も參考となります。針葉樹は現存せるものは世界に四十七屬、四百餘種ありますが、東洋には二十五六屬、日本には十七屬、支那には十九屬、臺灣には十五屬あります。今臺灣の針葉樹を取つて之を日本と支那に生えて居るものに比べます。極く簡單に申せば、臺灣と支那とにのみ產して世界の何れにも無い屬が四つあります。が日本と臺灣にのみ共通する屬は一つも無いのであります。又支那と臺灣とに共通し＝世界の他の部分にはあります＝日本に無きものが五屬ありますが、臺灣と日本にあつて支那に無きものは二屬あるだけであります。今度は種類につきて申すと

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

少し面倒になりますが、臺灣と支那とに共通のものは六又は七種、臺灣と日本とに共通のものは三種ばかりであります。即ち是れによると臺灣の植物は日本よりも支那の植物に甚だよく似て居る事が分ります。尚ほ先きに述べた臺灣と支那とにのみ共通して他の世界に無き屬とは何であるかと申すと、第一は油杉の屬であります。昨年　攝政宮殿下が臺灣神社及び總督官邸に御手植になりました樹であります。第二は臺灣杉で、屬名をタイワニヤと云ひ、明治三十九年小西林學士が發見しました。最近支那雲南の西北に近く發見せられました、前にも申した通り非常に古いタイプに屬する樹で、漸次に無くなる運命にあります。第三は香杉又は巒大杉と云ひます。今まで一屬一種として福州杉屬がありましたが、これと同屬なる巒大杉が明治四十年これも小西林學士によりて初めて巒大山に發見せられたのであります。第四は最近私が恒春半島へ出張の時發見しました。今までは書物の記載を見た丈けでありましたが、實物を採集し調査した結果、臺灣には新しい屬で支那にもあります、今までウラジロマキと申した樹でアメントタクサスと云ふ屬であります。以上は臺灣と支那とにのみ特有な四屬であります。面白いことは、臺灣にある針葉樹で支那のものと同じ種類の多くが支那の東にあるものと共通せずに、却つて支那の中部か西部のものと同一である事であります。

四

次は比律賓と臺灣との關係はどうなつて居るか。比律賓と臺灣とは極めて近い距離にあります。一番近いのはヤミ島で、鵞鑾鼻から極く近い。所が比律賓と臺灣との植物は非常に縁が遠いのであります。その一般を調べて見ますに、臺灣に在る顯花植物の數は凡そ九百五十屬ありますが、このうち二百二十五以上は比律賓に無いのであります。又比律賓の顯花植物の屬は千四百ありますが、そのうち六百六十屬は臺灣にありませぬ。そうして臺灣と比律賓とにのみ共通して世界の他の部分に產しない屬は、一つも無いのでありま

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。而して比律賓と臺灣にだけしか無い種類は、四十に過ぎ無いのであります。即ち比律賓と臺灣とはその植物が甚だ違つて居りますから、支那と臺灣との關係の樣に、特別の種類なり屬なりを取つて比較する必要は無いのであります。只玆に注意すべきは、紅頭嶼だけは比較的比律賓に似た植物が多いのです。それは、潮流の關係によるものと考へられます。尚ほ又比律賓と臺灣とは啻に植物が異つて居るのみならず、動物の方も非常に違つて居る事を聞きます。例へば爬蟲類の中でも蛇類中、臺灣と比律賓との共通種は僅に一種丈けであり、蛙の類は一種も共通のものがありませぬ。その他鳥類・蝶類等も殆んど總て違つて居ると申します。

五

次に臺灣と馬來系の植物との關係はどうなつて居るか。昨年恰も汎太平洋會議が濠洲に開かれ、その時比律賓のマニラに於ける學術局長メリル氏は、その會議に列席し極めて興味ある報告をしました。それによれば、臺灣の植物分布上の位置も明らかになります。簡單に申しますと、メリル氏は先づ二羽柿科の林木の分布に就いて調べたのであります。二羽柿科は西はアフリカ及びセヘレスより、東は印度・錫蘭・馬來半島・スマトラ・ボルネオ・セレベス・爪哇・比律賓及びニユギニア地方まで廣がつて居ります。熱帶亞細亞の代表的林木でありますが、屬の總數十七、その種類は三百七十七あります。その種類が如何樣に分布するかを調査しますと西の方の所謂西マレーシャは種類が多いが、東の方即ち東マレーシャに行くに從つて少くなり、比律賓はその中間にあります。この狀態は何を示すかと云うことに就き、メリル氏が研究したのであります。今、馬來一帶に分布する顯花植物の屬の數は凡そ三千ありますが、西マレーシャに於て東マレーシャに無き屬は

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三百五十六屬、この中二百十八屬即ち六十一%が比律賓にあります。之に對し東マレーシャに無き屬は三百三十五屬で、この中六十五屬即ち二十九%は比律賓にあります。その分布の狀態が二羽柿科の林木の分布と稍々一致して居ります。然るに茲に注意すべきは、最近和蘭の地質學者モレングラーフ氏の馬來一帶に於ける海深測量の結果であります。それによると、スンダ諸島即ち西マレーシャと亞細亞大陸とは、第三期の終り或はその以前に連結して居つたものであり、これと同樣に東のニューギニア即ち東マレーシャは濠洲と連結して居り、この中間のセレベス・比律賓等は土地の隆起と陷沒の爲めに不安定の區域に置かれ、從つてその植物も群島的のものが多いのであります。更らに尙ほ注意すべきは、ワレース線であります。即ちワレース線はバリ・ロンボックの間より東上してマカッサル海峽に出で、ミンダナオとサンギ島の間を東に進みます。この線の東西に於ける動物の分布が非常に違ふ事を、ワレースが發見したので、ワレース線と云ひ有名であります。然るにメリル氏は今申した植物分布の上から調査した結果、この線はスルー群島とボルネオの間を北上し、ルソンの西側を過ぎ、遂に臺灣とルソンの間を東に進むのが正しいと云ふ事を述べて居ります。又シボガ探檢の結果により發表したるウェーバー線は、チモールの東からニューギニア・セーラムの間を過ぎ、ハルマヘイラの西を右に迂廻した線で、ニューギニアとスンダ諸島の動物分布の境界線であります。このウェーバー線とワレース線の中間は不安定の地域でありますが、臺灣と馬來との關係はメリル氏の訂正した如くバシー海峽によりて全く隔てられて居るのであります。又前に述べました二羽柿の林木の如きも、ルソンの北部にあるバブヤン島には五屬五種も分布して居りますが臺灣には一種も無いのは、卽ちその關係を明らかにするものであります。如此臺灣と支那とはモレングラーフの地圖にある通り連結して居り、下つて海南から馬來・スマトラ・爪哇・ボルネオは一つの陸地になつて居つたのでありま

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。茲に注意すべきは二羽柿科の林木が、若し風により或は潮流により、容易に繁殖分布するものであるならば、現在の分布狀態は甚だ不確實なもので、その分布を根據として論する事は出來無いのでありますが二羽柿はよく研究して見ると、風によるも遠くには飛ばず、又水中に於ける發芽の保存期も極めて短いのでありますから、二羽柿だけの分布に就て考へても、比律賓とボルネオ或は比律賓とハルマヘイラ・ニユーギニアは、何日の時代にか＝恐らくは第三紀に＝連結して居つた事が證明せられるのであります。

臺灣には尙は馬來系や濠洲系の植物がありますが、馬來の植物は一旦支那を通つて臺灣に入り、濠洲のものは比律賓から更に西マレーシャより支那を經て這入つたものが少くないと考へられます。以上臺灣と支那及び馬來との關係は、只今述べました大體によりて御了解になることと存じます。臺灣の生蕃が馬來や比律賓系統でありますから、その植物も同樣であらうと考へる人もありますが、それは間違つて居ります。その分布の系統から申せば、支那大陸と直接の關係を有し、馬來とは單に間接の關係に過ぎないのであります。

——大正十三年七月七日總督官邸に開かれたる汎太平洋俱樂部例會に於て——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

汎太平洋聯盟と國際的關係

臺灣汎太平洋倶樂部名譽副會長
臺北駐在米國領事　エチ、ティー、グッディアー

會長並に會員各位、私は今夕御歷々の集會に於て一席の講演を爲すの光榮を荷ひたるも、諸君の前に述ぶべき十分なる資料を有せざるを遺憾とし、又た各位の貴重なる時間御割愛に就て痛く恐縮に存ずるのであります。尙ほ私は今日の例會に於て、會長並に名譽會長とも御不在なることに就て特に遺憾に存じます。

扨て世人は太平洋を以て一の獨特なる經濟的單位となし、太平洋は夫れ自身單獨なる經濟運動を爲し得べきもの、如く論議して居るが、今日の如く世界交通機關の發達せる時代に於ては、太平洋も最早や單獨なる經濟的單位たることは出來ぬと思ふ。私の觀る所を以てすれば、汎歐羅巴聯盟、汎亞米利加聯盟、汎太平洋聯盟は、今日各々其の墻壁を撤し、一致協力して世界各國に關する學術的、教育的或は經濟的資料に就き、相互に蒐集分配することに努力を要すべきものと思ふ。現代に於ては、世界は尙ほ一層緊密なる經濟的關係を必要として居るのである。然るに露西亞は今日猶未だ政局混沌として民衆の向上、利源の開發も行はるゝに至らず、又た中央歐羅巴は、關稅其他通商貿易上の幾多障碍の爲め、克く協商して活動を爲すに至らず、而して獨逸の賠償問題も亦た未だ圓滿解決に至らざるを以て、汎太平洋聯盟も亦た其の沿岸諸國民の完全なる繁榮幸福に向つて、其の進むべき方途を求むるは困難である。而して謂ゆる「緊密なる經濟的關係」を達成

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

せんには、今日の如き組織狀態に在る國際聯盟は餘り效力なかるべく、實際這般の目的を達成するに適當なるものは、相當保障力を有する國際裁判卽ち世界法廷の設立であると思ふのである。

世人は極めて茫漠たる「世界的同胞愛」の主義を唱へて居るが、然し眞の國際的同胞愛の實現に就て、世界は恐らく適當なものであるまいと思ふ。卽ち利害を異にする各國が總ての問題に就き、共同一致の立場に於て折衝し得ざる以上は、世界總ての人類の一致調和は期待することは出來まい。

今日世界の各國民は、種々雜多の人類を包容する地理的區分に依らずして、人類的單位として世界的の諒解、世界的の協力の方面に向つて進まなければならない。例せば、日本人として、英國人として、或は米國人として諒解又は協力を得べきである。古代卽ちスメリア、バビロニア、アッシリア、エジプト又は昔時の歷史から近代のオーストロ、ハンガリーに至る迄の事蹟に由つて觀るに、徒らに無思慮に人種の血液を混合することは卽ち不自然なりと認めらる。私の主唱せんとするものは卽ち學術的、通商貿易的の一致協力といふことである。是等の學術的、商業的の一致協力は、汎太平洋聯盟の如き種類のものに依つて、一層良好に又た鞏固に達成せらるべきものと思ふのである。

又た各國は善く其國の資源と可能性とを利用し、自主經營の方法に依りて經濟的發展繁榮を獲得し、而して其の能力に應じて世界の幸福に貢獻すべきである。然し私は各國の交換する商務官又は貿易官に就て云々するには非らず。彼の條約に依りて規定された通商貿易の發展の目的に對して各國に駐在する代表者、各國の主權の下に於ける規則に從ふて商館を設け或は製造工場を設立し、又は出來得る限り其の地方の勞働を使用することは、亦是れ國際的發展の良好なる表象なりと思はる。斯くして廣き世界的の協力一致が圓滿に達成せらるゝものと思はれる。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

私は元來樂天家を以て自ら任ずる。私の所見では、今日世界の國民は。孰れも吾々の知り得る各種の利源を發見して之を利用せるが、而かも其の利源の發見たるや尙は他に潛在する多大なる利源の一分だにも當らざるものと私は樂觀して居る。今日吾人々類の「力の利用」といふものは、未だ二十％乃至三十％位のものであらう。然し乍ら近き將來に於ては力の利用は、少くとも七十％位に進まんことを私は希望する。卽ち力の資源が發見されて、之を善く利用するに於ては此の位のパーセントは敢て難しとせざる所ならんと思ふ。例せば水力の利用の如きも今一層之を高め得ることゝ思ふ。卽ち山水風光の自然美を破壞せずして更に大いに水力を利用し得ることゝ思ふのである。私は又た今日廣く使用せらるゝアルミニユームを普通程度よりも尙は低廉に採集し得ることゝ思ふ。斯くて其の產出を增加せば、此の鑛物の性質たる「非常に輕い」といふ特點を利用して、先づ經濟的に低廉な自動車を造ることが出來る。或は太平洋を三日間に橫斷し得べき航空船を造ることも出來る、又た單軌鐵道を造ることも出來るであらう。然る場合には、現在の安全速力四十哩なるものが一躍して二百哩乃至三百哩の速力たるを得るであらう。又た各國に於て現在の二倍三倍の人口を包容滿足せしむることが出來るであらう。

若し吾人が適當なる保障を遵守して行つたならば、吾々の此の文明なるものは永刧に決して外界より破壞さるゝことは無い筈である。吾々は吾々の物質的進步と共に進んで行つたならば、決して何等憂ふる所は無い筈なのである。

上述せる所は、總て將來に屬するものである。然し吾人の汎太平洋聯盟は當面の問題より進まなければならぬ。是等問題の中で最重要なるものは、總て資料を極公平に又た大いに積極的に分布擴充すべきことである。而して此の目的を達せんには、宜しく新聞紙、無線電信、活動寫眞等の力を借るべきである。聯盟の會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

員は將來此の方面に向つて、大いに賢明なる施設を爲して責任を全ふせらるゝことゝ思ふ。

現代に於て最も必要を感ずるは各國に於て最も完全なる道路を建設すべきことである。太平洋沿岸の諸國は、宜しく相協力して完全なる公道路を建設し、以て重量なる自動車の運轉交通に堪ふべきものを完成せんことを希望するのである。

更に地方的問題に論及すれば、臺灣汎太平洋倶樂部は海外に對して大いに農業的、工業的、商業的の發達を圖ると共に、貿易の發展に對しても亦た一般の努力を爲さねばならぬ。當倶樂部は臺灣に於て如何なる種類の利源ありや、將又た如何なる利便の存するや、或は將來の發達に對して如何なる施設計劃を爲しつゝありやを紹介するに力めなければならぬ。

斯くて日本は單に日本の利源開發の爲にのみ臺灣を利用することを爲さずして、廣く之を世界的貿易の目的の爲に利用するに於ては、臺灣は卽ち日本の利源開發地として保存するよりも更に大なる利益を擧ぐるに至るであらう。

以上は唯ゝ一個人としての私の雜感である。改めて諸君に提供すべき計劃あるに非らず。唯ゝ御希望に應じて其の責を塞ぎたるに過ぎず。清聽を煩はして恐縮に堪へませぬ。

——大正十三年七月七日總督官邸に開かれたる臺灣汎太平洋倶樂部例會に於て——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

上海の土地及裁判制度

臺灣總督府稅關事務官　井出季和太

目次

甲　土地制度
第一　序言――第二　土地官廳及地積計算法――第三　地券の種類――第四　土地の取得方法――第五　土地公用徵收――第六　土地の課稅――第七　地價及家賃
乙　裁判制度
第一　領事裁判制度――第二　正式裁判所――第三　領事團裁判所
第四　會審裁判制度――一　序說――二　沿革――三　適用法規――四　管轄事項――五　訴訟手續――六　組織
第五　裁判權の恢收

甲　土地制度

第一　序言

支那の土地制度は古來所謂王土觀念に胚胎し又土地は人民全體の共有なりと云ふ、思想を混じ、個人の土地所有權を存せずして永租權なるものを認め來りたり、公私法の區別なく、領土權と所有權とを同視し、地租を借地料と解せり、自ら外國人に對しても、土地所有權の讓渡を許さず、條約上永租權を取得することを許せり、外國人は之に依つて所有權同樣に土地の使用收益及處分を完全に實行し得るのみならず、負擔の輕減其他に於て所有權に比し一層優れる利益を享受しつゝあり。

上海居留地に於ける外國人地權の設定は所謂 Concession. の方法に依らずして Settlement. の方法に依り即ち外國人は土地の永借權を支那人、若くは支那政府より契約に依り之を取得したるものとす（註一）而して支那人は外國人に信託するの外は（註二）居留地内に於て新に土地を取得すること能はざるに反し、外國人は獨り居留地内の土地のみならず居留地外の土地をも取得することを得、殊に上海に在りては、支那地方官憲と協定して租界外上海縣及寶山縣に亘り、租界近接地に多數永租權を取得し、近年人口の増加及工業發達の結果郊外道路の延長に伴ひ、外國人は工場敷地として、廣汎なる區域を占有しつゝあり、就中日本人の如きも、上海に於て土地を取得したるは、近年一八七八年以後のことにして爾來二十有餘年特筆すべきものなかりしが、偶々歐洲戰爭に際し、殊に一九一七年以降（一）戰爭に依る財界の好況紡績其他工業の發達と（二）借家難の爲に新に土地の需要を生じたるが爲に其永租權を増加したるものとす。

第二　土地官廳及地積計算法

上海道臺衙門所屬の登記所に該當すべき機關は會丈局とし、工部局所屬の同種機關は丈量局（地產局 Municipal Cadastral Office）とす後者は一九〇〇年領事團の承認に依り、設置せられ工部局に所屬し、領事館登

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

錄の土地を管理す、租界內土地の測定登錄に關する事項所有者臺帳の作成をなし、土地の取得及移轉に關して每年領事より報告を受く、又租界外の土地に關しても領事團の請求あるときは、之が測定をなす（Millard's Review 30. Oct. 1920.）

是等特別官廳に於て採用する所の地積計算法は英尺に依り一步弓卽ち木尺六尺を五英尺半に換算し、七千二百六十平方英尺を以て、一畝（我二百坪弱）となし畝以下は分厘毫等の各位を以て遞降す（支那在來の定例は木尺六尺を一步弓とし、計二百四十步弓を以て一畝としたり）

第三　地劵の種類

永借權の移轉に關しては、地劵主義に依り地劵は卽ち、土地自體を代表するものにして左記種類あり。

（イ）支那人に對する地劵　支那人の所有に係る土地に向つて縣衙門よりの發給する地劵には宅地に對する方單あり、田畑沼池等に對する田單あり、又荒蕪地、埋立地、沿岸地に於ける土砂の堆起等從來總て無稅の地面たる所謂升科地（Crown or Slenke land.）の取得に對する升科單あり。

（ロ）外國人に對する地劵　道臺より外國人の土地に對し發給する地劵を地契又は道契と云ふ、卽ち外國人が居留地內土地の永借權を取得したる場合に讓受人の請求に依り道臺奧書の上、領事館を經由して發給するものとす、現在の實際は道契には交涉使及道尹之に署名捺印することゝせり、而して近年租界の發展に伴ひ居留地外の土地に關しても同種手續に依り之を發給しつゝあり。

第四　土地の取得方法

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

永租權を取得するには、當事者間に於て出租契約を締結す、本契約は讓渡人より永遠出租契據なる支那文の契約書を交付し、本證書には土地徵税並に警察上の實地を執行する村吏たる地保（Ti-pao）（註三）の押印を得たる後會丈局に提出し證明を得るものとす。

外國人が居留地内に於て支那人より土地の永借權を讓受け若くは舊地券たる方單又は田單等を憑據として賣買契約書たる永遠出租契據二通を作成し圖面を附し、其所屬領事館に地券の發給を出願し領事館に於ては土地臺帳に登錄したる上印刷せる地契用紙に願出各項を記入し地契三通を作り是を上海道衙門の會丈局に送致す、會丈局に於て讓渡人、仲介人地保及土地の位置、面積等に關し考査し賣買手續其他に差障なしと認めたるときは、會丈の期日を決定し、領事館に回答し領事館は工部局丈量局（地産局）及當事者に通知し、丈量局より委員一名を派し、讓受人、地保、會丈局員、領事館員其他關係者等と會同し、丈量し調査の結果故障なきものと認めたるときは、地契に衙門の官印を鈐し一通は衙門に存し、他の二通を領事館に送り領事館は其一通を保存し、他の一通を願人に交付するものとす。

外國人が外國人に對して、土地の永租權を讓渡さんとするときは、讓渡人所屬領事館に於て、當事者が其土地臺帳より該土地の登記の抹削を求め新に新地券の下附を讓受人所屬の領事館に申請するを以て足るものとす。

黄浦江沿岸の堆起したる土地又は埋立地たる升科地の取得に就ては、黄浦改修局章程の追加規程中に之を定めたるものあり（一九一六年一月十九日外交部及外國公使の承認を經たるもの）元より地券に關する普通の手續は前記會丈局の取扱に屬し升科地の地券と雖ども同局の發行に係るも、升科地取得の申請あるときは、改修局の技師が之を丈量し、設計書を作成し、之を會丈局に送致す、申請人が同局より右申請書の交付を受

けたるときは、改修局は、相當する升科料を徴し受領證を交付す右受領證を支那官憲に提出し、地券の下附を受く。

黄浦改修局の管理する土地は、江南機器局より黄浦江口に至り、升科區域は普通滿潮時の高潮點より「ノーマルライン」迄とす、(「ノーマルライン」とは一定の河副を保たしむる爲に改修局に於て定めたる水面上の一定線となす)

尙ほ同江岸の浦東の土地に就ては、支那官廳の塘工局に於て之を管理し、往々改修局と權限上の紛議を重ねつゝあり。

第五　土地公用徴收

租界外の土地收用は支那の土地收用法(民國四年十月二十三日法律第七號)に依るべきか、居留地内の收用に就ては、租界章程に定めたるものあり、公用徴收の目的は公共の事業、公道、鐵道及道路の建設等なりとす。

道路に就ては工部局は、毎年一月地圖に基き、擴張豫定線を作成し議定す、公用地に供せんとするときは必ず先づ永租權者の承諾を經べく、之を强制すべからず各永租權者を會同して、抽籤に依つて決定す、該土地が工部局の管理に歸したるときは、工部局は公用に供する旨を發表し、該地上に物件を有する、各國商民は、公用に付申立あるときは、十四日以内に所管領事館に申出るか、若しくは自身工部局に出頭して、申立書を提出し、買收の便に資す、若し領事館の意見にて妥協する能はざれば工部局の意見に從ふものとす。

外國人土地永租權者は買收に關し、不服の廉あるときは、三箇月以内に陳情書を工部局に提出し或は出頭

面陳又は人に託して代訴し、工部局の決定を俟つべし、若し四箇月を經過するか、又は圖面宣布後一年內に租主の陳情書に基く取調に對して仍ほ抗爭するときは、工部局は土地の評價を司る土地委員と會同協議して土地及家屋の評價額を支給す、尚之に遵はざれば章程第六款に依り異議ありと雖ども、各永租權者及當該管轄官吏と協議して土地委員の職權を主張す。

鐵道用地に關しては、鐵路公司は圖面及設計書を作成し、之を工部局に提出し閲覽に供し認可を受くべし、敷地は工部局の公用規則に依り辨理し强制買收の場合には、時價に對して二割五分以上の割增を附す騰貴したる土地にして、租主損失を受くるときは土地委員の酌定に依り之が補償額を支給す如上買收を規定せるも究竟買收の處分に應せざるときは、工部局も條約其他取極の範圍を超越して之を强制する權限を有せず、已むを得ざるときは、所轄領事裁判所其他に於て決定せざるべからざる事實問題たり。

又租界外の土地に關しては、法理上工部局は土地公用徵收權を行使し得ざると雖ども工部局は先年（一九一八年）支那官憲の意見に反して、外延道路建設の權限を主張して、租界外土地の買收を適法なるものとせり、（上海指南卷二、六一—八頁、租界章程第二款乃至第六款、東亞經濟研究第七卷、第四號八六—八八頁）。

第六　土地の課稅

居留地は支那領土にして彼の準割讓地たる租借地と異るが爲に支那主權發動の餘喘として、地租の徵收を留保し、租界章程第八條に於て「每年十二月十五日豫め明年の地租を完納せしむ、若し遲延又は抗缺等のことあれば、上海道は當該領事館に照會して其租主より之を追徵す」と規定せり、即ち土地所有者は名義上の借地料として、上海縣內に在りては、每年支那政府に對して每畝に付僅かに千五百文寶山縣內に於ては一千

文を納付するものとす。

工部局は租界内の各地域に對して五年毎に其地價を修正し評價格を決定し、地租を賦課す其評價格の決定に關しては、一定の期間を定め納稅者の承認を求む。

第七　地價附家賃

上海の地價は一八八〇年頃には、一畝千六百餘兩にして、一八九〇年頃には倍加して三千三百餘兩なりしと云ふ、近年の土地評價格を見るに、例へば一九〇七年共同租界の中央區平均一畝に付約三萬八千兩、北部地區は約一萬一千兩、東部地區は約四萬二千兩、西部地區は約四萬七千兩臺に在り、同年共同居留地土地總面積一萬五千六百餘畝にして、其評價額一億五千百餘萬兩となす、故平均一畝の地價は約九千六百餘兩となす、最近兩三年前の例に於ては、海岸「バンド」黃浦灘等の商業地に在りては、一畝に付十萬兩乃至十三萬兩とし、一九二一年の評價格中九江路、臺灣銀行支店所在地は一畝に付十七萬五千兩とす（我坪數及貨幣に換算せば一坪約二千餘圓となるべし）一九二二年共同居留地の土地總面積約二萬畝にして、其評價額二億四千六百餘萬兩となす、故に平均一畝の地價は約一萬二千餘兩となる、之を十箇年前の平均四千六百餘兩に比するときは約二倍半に騰貴せり。

佛租界に在りては土地總面積一萬五千餘畝にして、其評價額約四千萬兩とす故に平均一畝に付約二千六百餘兩に過ぎず（Shanghai Municipal Report. 1922. PP. 320.）以上は評價格なれども、實際の土地賣買値段は遙かに高價なるものとし、南京路又は「バント」に在りては、一畝百萬兩を唱へることありと云ふ。

家屋は近年人口の增進に伴ひ新に築造せらるゝもの甚だ多く、又其價格の騰貴したると同時に家賃の騰貴

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

著しきものあり、最近の例を見るに、外國家屋の賃借料は土地を含み一箇年平均千八百四十兩一箇月百五十三兩にして、支那家屋は同じく一箇年平均百五十兩一箇月十二兩半となす（Whangpoo Conservancy Board, The port of Shanghai, 1923. PP. 56-57.）租界內商業の最も繁盛なる區域に於ては、店舗一戸分支那式家屋（表口一丈奥行二丈五尺を一間面とし）一箇月五十弗乃至百五十弗に達するものあり、且つ借受人は借受の際控費（內明賃）と稱し別に數十弗乃至數百弗或は千弗餘の金額を家主に交附す、控費は普通の敷金と異り一收不還のものたり、殊に上海居留地繁華の地方に行はるゝ習慣とす、洋式家屋も大小及場處に依り、一戸分一箇月百兩乃至二千兩に及び其屋主若し、支那人なれば控費を徵し、外國人なれば多くは之を徵せず、（東亞同文會支那開港場誌第一卷二〇七—八頁）又佛租界に於ても、家屋拂底の結果家賃の暴騰を來したるを以て會審衙門は一九二一年家主の暴利を防止せんか爲に、會審官及總領事と商議の上、一八六八年制定の佛租界章程に家賃取締に關する規定を追加し、其第四條に於て小租の名目にて家賃中に控費、貼費等を含ましむる者に對して法律を以て之を返還せしむることを規定したるが如し。

（注一）上海居留地は共同租界は勿論、佛租界と雖とも土地の取得は所謂（Settlement）の方法に依り Concession の方法に依るものに非れども佛國は先に居留地の沿革に述べたるが如く Concession Française と稱し來りたるは、早くより濫用したるものとす、英國は今日に於ても正確に使用したるが如し。（今井嘉幸氏支那國際法論一六七頁 & Couling. Encyclopaedia Sinica. PP. 125. H. B. Morse. The Trade and Administration of Chinese Empire. P P. 227, 236.）

（註二）支那人は租界內に於て新に土地を取得すること能はざるを以て外國人に信託し、外國人名義を以て土地を所有す、信託者と被信託者との關係は前者は後者に信託料を支拂ひ、後者は前者に信託券（Deed of Trust）を交付す、現在支那人の多くは、主として英國人と信託契約を締結し、英國總領事館認可の下に是等英國人は、租界納稅者會議に於て優勢なる地位を獲得しつゝあり、又名義料として一地券二十五兩を收納す、信託を受くる者は辯護士其他類似の階級に屬するか如し、（東亞經濟研究第七卷第四號九三—四頁）

（註三）地保（Ti-pao）の意義に就ては、臺灣舊慣調査會報告、清國行政法には地方慣例上に存し、國法の設定する所に非ずとし、王鳳生の保甲事宜を引證して、地保は納稅を督促し又は殺人賊盜等犯罪事件ある毎に奔走し其他司法警察上の雜役に供する者にして其職務は保甲

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

長の如く高尙なるものに非ずさずさ解釋せるか、恐らくは我國舊時の庄屋月是等の如くに、一小村の里長にして廣く土地、徵稅及警察上の事務を司りたるものにして必しも胥吏賤役さ斷ずべからず「クーリング」の支那百科全書其他には、地保は村老中より村人の推薦に依り、知縣の任命したる里長にして、村全部に對し、責任を負擔し警察官たる職務の外に地租其他の貢納の徵收、土地移轉に關する登記及境界の測定檢査等の事務をも司る、小村落には共同して一名を置くも大村邑には數區に分ち各區一名を配置すさあり（S. Couling. Encyclopaedia Sinica P.P. 558. Han Liang Huang. The land tax in China. P.P. 75, 清國行政法第二卷一三七—八頁）

乙　裁判制度

上海租界內に在る裁判所としては、外國裁判所たる領事裁判所領事團裁判所及正式裁判所あり、又名義上支那裁判所なれど實際上は租界裁判所たる會審衙門あり、是等諸裁判制度たるや、其組織及性質を異にすと雖ども、同じく裁判上の國際管理たるを免れずして、近年支那は之が裁撤を提議しつゝあり、而して領事團裁判所及會審衙門を除くの外は居留地を條件として設置せられたるものに非ずと雖ども沿革上事實上、居留地と密接なる關係あることを忘るべからず、其他稅關の處分に對する異議案件を裁判する特別會審制度あれど海關の部に於て之を說明すべし。

第一　領事裁判制度

領事裁判制度は由來支那法制の不備及支那官吏の腐敗並に無能なる事情よりして、條約國が支那に於て屬人的に被告主義に依り其臣民に對する民刑事々件の裁判をなす目的として設置せられ、獨り租界又は開港場に限らず、其國人民の居住する何れの地たるを問はず、權利國管轄權の延長したるものとす。

領事裁判所の設置は、條約に於て之を定め十六、七世紀の交未だ西歐諸國と交渉を開始せざりし當時に在

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

りては、其管轄に關しては双務的協定をなしたりしが、天津條約以降各國は漸次同一歩調を以て會審に關する事項を定むると同時に、片務的治外法權の協定をなしたるものとす。(註一)

領事裁判の管轄は原則として被告主義に依り、(一)同國人間の事件は元より其所屬國領事に屬するが、(二)國籍を異にする當事者の事件も慣例上多くは被告側領事に屬し又、(三)外支人間の事件は被告が支那人なるときは、支那裁判所に屬し被告が外國人なるときは、其所屬國領事に屬す、但し刑事裁判に於て獨り、外支人關係の場合に於て反對の主義を採り、卽ち被害者が支那人なるときは、支那裁判所に係屬せしめ外國人なるときは、其所屬國領事に歸屬す。

上海に於ける外國裁判所は佛國式にして、原則として領事を用ゆるものと英米式にして、正式に裁判官を任命するもの及兩者を折衷したるものあり、自ら各國領事裁判制度も其組織を異にすと雖ども、我邦を初めとして多くは前者に依るもの多し。

日本の領事裁判所は領事の單獨制となし、領事は法令條約及慣例に抵觸せざる範圍に於て、地方裁判所及區裁判所の職務を行ふ、卽ち民事一審全部を管轄し第二審は長崎控訴院に於て之を審理す、刑事は重罪(刑期一箇年以上の罪)は豫審のみを爲し、公判は之を長崎控訴院に移す、輕罪は第一審全部を管轄し第二審は同じく長崎控訴院に於て之を審理す、其他非訟事件登記其他の事務及公證執達吏事務を掌理す。

上海領事裁判所法廷の構成は判事一名(領事官補)書記一名(書記生取扱)檢事一名(警部取扱)よりなるものとす。

佛國の領事裁判所は豫審手續及違警罪を審理する、領事單獨制の例を除き、總ての民刑事々件を管轄する合議制となし刑事の大事件に關しては、其豫審のみをなす、第二審は佛殖民地安南、柴棍裁判所第三審は巴

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

里大審院（破棄院）に於て之を審理す、裁判は領事裁判長となり、領事が民間より選出したる二名の陪審者を加へて審判す陪審者は判決權を有せざれども、法律上並に事實上領事と同等の表決權を有し、領事と共に純然たる、合議制の裁判機關を構成するものとす、其他從前獨露等も佛國制度に準じ領事裁判を合議制となし又裁判官たるべき領事は相當裁判上の知識經驗あるものを任命したるを以て其弊少かりしに反し、日本の領事裁判制度に至りては、單獨制たると同時に裁判上の素養なき領事館員を以て組織したるを以て、最も危險にして劣惡なる制度と認められたるものとす、殊に又附屬監獄設備の如きも頗る不完全なるものなり。

（註一）治外法權を規定したる條約は南京及天津條約を始めとし一八四四年七月三日米支虎門條約第二十一條及第二十五條、同年十月二十四日佛支黃浦條約第二十五條第二十七條及第二十八條、一八四七年三月二十日諾威及瑞典の條約第二十一條第二十五條及第二十九條、一八五八年六月十三日露國との條約第七條、一八六一年九月二日獨逸の條約第三十四條第三十五條第三十八條及第三十九條、一八六三年七月十三日丁抹との條約第十五條乃至第十七條同年十月六日和蘭との條約第六條、一八六四年十月十日西班牙との條約第十二條乃至第十四條、一八六五年十一月二日白耳義との條約第十六條第十九條及第二十條、一八六六年十月二十六日伊太利との條約第十五條乃至第十七條、一八六九年九月二日墺匈との條約第三十八條乃至第四十條、一八七四年六月二十六日秘露との條約第十二條乃至第十四條一八八一年十月三日伯刺西兒との條約第九條乃至第十一條、一八八七年十二月一日葡萄牙との條約第四十七條第四十八條及第五十條、一八九六年七月二十一日日本との條約第二十條乃至第二十二條、一八九八年七月十日「コンゴー」自由國との條約第一條、一八九九年十二月十四日墨其西哥との條約第十三條乃至第十五條、一九〇八年七月二日瑞典との條約第十條、一九一五年二月十八日智利との條約一九一八年六月十三日瑞西との條約等なりとす（西川喜一氏支那經濟綜攬第一卷四一五—四二二頁 M. y. Ban, The Freign Relation of China. P P. 287-391.）

第二　正式裁判所

英米兩國は上海に於て正式裁判所を特設し、主として支那の他地方に於ける領事裁判に對する上級審となす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

英國の上海裁判所は一八五七年土國君府に設けたる、英國高等領事裁判所（His Britanic Majesty's Supreme Consular Court for the Dominiond of the Sublime Ottoman Port.）に準じ太平亂の結果に促かされ一八六五年三月九日樞密院令に依り之を設置し、當初の裁判長は「サー、エドモンド、ボーンバイ」となす、其後一九〇四年十二月二十四日、同令を以て完全に實施せられたるものにして、是れ現行の英國高等裁判所（大英刑錢使司衙門 His Britain Majesty's Supreme Court of China.）となす、該裁判所は二級審にして專門の裁判官を以て構成し、支那の他地方にある一審たる領事裁判に對し復審をなす、今之が管轄其他に關しては、前記樞密院令に定る所を揭ぐれば左記の如し。

一、高等裁判所は常例として、上海に置き必要を認むるときには、之を他に設置し又は他に移轉することを得、而して本令に依り、其裁判官は同時に多くの他の地方に坐席を有し又各自高等裁判所の判官たる資格を存するものとす。

二、判官又は其指揮を受くる副判官（Assistant Judge.）は支那の何れの地方を問はず、其各種民刑事々件の審理判決をなし各地方（領事）裁判所に於て文書記錄の檢閱をなすことを得。

三、上海其他特に定めたる例外を除き、委任を受けたる領事官は其管轄に關して地方（領事）裁判所（Provicial Court.）を開廷す。

四、地方（領事）裁判所に係屬せる、總ての民刑事々件も、上海領事館の管轄に關しては第一審として高等裁判所に於て取扱ふものとす。

五、總ての訴訟事件にして本令に依り、高等裁判所に係屬せざることを定めたるものは、地方（領事）裁判所に於て取扱ふものなると同時に、高等裁判所は又本令に依り他の多くの地方（領事）裁判所の管轄事

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

項と並行して一審裁判の事件を處理するものとす。

高等裁判所の管轄區域は當初英國臣民以外に支那、日本及朝鮮に於ける財產關係に及びたりしが、現在は支那に限り又最近一九二一年五月七日の改正法に依り、離婚に關し多少其取扱事項を制限する所ありたり、而して金額五百磅以上の事件を處理することを得れども、第三審は樞密院內の法律委員會に於て取扱ふものとす。

高等裁判所の判事は一名にして、國王の任命する所に係り英本國に於て七年以上 Bar. の職に在りたることを要す、民刑事共に陪審官の一種たる Jury 又は Assessor. を附す、前者は五人乃至十二人、後者は一人乃至三人となす、前者は民事に在りては、百五十磅以上の事件に付當事者の申立に依り之を付し、又申立なき場合及其以下の事件と雖ども裁判所が適當と認めたるときには之を附し、刑事に在りては、政治犯及殺人犯には必ず之を附す、後者は民刑事何れの事件に就ても裁判所が、其必要を認むるときは之を附す、而して刑事々件中強姦、放火、家宅侵入、強盜、海賊、通貨僞造、僞誓及自由刑三箇月、若くは罰金二十磅以上の刑に該るべきときは、前者若くは後者を附す、但此等の場合には被告の承諾を得て之を省くことを得べしと雖ども、又裁判所が適當と認むるときは之を附すべきものとす。

Jury. たるの資格は二十一歲以上の英人男子にして、年額五十磅以上の收入あり、前科を有せざることを條件とし、後者は佛國其他の陪審者と異り、單に意見を陳述するに過ぎず。

本裁判所の職員は Judge, Assistant Judge, Croun Advocate, Registrar aud coroner. chief clerk and official. Receiver in Bankruptg. Marshal. Acting usher. 各自一人となす。

米國の上海裁判所（大美國按察使衙門 United State Conrt for China.）は又、他の地方と異り、常設たり

（註）一九〇六年六月三十日の法律に依り成立し、翌一九〇七年一月二日より開廷せり、各地米國領事裁判に對する第二審たること英國の高等裁判所に同じと雖ども（從前は北京公使館を二審とせり）上海地方一式の民刑事々件並に他地方の領事に屬せざる事件の一審裁判所にして本國の地方裁判所に該當す。

本裁判所に對する第二審は米國桑港の第九巡回區の控訴院（United State Circuit Court of Appeals of the Ninth Judicial circuit.）とし、第三審は米國高等法院（Supreme Court or the United State.）となす本裁判所の職員は左記の如し。

Judge. District Attorneys. Marshal. Clerk. 等各自一人とす。

（註）上海以外の米國裁判所は廣東、天津及漢口に於て一定の時期に開廷し尚特別の必要あらば、何れの地に於ても之を開廷するものとす、然れども領事も小事件に付ては裁判權を有し、即ち上海以外の地方に在りては五百元以下の民事、自由刑二箇月若くは罰金百元以下の刑事に付きては領事は裁判權を有するものとす、（今井嘉幸氏支那國際法論三〇六—七項 Woodhead, The China Year Book. 1923, P P. 309-310. Morse, The International relation of the Chinese Empire. Vol. II. P P. 129-130. S. Couling. The Encyclopaedia, P P. 505.）

第三　領事團裁判所

上海の領事團裁判所（Court of Foreign Consuls.）は條約國領事共同の裁判所にして、公共租界自治體を被告とし、事件を審理す、領事を以て構成するが故に領事裁判の一種たりと雖ども、其管轄事項より見れば、民事裁判たると同時に行政裁判たり、上海に在りては、一八六九年英、獨、佛、露、米、五箇國使臣の調印したる、覺書に依り成立し、同年の修正租界章程に於て之を發布したり、同覺書に從へば、本裁判所は條約國領事の總體に於て每年初に設置し、各國人をして市政廳を訴訟し得るに在りとせり、新租界章程の第二十七條には「工部局が被告の場合は領事團中にて互選したる數名の領事を以て組織せられたる、領事裁判所にて

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

審理判決せらる」とあり卽ち領事團裁判所は三名の判事より成立し、任期を一箇年とし、毎年改選し、再選を妨げず各國領事より互選す、而して法廷に於ける用語は英語と定む。

本裁判の手續は一八八二年七月十日領事團の承認を以て發布したるものあり。(S. Couling The Encyclopaedia Sinica P. 135.)

第四　會審裁判制度

一　序說

支那の會審裁判所は土國埃及等に設けたる混合裁判所の一種にして、又是等制度を模倣したるものありと雖ども、彼の埃及に於ける制度の如く總ての混合事件の審判を目的とするに非ず、又彼の領事裁判が屬人的に條約國人民を義務國法權より除外するものと異り、支那人及無條約國人を屬地的に支配するに在り又其管轄事項は支那人被告事件の場合に亘るのみならず、近年支那人間の民事々件をも包含す但其根本的存立の理由は、居留地に於ける外支人關係の事件を會審するに在り、該制度は條約上相互會審の主義を認め、原告側の權限ある代表者の監督の下に審判する被告側の裁判所なれども實際に於ては、支那人は外國人被告事件の裁判に對しては、法律上並に事實上外國側の審理を正當なりと信じ會審官を派せず、一方外國人は支那側の審理に對して信を置かず卽ち支那人被告事件に關しては、外國人原告側の會審官の出席なくば、支那人裁判の效力を認めざるものとす、蓋し天津、漢口又は廣東等の專管居留地に在りて外支人混合事件の裁判をなす場合は條約國領事館に於て開廷し、原告の國籍を問はざれども、會審官としては、該條約國の領事官又は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其代理者を以てす、其他の會審官を認むることは既に支那國內に割込外國に附隨する所謂帝國內の帝國（一Imperium in Imperio.）を許すこと〻なる尙又外國人使用以外の支那人は、舊式の專管居留地に於て、住居することを許さず、而して斯る裁判に係屬するものは、一般に警察上の案件に限り、民事の被告は普通支那裁判所に出訴するものとす、上海の常設會審衙門の例に於ても法理上は支那裁判所にして支那人裁判の名義を以て判決すれど實際上は外國人會審官が主宰者たるの情況にして又其の財政も從前支那政府に屬したりしものを現在工部局に移したるが如し。

（註一）即ち今日の會審衙門は支那裁判所に非ずして領事團管轄下に在る居留地に於ける國際裁判所なりと謂ふべし。

（註一）前清末の豫算には法租界及公共租界會審公廨經費として三萬四千九百餘兩を計上したるものあり（財政說明書蘇屬省豫算說明書上海發審經費參照）

現今の例に依れは一九二二年共同租界會審衙門支出十二萬餘兩にして罰金及囚徒勞役收入を以て之を補塡し一九二一年佛租界會審衙門歲入豫算は二萬五千餘兩を計上したり。

二　沿　革

會審裁判制度の實際上の起源は、既に一八五六年七月、當時の英國領事「ロバートソン」の支那人犯則者に對する處置に存す、現行上海會審裁判所が一八六四年（同治三年）に始めて、設置せらる迄其間太平亂の結果避難民の激增し、即ち一八五三年乃至一八五五年に於て英米兩國領事は各條約の規定又は公使の意見に背馳するを顧みずして、支那人の租界章程違反事件を受理し、支那地方官憲と共同審理する所あり、例へば、一八五五年、英國領事館に於て取扱ひたる事項は五百件に上り、就中殺人罪四件他の重罪犯百三件誘拐罪十三件とし、重罪犯人は之を縣城に送り他は居留地に拘留したるものとす（註一）本制度の設置は領事裁判制度と同じ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

く、國際條約に基くも亦、領事團及支那官憲の取極其他慣習上の規程又は取扱等に定めたるものとす、始めて會審の義を規定したるは、一七九二年(乾隆五十七年)の露支恰克圖條約にして其第五條に於ては「兩國民人交涉事件盜賊殺人の如きものあらば各犯罪を査驗緝獲し邊界の官員を會同審訊し清國所屬人なれば、清國に由り治罪し露國屬人なれば露國に由り治罪す」と規定し一八四三年南京條約の追加約款又は天津條約等に於ては「英國人に對する支那人の犯罪は支那法に從ひ支那官吏に依り逮捕處罰せられ、支那人に對する英國人の犯罪は英國法に從ひ領事又は其代理權限を有する他の官吏に依り、尋問處罰せらるべし、裁判は双方共公平無私に行はるべし」と又「爭論が領事之を和解すること能はざるが如き場合には領事は支那官憲の補助を乞ひ、會同して事件の眞相を調査し公平に決すべし」と規定せり(一八四三年十月八日英清南京條約追加約款第十三條一八四四年米支虎門條約第二十一條同年佛支黃埔條約一八五八年六月二十六日英清天津條約第十六條及第十七條同年米清天津條約第二十八條同年露清條約第七條等參照)

其後一八七六年九月十三日英清芝罘條約の第二章に於て會審に關する事項を定め殊に天津條約第十六條に就て說明する所あり卽ち「清國各開市場の交涉案件の審理に就て兩國法同じからざるものあれば、只事件は被告國家の官吏に依り決定せらるべく、原告國家の官吏は只裁判進行の爲に觀審すべし(Merely attending to watch the Proceedings in the interest of justice.)若し觀審の官吏が其辨理を妥當ならずとする時は詳細に辯論すべし、適用する法律は審問官吏の國法に依るべし」と是れ天津條約第十六條の會同(Combined action together examine.)の本義なりと規定し、其後一八八〇年米支北京條約追加約款第四條に於ても同樣の規定を設けたり。

上海の會審裁判所は共同租界及佛租界に在り、共同租界會審裁判所は當初英國領事「サー、ハレー、パークス」及米國領事「セワード」の盡力に依り一八六四年(同治三年)の設立に係り一八六八年上海領事團と道臺

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と協議し、又北京各國公使の總理衙門との交渉に依り上海洋涇濱設官章程（Rules for the Mixed Court at Shanghai）を定め總て十箇條より成る、其内容は支那は同知格の委員を選任し、外支人關係の事件は領事官と委員と會同審問し或は外國官吏を派して會審す、支那人間の事件にして外國人に關係なきときは支那委員の自行審斷する所とし、但外國人雇傭の支那人被告なるときには、其雇主の屬する國の領事官に照會すること、し又刑事上の重罪犯に對しては會審委員の擅專審斷を許さず只其豫審決定權のみを委す復審としては上海道臺及領事官署を以てすることを得とせり、該章程は翌一八六九年一部改訂ありたり。

佛租界會審裁判所は佛租界分離獨立の結果一八六九年の設置に係り當初の佛租界警察署内に在り、又其後佛國領事館内に移したり、而して會審規定に關しては、佛國は前記章程を承認せざりしと雖ども、事實上は之を準用し來りたるものとす、尙一九〇二年兩租界間に協助法を規定したり。

一方一八七六年（光緒二年）一月二十三日北京政府より發布したる總稅務司「ロバート、ハート」の建議案中に會審裁判制度を定めたるものあり實施に至らずと雖ども同法は外支人間一切の事件に就て共通法を作り道臺を裁判長となし外國人裁判官を加へたる一種の混合法廷を組織し關稅法違反の處分をも審理せんとしたるものありたり。（註二）

其後上海租界の擴張人口の増加に從つて事件繁多なるに及び章程改訂の必要に迫られ上海領事團と道臺と協議したる成案を一九〇五年北京公使團の協商に移し、英、米、獨、露、日、墺、西、白等の各國使臣より之を外交部に提起したり、修正章程は前章程と大差なく、全然支那人のみに關する事件を除く外其他の各案は總て外國官員會審すべく洋涇濱以北租界内に居住する支那人は總て會審衙門に出訴すべきものとせるが、本章程は支那政府の同意を得る能はざりしなり、蓋し當時は英國會審官の權限に關し支那當局と英國官憲との

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

間に爭論あり、支那人の排英運動となり大騷擾を來したることあり其後一九〇八年六月上海領事團は決議して會審衙門の改善に關して內規を制定して時務の必要に應せしむること、せり。

偶々一九一一年革命に際し、會審衙門の出席判事寳子觀の逃亡となり、上海領事團は同衙門を一時其監督の下に置き、支那會審官をも領事團より任命するに至り又道臺知縣等存在せざるが爲に上訴を行ふ能はず、刑事上の重罪犯亦之を審斷すること能はず豫審の儘罪人は會審衙門內に繫留したり、更に領事團は支那人間の民事訴訟に關しても外國會審官の立會を要すること、し、支那官憲及商務總會等の反對を排し其目的を遂成したるものとす、又從來會審衙門は、其管轄外なる禁錮五年以上に相當する、支那人被告の刑事々件をも審理判決することにしたりしが如く、支那裁判官は陪審官指導の下に、外國法を適用せらる、の結果となり會審衙門は益々租界政廳の裁判所たるの觀あり自ら革命後、一九一三年支那政府は領事團に對して、之が復舊を要請する所ありしが、領事團は之に應せず、只協議の結果北京外交團に送致するに、(一)會審委員の任命に就て領事團に詮衡の餘地を與ふること、(二)會審衙門を支那の管理に移したる後に於ても關係法規は工部局管理の時に定むる所のものに依るべく支那政府の保障を得べきこと、(三)從來各警察の拘引狀等は會審衙門より作製し、領事の奧書を經たるものを工部局警察の管理に歸せしむること、する等條件を以てし、又翌年六月支那政府に對し、右條件の承諾に依つて支那の要求に應ぜんとしたれど、支那は同意する所あらず而して本問題に關して、上海共同租界擴張の交換條件となさんとする提議を見たることありしが、解決に至らず、次て一九一五年支那は又同衙門の復舊を交涉する所ありしも其目的を遂せず、遂に一九一七年五月、大理院は江西省高等審判廳の請訓に對して、革命亂後會審衙門は領事團の監理に屬し、其適用法規も亦條約たる會審章程に準據せず故に支那裁判所と見做す能はず、從つて會審衙門は外國裁判所として取扱ひ其一度

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

處斷したる事項は、再び審判處斷すべしと移牒したるが如し、但佛國租界に在りては、一九一四年佛國領事と上海道臺との間に協定成立し、佛租界專屬の會審衙門なることを聲明すると同時に、租界擴張の交換條件として其協定第十條に於て、擴張地域に於ける支那人間の民刑訴訟事件に關しては支部側會審官は單獨にて審判することを得べく之が爲に其地域內に別に審判廷を設くることゝし自ら地方審判廳に倣ひ公判廷を設くることゝし、其他拘留所監獄等を設備せり。

支那の他地方に在りては條約協定又は取極に於て會審に關する事項を規定したるものあり、又會審の事例なきに非ずと雖ども、常設裁判所として特に發達を見たるは上海となす（註三）彼の天津に在りては、團匪事件後上海の例に倣ひ一九〇四年領事團は會審裁判所の設置を支那側に交涉したれど、其目的を達せざりしなり。（註四）

（註一）當時會審裁判は未た計畫せられざりしがは英米領事は英米各國民の干係したる支那人被告事件の裁判ならし處理したり、是等支那人犯罪事件は相當多數に上り例へば、一八五五年の警察月報に依れば同年十月には二十四件同年十二月には四十二件に達し犯罪種類は輕易の罰金刑又は數日の拘留とし重罪犯人は之を支那地方官憲に引渡したり蓋し當時敎會學校又は舊公園附近には娼家、賭博場、阿片窟、又は盜品取扱商等櫛比し犯罪著しく增加したるものありと云ふ。斯くの如く支那人の被告事件に對して外國領事か裁判權を執行したるは、假令中立を宣言したる外國居留地と雖とも領土國の裁判權か一時停止せられたるものとす（H. B. Morse, The International Relations of the Chinese Empire, Vol. I, P. P. 463-4.）

（註二）「ロバート、ハート」の建議案は一般通商關係の矯正を目的としたるを以て會審制度研究上亦一顧の價値なしとせす、其一案の重要なる條項を示さば左記の如し、（一）外支人間の案件を辨理するが爲に共通法を制定す、（二）共通法實施の爲に各開港場に裁判所を設置し、其組織は各省督撫の任命したる道臺を裁判長となし、支那の費用に依り外國人會審官一名を任命す重要事件には原被兩造より陪審員各自一名を選出するものとす、（三）沒收又は罰金に該當する總ての稅關關係事件も亦本裁判所に係屬するものとす、（四）一定限度以上の犯罪に該當する事件は貿易監督長官に控訴す、（五）各案件の記錄は總て之を總理衙門に通して關係公使館に報告するものとす、（六）外國人の會審官の總數は五名とし一名は天津に駐在し、天津、牛莊、芝罘を管轄し一名は漢口に駐在し漢口、九江、蕪湖、宜昌及重慶を管轄し、一名は上海に駐在

し上海、寧波、鎭江及南京を管轄し一名は福州に駐在し、福州、溫州、淡水、打狗及厦門を管轄し一名は廣東に駐在し廣東汕頭及海南を管轄す（H. B. Morse the International Relation of the Chinese Empire Vol. II, P P. 459-460.）

（註三）一八九七年三月五日蘇州日本居留地取極書、第三條、同年五月十三日杭州日本居留地追加取極書、第六條の第五、一八九八年七月十六日漢口日本居留地取極書、一八九九年九月十五日福州日本居留地取極書、第八條一九〇〇年一月二十一日厦門日本專管居留地追加取極書、第九條一九〇一年十月三十日重慶日本專管居留地取極書第二條第十七條等にして、例へば蘇州の例には居留地內支那人の事件及支那地方官憲の當然取扱ふへき事項は成るべく上海租界會審章程に依り之を辨理し支那國は居留地內に會審公廨を設くべしさあり杭州の例にも居留地內に會審公廨を設け其規則は總て上海の例に倣ふべしさしたるが、重慶の例に在りては更に會審公廨設置の後は特に之が章程を協議制定することゝせり。

北方滿州に在りては鐵道會審制度あり、例へば一九〇一年七月五日吉林、哈爾賓鐵路交涉總局改正章程第二條及第五條、一九〇二年一月一日黑龍江鐵路交涉局改正章程第二條第三條第五條、同年四月二十日奉天省鐵路交涉局章程第二條第五條等に於て鐵路總局の官吏さ露國鐵道長官たる總監工又は其代理人さの會同審理を規定したり。

（註四）天津領事團の作成したる天津會審裁判所設立案に依れば、其管轄事項さして、（一）居留地內居住の支那人を被告さする一切の民刑事々件、（二）天津縣に居住し、其他天津知縣の裁判權に屬する支那人被告の民刑事々件にして外人に關係あるもの、（三）無條約國人に關する民刑事々件さなし、法廷の構成は支那官憲を主席判事さし、外國官憲陪席判事さなり同等の權利を有することゝす（今井嘉幸氏支那國際法論四四八頁）

三　適用法規

裁判適用の法律は管轄權を有する國家のものにして、殊に被告國家のものたるべきことは從來の條約の規定する所たり、例へば前記の如く英清天津條約第十六條には清國臣民が、英國臣民に對して、刑事上の被告なるときは、清國法に依り英國臣民が清國臣民に對して刑事上の被告なるときは、英國法に依ることゝし、芝罘條約及米支北京條約等又適用する所の法律は事件を審問する官吏の國家の法律たることゝし、一八九六年十月十九日日清通商航海條約第二十三條に於ても同主義の規定をなし、特に最近是等法規の適用に關し明

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に原則を表白したるは、一九一五年五月二十五日日支南滿州及東部內蒙古に關する、條約第五條にして即ち民刑訴訟は日本國民被告たる場合には、日本國領事官に於てし支那國々民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審判し互に員を派し臨席傍聽せしむることを得但土地に關する日本國臣民及支那國々民間の民事訴訟は支那國の法律及地方慣習に依り、兩國より員を派し共同審判すべしと規定せり、而して從來手續法に就ては、管轄權を有する國家の法規に依ることに定められたれど、實體法に關しては異論あり、即ち治外法權を有する外國人は、其本國の實體法に依り、審斷せらるるも、尙又地方法規又は自治團體の命分に、適從する義務あると同時に、支那の實體法に依つて審問處罰せられざるべからずとし、又元より外國人側には、居住外國人に關して、全然支那人同樣に支那法を適用するの不當なるを論ずるものありと雖ども、支那人の反對する者あるのみならず外國人中に在りても、亦土地に關しては、支那地方法規又は慣習を適用することを是認するものあり、蓋し支那人被告の會審事件は、名義上支那裁判たるを以て其手續法並に實體法共に支那法を適用すべきものにして、現に一九〇五年の修正會審章程の提案、第九條には審理案件にして、若し支那法例に照し、成案の委すべきものなき時は、會審衙門は應に、支那國民の慣例に從ひ公平に裁斷すべしとし、其後佛租界會審衙門の取扱に於ても支那人被告なるときには、支那法律に依り、民刑訴訟均しく支那法に依り辨理する旨ありたるが如し、然れども支那の現情に於ては、尙新法の制定を見ず、刑法の如き近年漸く、草案を作成したるに過ぎず、大淸律令其他は近世の立法趣旨に背馳し、其文にして適從の餘地なく、慣習又區々として歸せず、已むを得ず、關係外國會審官の本國法又は慣習に依り或は條理常識を以て便宜處分をなしつゝあるがし。

四　管轄事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

管轄事項は外支人關係の民刑事々件にして、支那人、無條約國人、無國籍人の被告事件及支那人間民事々件等となす、之を細別すれば左記場合あり。

(一)支那人が被告にして條約國人が原告なる民事々件、(二)支那人が被告にして條約國人が被害者なる刑事々件、(三)支那人が被告たり又被害者たる刑事々件、(四)支那人間の民事々件、(五)無條約國人、無國籍人の民刑事々件。

共同租界及佛租界關係の管轄事項は一九〇二年六月十日、上海領事團が採用し、同月二十八日、北京外交團に於て、承認せられたる所の協定に在り、其項左記の如し。

一、支那人間の民事々件なるときは、原告は被告居住地の會審衙門に告訴す。

二、外國人に關係を有せざる刑事々件及租界居住支那人の警察規則違反事件は其犯罪行爲地の會審衙門に於て之を審理す。

三、外支人關係の民事々件に就ては下の如し。

(イ)原告佛國以外の外國人にして、被告支那人が共同租界に居住するときは、共同租界會審衙門に告訴す、(ロ)原告佛國人にして、被告支那人が佛租界に居住するときは、佛租界會審衙門に告訴す、(ハ)原告佛國以外の外國人にして、被告支那人が、佛租界に居住するときは、共同租界會審衙門に告訴す。其被告に對する拘引狀又は召喚狀は佛國總領事の副署を得佛租界警察助力の下に佛租界會審衙門の審理を要せずして共同租界會審衙門の吏員に依つて之を執行す、(ニ)原告佛國人にして被告支那人が共同租界に居住するときは、佛租界會審衙門に告訴す。其被告に對する拘引狀又は召喚狀は首席總領事の副署を得共同租界警察助力の下に共同租界會審衙門

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の審理を要せずして佛租界會審衙門の吏員に依つて之を執行す。

四、外支人關係刑事々件に就ては下の如し。

（イ）佛國以外の外國人が被害者なるときは、共同租界會審衙門に於て裁判す、（ロ）佛國人が被害者なるときは、佛國租界會審衙門に於て裁判す、以上三項の（ハ）及（ニ）の拘引狀の執行に關する規定は本項に於ても之を適用することを得

其他管轄事項にして多少疑を存する慣例上の取扱をなすものは刑事々件にして、（一）犯罪行爲地上海租界內にて、犯人租界外に遁走したるときは、普通支那側より引渡を受くへきが、租界外に在るを以て引渡を拒まることありと云ふ、（二）犯罪行爲地租界外にして犯人租界內に遁走し來りたるときは、會審衙門に於て之を審理し、犯罪ありと認むるときは支那側に引渡すべきものとす。

民事々件にして外支人關係のときに被告支那人が租界外に居住し又は其事件が、租界外に起りたるが如き場合には、從前は支那側より之が引渡をなしたれど革命後困難なる事情を生じ、支那官憲と外國側との間に問題を發生したり、船舶內に起りたる刑事々件にして支那人が犯罪者なるときには、普通船舶所屬國會審官立會の上會審衙門に於て審斷するを例とするが如し。

其他支那の交戰國領事の退去したる場合には其領事所屬國人民の事件に關しては、他の保護を託されたる國の領事の裁判に歸するを例となす、彼の淸佛戰爭當時は支那に於ける佛國人民の保護を託されたる露國領事之に當りたりと云ふも、歐洲戰爭當時獨逸人は獨支斷交に依り、支那政府は上海に在る獨逸人の民刑事々件は和蘭領事に委任し處理せしめんとする支那の宣言を主張して會審衙門に抗議したれど英國人たる會審官は法理を無視して該獨逸人を投獄したる事件ありたり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

要之會審衙門の管轄は輕微なる警察犯より地方裁判所的事件に至る迄包含すれど、死刑宣告をなし得ざると同時に又政治犯に關しては裁判權なきなり但し佛租界の例を見るに國事犯に關しては、一九一四年外交部と佛國公使と改訂したる協約中左記事項あり。

(一)內亂犯にして、中外居民に害を及すべきこと明なるものは、佛租界中に捕縛し訊明後支那地方官憲に引渡し、法律上の手續に違反するを得ず、(二)租界內の人民にして無辜なるものを指し支那官廳は內亂犯となすことを得ず、(三)內亂犯の審理に對しても亦領事の會審を要するが證據不充分のときは之を放免す

(四)佛國警察は內亂犯に對しては協同捕縛の責任あり。

最近支那人中には會審衙門の審理を免れんが爲に外國籍に轉ずるものあり、例へば、一九二二年三月支那人にして西班牙籍に入り、西班牙公使の交付したる證明書を提出したる者ありたれど會審衙門は是等支那人を外國人と認めずして會審裁判に附したるが如し。

五　訴訟手續

第一　刑事々件に關して外國人被害者より、支那人被告に對しては、租界警察に告訴し、又は租界警察に於て之を逮捕し、其外國人所屬國の會審官と支那裁判官との會審に附す、又本件に付外國人は直に自國領事館に告訴し、又租界警察に告訴し受理せられざる事件をも、更に自國領事館に告訴することを得、當該國會審官は其告訴狀に基き、會審衙門に對し被告の拘引を要求す、會審衙門に於て其要求を認めたるときは、拘引狀に當該國領事官又は會審官の奧署を求め、更に首席領事の奧書を請ひたる上、被告を拘引し之が審理をなすものとす、租界內に於ける支那人の犯罪にして、現行犯なるときは、警察官は直に之を拘引する

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も、現行犯に非るときは、領事又は會審官の調印したる會審衙門の拘引狀を要す、但事件重大にして急を要し、確實なる起訴者ある場合には拘引狀を要せず逮捕に著手すると同時に會審衙門の拘引狀を作り逮捕の上は二十四時間內に會審衙門に送致することを得、而して從來重大犯人は知縣に引渡したりしが、領事團會議の結果會審衙門に於て審理を遂げ重罪犯と決定したるときには引渡すことゝしたり、尙革命後に至り、支那側に於て重罪と見做す五年以上の刑期の犯人をも會審衙門に於て審斷することにせるは前に述べたるが如し。

第二　民事々件に關しては、外國人原告が、租界內に居住し、又は店舖を有する支那人被告に對し、告訴せんとするときは、先づ本人又は代理人より所屬領事館に訴狀を提出し、領事館より之を會審衙門に送付す會審衙門は之を認めて支那人被告を召喚す、被告逃走の虞あり、又は召喚狀を發するも應せざるときは拘引狀を發し拘禁することを得(民事に關して被告自身を拘束するは文明國に見る能はざる現象なり)

支那人間の民事々件は原告租界內に在ると否とを問はざれど被告は租界內に居住する場合にして、原告支那人は訴狀に手數料を附し、支那會審官に提出す、其審理は從來支那裁判官一人之に當りしが、弊多く前述の如く、革命後外國會審官をして立會はしむることゝなれり。

支那人間民事々件に關する訴訟手續は各國會審官に於て規定し、領事團の審査承認を經て、一九二一年一月三日發布したるものにして公共租界會審公廨華務民事案件辦法是なり、該法に依れば、召喚狀拘引狀は會審衙門より之を發し首席領事の簽印を得たる後、警察より探捕を派し、執行するものとし、原告告訴するときは、一件に付手數料百分の一分五厘、審判の際には又百分の一分五厘を納入すべきことゝす、又支那人の案件にして若し外商に關係あるときは其外商所屬國の會審官を出廷観審せしむることゝす、但し該

會審官は觀審するのみにして審問に干預するを得す、不明の處あれば訊問し證據書類の閲覽をなすことを得るのみ、支那人案件の判決には上海公共租界會審公廨の名義を用ひ並に觀審陪審官の署名押印の後に宣布すとあり、同年八月十八日追加訴訟手續の發布あり。

佛租界會審裁判に對する手續も、大體前記公共租界の例に準じつゝあるも多少同異あり其特色とする所は、刑事々件は警察より起訴し民事々件は會審委員に於ては、違警罪に關しては凡て警察に於て逮捕審問す。

凡そ令狀は三種あり(一)佛租界に於ける場合は委員發行し、佛領事副署して之を執行す、(二)共同租界に於ては同じく委員發行し、佛領事奥書し、後更に首席領事に送致し、奥書を得被告が他の外國人の雇人なるときは其所屬國領事の奥書を得て執行す、(三)支那內地に於ける場合は委員發行し佛領事奥書し更に委員より交涉員に送致し、更に內地檢察廳又は地方官廳と協同辨理す。

令狀に依り犯人を逮捕するは均しく、警察より探吏を派遣するものとす、蓋し會審衙門成立當時には委員は會捕局委員を兼務し線勇十餘人あり、警察署の探吏と共同辨理したりしが、一八九六年(光緒二十二年)上海道臺の同局廢撤の結果、派遣すべき線勇なく、佛租界會審衙門は委員一名のみとなり、又所屬吏員等なきに至り、逮捕の全權は均しく警察の手に歸したるものとす、佛租界會審衙門に於て判決に對し、原告が不服を申立るとき又は判決を履行せざるときは、佛支會審委員は、警察の探吏をして關係者を召喚せしめ、審問を再開す、出頭を肯せざるときは、原告たると被告たるとを問はず、罰金として洋銀一元を科す。

訴訟費用は訴訟額の二分とし特別事件にして原告は會審衙門費以外に法律に照し保證金として五十元を納入すべきものとす(法會審公堂遞稟章程參照)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法廷に於ける擧證方法は元より證人鑑定人等の列席を許すも、人證は其效頗る薄弱にして、信を置く能はざるを以て書證を唯一の方法とす。

復審に關しては、當初の會審章程には上海道及領事官に控訴すべしとあり、卽ち民事々件に於て會審衙門の判決に不服あるときは、二週間以内に會審衙門に上告の旨を申立て原告外國人不服なるときは、當該領事に支那人不服なるときは、上海道臺に對し、其手續をなすべく該上告裁判所は外交部所管の交涉員事務所内に於て之を組織し上海道臺と領事官との會審に依る、然れども重大なる事件に至りては、外交部と外國公使との交涉となり司法手續の畛域を脫するものとす、佛租界會審衙門に在りては淸末には、上海道臺を以て上級機關に充て上訴あるときは、道臺と佛領事と會同審理したるが、民國に至り、上級裁判所なく、現在會審委員と佛國領事と審理し、控訴案件あれば、差當り判決案は之が執行を停止し上級衙門の成立後再び審斷するものとす。

刑事々件に關しては未だ控訴の例を見さりしを以て刑事の上告裁判所は事實之なきものと認められたり。

六　組　織

上海共同租界會審衙門 (The Mixed Court of International Settlement.)は浙江路に在り普通會審公廨と呼び、特立す、佛租界會審衙門 (Cour Mixte Francaise.) は佛國領事館に在り普通法公堂と稱す、共同租界會審衙門は支那に於ける混合裁判所の一種として、最も發達し完備せるものたり、今主として之が組織其他に就て述ぶる所あらんとす。

(一)裁判官　前淸時代には上海道より委任する同知官一名、及知縣官二名又は三名を裁判官とし外國人會審

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

官としては、當初英米二國副領事輪番に出廷し、一九〇五年より獨逸副領事を加ふること、したりしが、現在支那人裁判官としては正會審官（正讞員 (Senior Magistrate.) 一名及副會審官（襄讞員 Magistrate or Assistant Magistrate.) 四名あり（一九二二年例）外國人側より派する會審官 (Assessor.) は英米日其他の各國領事館員中に於て任命し其數、國に依り一定せざれど、概ね一、二名宛にして、副領事、通譯、書記等を選定し多くは、副領事を以て之に宛つ而して英國の如きは、日本等と異り會審官の任命に關しては、周到の注意をなし學歷竝に經驗に於ても、優秀なるものを派遣す。

法廷に於ける審理には支那會審官主席となり、外國會審官は其名の示すが如く、陪審の地位に在り、刑事及支那人間の民事は英米等各領事館より日を定め各交代に會審するを原則となし、特に利害關係を有する領事より請求あるときは、其國官憲をして之が會審に當らしむ、又陪審官は判決權を有せざれども裁判に付意見を吐き却つて判決を左右するの實權あり、蓋し從來外國人會審官の性質に關しては、支那側は彼の條約文の會同觀審の義を解して僅かに、靜聽默觀すべきのみとしたるは誤りなり、元より法理上正式の裁判官にはあらずと雖ども條約の解釋よりしても、關係事件に就て、當事者又は證人を訊問する固有の權利を有することは疑なきなり、（今井嘉幸氏支那國際法論四五八—九頁）

三、補助機關　裁判事務の執行に關しては從來警察官又は書記通譯等の補助員ありしが、革命の際支那人補助員逃亡の結果共同租界警察廳より檢察官 (Registrar.) を派遣し會審衙門内に新に檢察處を設け殊に領事團は支那人裁判官の任選と共に其所屬吏員の更迭を實行したるものとす而して最近一九二二年には事件の增加に從つて自ら外國人側補助員數に不足を告ぐるに至れりと云ふが如し。（註一）

甲　外國人側補助機關

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(イ)檢察處・(Regestrar's office.)檢察官の下に外國人二名支那人一名の補助員あり、檢察事務を司る、同處に附屬して保釋事務を行ふ所の交保處(Security office.)及會計事務を取扱ふ所の收支處(Account office.)あり。

(ロ)總寫字間 (General office.) 警察署の出張所にして外國人五名支那人三名あり專ら刑事々件を取扱ふ。

(ハ)洋務案處 (Office for Foreign Civil Cases.) 外國人一名あり外人關係の民事々件文書の收受をなす。

(ニ)華務案處 (Office for Chinese Civil Cases.) 支那人一名あり支那人間の民事々件文書の收受をなす。

乙 支那側補助機關

(イ)辨公處 (Magistrate office.) 支那會審官の事務室なり。

(ロ)秘書處 (Secrelary office.) 支那正會審官に屬し秘書長一名及秘書四名あり秘書事務の外に翻譯事務を司る。

(ハ)文牘科 (Writers office.) 書記二十有餘名あり支那會審官の命に依り漢文判決錄の淨寫書信の起草を司る。

(二)法廷の種別　會審衙門內には樓下公堂(Lower Court.)樓上公堂(Upper Court.)及特別公堂(Small court.)の三法廷あり、日曜日以外には毎日開廷す、其時間に依り午前のものを早堂、午後のものを午堂、夜間のものを晩堂とし、早堂は刑事審判にして左記事項に亘る。

(イ)租界內に起りたるもの、(ロ)租界に住する支那人に關るもの、(ハ)租界內に起りたる所屬國領事を有せざる外國人に係るものにして、被害者より租界警察に告訴したるもの、(ニ)外國人被害者より當該領事を經て會審衙門に告訴せられたるもの、(ホ)租界警察に於て逮捕せられたるもの

午堂は外國人を原告とせる民事の審判とす卽ち原告は所屬領事に告訴し、該領事を經由し訴狀を會審衙門

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に提出す、衙門は之を受理し、被告を召喚して審判するものとす。
晩堂は支那人間の民事審判とす、外國人關係なきが故に、領事官會審せず夜間開廷の意なれども必ずしも一定せずと云ふ。
佛租界會審衙門は一週間に三回、月、水、金曜日の午前に開廷し、常に刑事々件の後に民事々件の審判を行ふ。
(四)辯護士　會審衙門の辯護士たらんとする者は外國人辯護士は當該國領事官の許可證明を得、支那辯護士は支那官憲の許可證明を受けたる上、首席領事の奧書を得て、會審衙門に出願登錄して後出廷するものとす會審衙門に於ける國語は共同租界の場合に在りては、各外國人に關係あり、公平を期する爲に、支那語支那文の外に、英語英文を使用するを以て、辯護士は英語に熟達せざるべからず、又佛租界の場合に在りては支那語支那文の外に佛國佛文を使用す、原被兩造辯護士を雇聘し得れど刑事々件には之を許されず而して民事事件金額一千兩以上の場合に原被兩造之を雇聘することを得とし、而して辯護士は又佛語に熟達せざるべからず、共同租界の支那人間民事々件の場合には原被兩造辯護士を雇聘することを得れども被告貧窮にして辯護士を雇聘する資力なく被告の爲に不利の虞あるときには原被兩造共に辯護士の使用を禁止し裁判の公平を保たしむることゝす、辯護は民事に在りても訴訟代理主義に非るを以て、辯護士は當事に同伴し、只補助辯論者たる地位にあるものとす。一九二二年に於ける辯護士數は外國人十五名支那人十一名ありたり。
(五)監獄拘留所　(Gaol House of Detention.) 上海居留地の監獄は會審衙門の創立と同時に英國監獄として設置せられ其犯罪の增加に從つて狹隘を感じ、一部を他に收容し其後十數年後に至り、上海工部局監獄成るに及び男囚を之に收容し、女囚は會審衙門の內の拘留所に收容したりしか、尙該拘留所には男女及既未決に依

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り區別を設く、最近共同租界及佛租界工部局の暫定取極に依れば、會審裁判所の女監は外國人女囚に不適當なるを以て佛租界監獄に收容せんとすと云ふ。

佛租界に在りては、民事被告は警察本署に拘留し、刑事犯人にして未決のものは各警察署に拘留し、既決囚は盧家灣の監獄に收容す女囚は之を警察署の拘留所女子房に收容す。

共同租界監獄囚徒數一九一八年三月末日現在男一、九八六人女八三人其他獨墺人等外國人多少ありしか、近年其數を減じ一九二二年各年平均を見るに例へば最低は一月の一、四七九人最高は八月の一、六二八人にして同年中一日平均數は一、五五六人となす、一九二二年女囚現在數は四十五名にして、前年同期に比して九名を減退せり、拘留所の囚徒收容數は同年初現在四十二名ありたり。

(註二)一九二二年犯罪數は總計九三、一三六件に上り、前年四九、七〇八件に對して、二七、一二三件を增加し、就中人力車の犯則は四九、七〇八件にして、約半數以上を占め又前年に對し二二、五八五件を增加し、其他竊盜は三、五一八件にして、前年に對し、六九七件を增加し、阿片犯は一、九四一件にして、前年に對し、四八二件を增加し、賭博犯は二、五八一件にして前年に對し、一一九三件を增加したるが如し。

次に裁判開始數は左記の如く前年に比して百六十二回を增加したり。

	一九二一年	一九二二年
普通刑事々件開廷	五六三	五七九
特別刑事々件開廷	一七四	二二五
外國人民事々件開廷	二四〇	二七三
支那人民事々件開廷	五一一	五七三
合計	一、四八八	一、六五〇

支那人民事々件數は千四百三十一件にして、前年に比して二百二十一件を增加し外國人關係民事々件數は八百九十四件(內判決したるもの二百四十三件とす)にして前年に比し二百八十四件を增加し、最も多きは英國人の六百二十八件とし其他米國人の百五件西班牙人四十九件日本人三十九件伊國人三十五件葡萄牙人十三件とし、他は白國人ブラジル人、丁抹人、和蘭人、瑞典及瑞西人等に係るものあれとも何れも各十件に達せざるものとす。

現在共同租界の會審衙門の補助員中外國人側としては檢察官として二等警視一名の外に警務長、警部各一名警部補及巡查部長各五名、巡查

一名及速記者「タイピスト」一名あり (Shanghai Municipal Report 1923. P P. 674-714)

第五　裁判權の恢收

支那に於ける地外法權就中領事裁判權の裁撤に關しては、條約に在りては既に一九〇二年の英支「マッケー」條約第十二條に於て「支那は其司法制度を以て西洋諸國の同制度と揆一にせんことを熱望するを以て、英國は之が、改訂に對して同種の援助をなすことを合意し且支那法典の狀態其施行の設備、其他の條件にして治外法權を撤去し得べきことの保證あるに於ては英國は之が撤去をなす準備をなすべし」と規定し其後一九〇三年十月八日、米支條約第十五條及日支條約第十一條、一九〇四年十一月葡支條約第十五條等に殆んど同文の規定を設け又一九〇八年瑞典との條約第十款に於ては「支那は現に法律及裁判制度を改良しつゝあるを以て、玆に各國が均しく其治外法權を放棄することを承認するときは瑞典は亦必ず之を承認することを特に訂明す」と規定する所あり、革命を經て歐洲戰爭の結果平和會議の影響に依り、漸次利權の恢收を唱道し列强以外の小國に對しては、双務的協約を締結せんとするの傾向あり既に一九一七年獨墺に對して、治外法權を喪失せしめ、而して其後の條約に於て之を復活する所なし、一九一九年には「ボリビヤ」との條約第二條中最惠國條款は支那の治外法權を含せざる意義の文書を交換せり、一九二〇年彼斯との條約第四條に於ては彼斯國民が一方の當事者たる總ての民刑事々件に關しては支那の法律及裁判管轄に從ふべきことを定め、其他希臘波蘭「ユーゴー、スラヴィア」「チェック、スローヴキャ」等の諸國に對しては、最早治外法權の協定を認めざらんとし、又將來は無條約國の人民にして、外國領事の保護に在るものに對して領事裁判に附せず、支那司法權の管轄に歸屬せんとするの機運に向ひつゝあり。殊に注目すべきは本年(一九二四年)六月成立の露支協

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

定にして其第十二條に於て露國政府は治外法權及領事裁判權の放棄を認めたり。

一方支那側に於てに巴里會議に對する資料に供せんが爲に、既に一九一九年頃より司法制度籌備計畫を立て、巴里會議に對して支那委員は左記二條件の實行を俟ち一九二四年末迄に治外法權領事裁判權の撤廢をなすべきことを提議する所あり卽ち。

(一)刑法、民法、商法、民事訴訟法及刑事訴訟法を發布すること。

(二)舊府縣の重要なる地方卽ち總て外國人の居住する所の各地に新式裁判所を建設すること。

而して治外法權の廢止及現在の惡制度を改善する前提として、支那委員は列强に對して左記事項の承諾を求むる所ありたり卽ち。

(一)支那人被告の民刑事一式の會審事件は外國領事又は其代理者の出廷又は干與なく支那裁判所に依り審斷すべきこと。

(二)支那裁判所より發せられたる拘引狀又は判決は租界內又は外國人に屬する建物區域內に於て領事官又は外國裁判官の豫審を經すして執行し得べきこと。

次て一九二一年十一月二十五日華府に於ける第六回會議に於て支那の王全權は治外法權の撤廢を提議して先づ其重大なる反對事由として左記の如く述べたり。

(一)治外法權は支那の主權を損傷し支那人にとりては國民的大恥辱なりと考へらる、(二)同一地區內に多種裁判所を存在し之が爲に老熟せる法律家をも亦一般民衆をも困惑せしむる法律關係を惹起す、(三)法律の不確實なることよりして、幾多の不利益を生ず、被告主義の原則と雖ども國籍の異る當事者間に於て其告訴の前後に依り一定するものに非ず、(四)外國人被告の民刑事々件を領事裁判に附すべきも、其距離數

哩を隔ることあり、自ら必要なる證人の出廷又は其他必要なる證據を得る能はざること往々之れあり、

(五)支那に在る外國人が、治外法權の下に於て支那人が支那の義務ある所の地方稅其他內地稅の免除を要求することは支那にとりて一增不利益なることゝす。

而して該制度にして、撤廢せらるゝか、又は實質的に變更せらるゝ迄は支那としては其全領域を外國通商貿易に開くことは不得策なりと述べ、又支那は既に一九〇四年以來法律制度取調委員會設置せられ、五法典は準備せられ、其中には實施せられたるものあり、即ち(イ)民法は改正中に在り、(ロ)刑法は一九一二年以來實施せられ居れり、(ハ)民事訴訟法及、(ニ)刑事訴訟法は既に發布せられ而して、(ホ)商法は一部實施せられたり、又一九一〇年には新式裁判所の設置あり、今日の支那は英國が支那に對して司法制度の改正を慫慂したる二十年前の支那に非ず又治外法權が列强に許されたる同年前の支那に非ずとし將來治外法權の撤廢に同意せられんことを望む。

右に對して同年十二月十日の總會議に於て、治外法權の片務的條約の改正に就て「支那の法律狀態、其施行の設備及其他の要件にして、當該諸國を滿足せしむべき保證を與ふるに於ては其治外法權の撤去をなすべし」と聲明する所あり、就中領事裁判制度の缺點として東洋に於ける領事の職務は廣汎に亘り、領事は特に其自國民の利益の增進及保護を計るが故に自ら其事件に對して不公平の處置に出で易く、近世の司法及行政分離の原則に反對する結果を來すことゝなると同時に領事の多くは法律の專門的智識に乏しきが故に公平適確の裁判をなすこと能はずと云ふに在り、是れ獨り支那人のみならず、外國人中にも同一見解の下に領事裁判」廢止論を主張したるものなきに非ず。

會審裁判制度の撤回に關しては、既に清末一九〇八年支那政府は新式法院の審判廳に會審事件を移さんと

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し、外國側の主張を拒み、北天津を中心として所謂觀審問題を發生したりしが、革命亂に及び頓挫する所あり其後戰時一九一五年頃支那側は外交團に對して、本制度の撤廢を要求する所あり、最近前記巴里會議に提議したる外に、一九二一年五月二十日獨支協約の際にも之に關し文書の交換をなし、同年又外交團に對し、要求する所あり、而して本年（一九二四年）一月更に外交團に向つて提議し、外交團は外交部に對して、從來の方針に依り、法律の正當なる適用裁判の公正等外國人の利益を保護すること。の必要なるを主張し本年五月頃北京通報に從へば外交團の意嚮中には無條件に一式の民刑事件を支那の裁判權に移さんとするもの又は華府會議の趣旨に依り總ての民事々件は之を支那の法廷に屬せしむべしとするものありと雖ども支那政府に向つて覆答したる代表的の見解としては租界の擴張又は築港問題を條件として革命前と同じく施行支那人間の民事々件に限り會審裁判より除外せむとするに在り之に對して支那側は固く無條件恢收を主張しつゝある彼の支那前司法總長の董康の如きは現在の會審衙門の缺點を指摘し支那の權利を提唱せり。（註一）

支那側に於ては近來頻りに國際管理の非を說き爰に外國駐屯軍の撤退郵便局の廢止に關し其功を收め、今や、租借地の返還を叫ぶと共に裁判權の回收を主張しつゝあれども支那の現情は假令刑法典其他法令の施行あり裁判制度の實施あり、又既に昨年憲法の發布を見たりと雖ども、其實施たるや一局部に止り、尙未だ條約上又は國際會議に於て誓約したる條件を充たすに足るの程度に至らず、支那の法律及裁判を以てしては、獨り外國人のみならず支那人自身と雖ども、生命及財產の安固を期待すること能はざるは、極めて明白なる事實なり故に一般的に裁判權の恢收を期するは現在に於ては支那にとりて却つて不利益なるのみならず其效果を收むるは居留地自體の恢收に伴はざるべからざるの情態に在るなり。

（注一）董康の意見に依れば會審衙門の缺點は、（一）會審裁判には必ず辯護士の出廷を要することなるも現在の辯護料は數十元を上り無資力者

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は其權利の擁護を得ること能はず、(二)適用法規は各國の法律を參酌しつゝあるを以て一般に公布せられず、(三)各國裁判は必ず上訴權あるに反し現在の會審衙門に於ては之を認めざる等にして是れ法治國としては甚しき恨事なり須らく會審衙門を收收して上海外廣東、漢口及天津等に模範法院を設け關税二分五厘增徵收入中より百分の五を控除し之を維持費に充當して司法機關の改革を期すべしと曰へり。

M. I. Bar, the Foreign Relation of China, P-P. 285-305.

Willonghby. China at the Conference, P-P. 114-120.

H. G.W. Woodhead, The China Year Book. 1923. P-P 309.

H. B. Morse, The Trade and Administration of China, 1921. P-P. 195-224.

C. Lanning. The History of Shanghai, P-P. 334-366. H. B. Morse,

The International Relation of the Chinese Eompire, Vol. II, P-P. 133-134. 459-460. Vol. III, 378-379.

S. Couling. The Encyclopaedia Sinica, P-P. 378.

上海指南卷二、一四一一九頁、

西川喜一郎氏著支那經濟綜攬卷一、四二七―四三六頁

雜誌支那第十卷第六號。

領臺前噶瑪蘭の番務

臺北州調查

二 番務考（承前）

ロ山脚に於ける開墾の發展と生番の出援

時に漢人は日を逐ふて增殖し已に目的を平地に達し次第に地を開き聚を成し以て靑山に近逼するが爲め生番の加害は隨つて多く發生し北は金面山、白石山脚、湯圍、柴圍、四圍等の沿山より廳城の西面なる三關、大埤、枕頭山、大湖、內湖等を經て南は鹿埔、員山、馬賽、施八坑等の要處に隘防を設けたるも生番は隙に乘じて民庄に出沒し獨り行人を伺殺するのみならず公然民家に亂入し兇行を逞ふするに至る道光二十四年二月二十日の夜凶番あり淸水溝堡柯仔林庄に深入し楊子芳の家を圍む其の母は番の爲めに左足を銃傷せられて仆る其の父之を救はんとして又鏢傷を受けたり士芳急に木卓を推倒して以て門を塞ぐ番卓を踰えて入る其の兄文生なるもの番一名を鏢殺し番方に圍を解いて逃る時に其の屋は番に放火せられたるも火勢未だ熾ならず番已に退き隣佑趕來して之を撲滅せりと云ふ其の他或は大村市に近つき或は溪を涉り廳城に近つくことあり時に一家數人を馘し又全家を鏖殺することありしと云ふ而して大湖、內湖の內層なる叭哩沙喃の如き施八坑の前面なる蘇澳の如き最畏途として往來するもの幾と稀なる情況を成し惟烟、布、鹽、糖諸物を以て生番と

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

和を講じ之をして出擾せしめざるを希圖するに過ぎず而も官が綏撫の手段より然かするに非ずして民間冒險の徒が越墾を企つるの關係より私に之を爲すものなりき。

□咸豐年代の番社の窮境並に武暖、打朗巷の臺東遷徙

咸豐年代に至りては番政は仍ほ道光の軌轍に由りたるもの丶如く別に何等の新施設を見ず随つて番社の窮困は年と與に加はりたり而して昔歳分社せる利澤簡は再び加禮遠の地に復歸し武暖より分社せる高東は失業或は病疫の爲めに四方に流離し終に社名を失ふに至り蘇支鎭落も是より先き生存競爭の結果に因り又加ふるに病疫等を以てし終に社名を維持する能はず珍仔滿力に合併するに至り而して武暖社の一部も亦生計の困難に因り臺東に遷徙して加禮遠に合し又打朗巷の一部は加禮遠の址に遷移せりと云ふ蓋し番社の凋落は番政の弛廢を徴するに餘りあるなり。

□是の時代に於ける取進生員

番政の弛廢は番社を扶護する能はざりしも番は漢人の壓迫を受けながら時に漢化を遂ぐるものあり咸豐六年加禮遠の陳昭仁は仰山書院の生員に合格し同八年加禮遠の林向淸、同九年抵美抵美の振金聲、同十一年武暖の潘種夏等も亦生員に取進せられたり蓋し噶瑪蘭の學風は通判董正官に依つて咸豐年代に旺盛し番政の振はざるに關はらず番は其の餘澤を受けたるものなり。

□同治年代に於ける番社の窮狀

然れども漢民欺凌の甚しき爲め蕃社は年を逐ひ生理を失ひ同治六年に至り哆囉美遠の林國珍一名を取進せる後は復繼で考場に與くるものなし而して南北各蕃社の衰狀に就きては僅かに殘れる田產は殆んど賣り盡くして生計愈よ難み辛ふして魚を捕へ口を糊するもの愈よ多く或は北關、石城等の社を稱し或は南方澳、北方澳等の社を稱し其の流離地の名に藉り祖先傳來の社名を變ずるものあり其の未だ遷轉を爲さず原社を保持するものと雖亦往々原稱を停めて民庄の名に由り大竹圍社（本稱抵美簡社）蕃社頭社（原稱哆囉美遠社）下渡頭社（原稱新仔羅罕社）等の稱を用ふるに至り又猴々の如きは先きに南方澳に遷避し其の一部は仍は馬賽の地に栖み蕃社庄と稱したるに乃ち同治四年を以て南方澳に移り同時に馬賽に住せる流蕃も亦南方澳に徙れりと云ふ或は曰加禮遠、打那美等も亦蘇澳に一部の遷徙を爲すものありしと。

□熟蕃の浮州堡の墾業

然るに斯く淒涼たる蕃社の末路に一種掉尾の觀を示せるものあり阿里史等流蕃の遷徙情態是なり阿里史等は道光年間に在つて蘇澳の方面竝に羅東山脚の各處に輾轉流離したりしが由來屯務の經歷あり生蕃の防禦に慣れたるを以て乃ち淸水溪の上流なる浮洲堡の大湖山邊に移れり當時漢人の開墾は葫蘆堵、大洲、尾塹、柯仔林等の以東に止まり是の地は仍は曠荒に屬し生蕃は常に該山脚に出草し溪に沿ひ平原を徘徊したりしを以て猶未だ漢墾を著せざりしなり既にして漳人陳輝煌なるものあり各社蕃を募り阿里史等と與に先づ十九結の地を墾し部落を爲せり戶數約二百餘にして結首十九名を以て之を約束し次に張公圍、死礁、大埔等を形成し次に阿里史を形成したりしが阿里史は最青山の逼接し生蕃の第一衝に當るを以て乃ち銃櫃城を築けり蓋し銃櫃城とは銃を藏する容器の謂にして從來土著社蕃は但弓矢を用ひたるに阿里史の蕃は每に銃を用ひ生蕃を逆

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

斃し頗る功果あり是れ其の城を銃櫃と呼び堅固を形容せしものなり爾來毎に能く生番を擊退せり蕃結首抵瑤も亦石を以て屋を遶らし石頭圍を築き且つ戰ひ且つ墾き以て抵瑤庄を形成せり而して是の開墾方法に就ては陳輝煌之が資本主となり毎甲銀三十兩を貸給し三年内に之を還淸するものとし開成する所の土地は業主と佃戶とに於て對半均分す可きこと若し借る所の銀圓を償還する能はざるときは佃戶の得べき地段を得て資本主に抵還することと等なりしと云ふ是れ同治初年より同四五年間に係れる浮洲堡拓殖の梗概にして一旦凋落せる各蕃社の救助策として頗る事宜を得たるものなり而して此の事に關係せる社番は阿束、阿里史、岸裏、東螺北投等の彰化流番及大甲、呑霄等淡水流番の殘存者各全部なりしや亦疑を容れざるも當時戶口飄零して社を爲す能はざるが爲め專ら阿里史社の名稱に由りたるものゝ如く又土著番は各社皆壯番を出たせるも未だ擧社遷徙を行ふには至らざりしものゝ如し。

□福建巡撫沈葆楨の對番方針

然り而して蕃政の弛廢は當時全臺の通弊にして獨り噶瑪蘭地方のみに非ざるなり同治十年南路の生番牡丹種族に由て日本國と事端を生じ隨つて大に蕃政を刷新せざる可からざるに會せり是に於て福建巡撫船政大臣沈葆楨は督辦臺灣防務の任を帶ひ善後の事宜を籌畫したるが臺北府を艋舺に新設して以て北部臺灣を統べ從來の噶瑪蘭廳を裁撤して臺北分防の鷄籠通判と爲し而して臺北府に隸して一縣を置き宜蘭縣と稱せり其の同治十三年の上疏中に左の言あり曰、臺地は延袤千有餘里にして官吏の治むる所は祇だ濱海平原三分の一のみ餘は皆番社とす國家は蒸黎を竝育し但た薄く土貢を輸せしめ永く侵凌を禁せり意は至厚なり而して奸民積匪久しく已に界を越え蹤を潛め番を驅り地を佔め而も窟穴を成す則ち官の未だ開かずして民の先づ開くものな

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り山に入る既に深ければ人跡到る罕にして野蕃穴處し涵育孳生す則ち蕃の已に開くありて民の未だ開かざるものなり畢竟外に包み平埔中に擴き鹿豕は遊竄し草木は蒙茸す地廣く蕃稀にして棄てゝ居らず則ち民の未だ開かずして蕃も亦未だ開かざるものあるなり是れ倶に山を開くを言ふも而も山の同じからざる已に此の如し生蕃の種類は數十なるも大概三と爲す可し曰兇蕃其の悍暴を恃み郤殺して生を爲を習へて死を畏れず、曰良蕃其の居は漢民に近く略人性に通せり、曰王字兇蕃雕題劵面にして外に通せず屯聚常なく種落悉く雜し人を獵する獸の如く社蕃と雖亦之を懼るゝなり是れ但た蕃を撫するを言ふも蕃の同じからざる亦此の如し夫れ山を開くを務めて而して先づ蕃を撫せざれば則ち開山は手を下たすに由なく蕃を撫せんと欲して而して先づ山を開かざれば則ち撫蕃は仍ほ空談に屬せん（中略）山前の版圖に入るや百有餘年なり一切の規制何ぞ曾て具備せん目前の積弊に就いて論ずれば班兵の惰窳なり蠹役の盤踞なり土匪の横恣なり民俗の怊淫なり海防陸守の倶に虛しきなり機闘梟縢の迭に見るなり（中略）但た目下山前の規模を以て推し而して他日山後の風氣を爲さんには一新闢の區を多くすと雖適々一藏奸の藪を多くするなり（中略）而して蕃を化して民と爲すには最漸漬優柔に非ずんは渾然間なからしむる能はず云々乃ち未曾有の改革は是の奏疏の前後に於て是の精神に由り著々計畫せられたり、其の一開山卽ち山道を開鑿する事、其の二理蕃廳を未闢の蕃地に進むる事、其の三撫墾委員を特設する事、其の四熟蕃を普通行政の管理に歸せしむる事、其の五蕃地越入者の舊禁を解除する事、其の六移民を奬勵して蕃地を耕墾する事業是れなり。

□蕃地山道の開鑿並に蘇澳、叭哩沙の駐備

蕃地山道の開鑿は同治十三年九月に起り南中北の三路より經始したりしが此の地方は實に北路開鑿工事の

起點として提督羅大春の統ぶる所に係れり是に於て羅大春は蘇澳に駐營し所の兵勇及宜蘭營の戍兵を部署し壯丁蕃等を嚮導となし白蟻甕より南進して大南澳、大濁水等の處に到る此の地は斗史蕃（南澳蕃當時の稱呼なりしもの丶如し）分布區域に係り當時其の海岸附近に栖むもの丶抵抗を受けしも翌十月に至り遂に小淸水溪を經て大淸水溪に達せり此より以南は大魯閣蕃の分布區域に係り新城の通事は其の蕃目十二名を牽ゐ來り迎ふ因つて進んで新城の河東に營み更に符吻、豆蘭等の社の蕃目來り迎ふるに因り岐萊、花蓮港の北に趨紮し道約そ二百餘里を開築したりと云ふ然れども翻背常なきは蕃の性情にして又南澳、大魯閣は各十數社若くは數十社を有し初めより開路に甘心せざるものあり是に於て大南澳、大濁水間には南澳蕃出沒し大淸水、新城間には大魯閣蕃肆擾し伺殺攻襲を絶たず官軍大に困めり因りて兩營に一千の兵を駐して蘇澳を守る然れども溪頭蕃亦風を聞き叭哩沙に出擾して息まず（戰亂及隘防の項下に詳）

口理蕃機關の改設並に奏疏の要領

光緒元年初め理蕃機關は臺南に南路同知を置き北港に北路同知を置き此の地に噶瑪蘭通判を置きたりしが是の改革に於て南路同知を卑南に移駐し南路撫民理蕃同知と爲し北路同知を水沙連に移紮し中路撫民理蕃同知と爲し而して北路は之を裁撤せり此の地方は先きに通判を撤せし以來宜蘭知縣は復蕃務を兼理せず蓋し撫蕃機關は開路機關と與に未闢の蕃地に前進せしめ從來の地區には復蕃務の施設を要せずと曰ふにあるなり理蕃機關の移改に關し沈葆楨の奏議に曰、今內山の開闢は日に廣く蕃民の交涉は日に多きに舊治は殊に鞭長にして及ぶなし向きには惟蕃境未だ闢けず故に郡城鹿港に分駐して以て招徠を持ちしが今は榛莽日に開け蕃頑化に歸し民は熙々として往き蕃は穰々として來れり其の猜嫌を杜き其の樂利を均ふするには咸な官を以て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

依附を爲せり倘し躬親ら坐鎭するに非ざれば何を以て撫循の實を盡くさん云々蓋し奏議の精神とする所は理蕃上の大刷新なりとす。

□撫墾委員の特設

而して開路と同時に理蕃機關の外に撫墾委員を特設し招撫及開墾の事を掌理せしむ委員は其の事務に於て撫民理蕃同知の統理を受くるは勿論なるべきも主として開路に伴ひ事を執りたるもの、如し而して山前の埔裏及山前より山後に跨りたる恒春地方に各一名を置き仍は山後を南中北の三部に分ち卑南廳に一名を置き南路委員とし璞石閣營に一名を置き中路委員とし花蓮港營に一名を置き北路委員と爲せり而して其職制は（一）委員一名撫墾一切の事務を管理し俸銀毎月三十兩を給す（二）幕友一名委員の諮詢を受け撫墾事宜を審議籌畫す（三）司事一名庶務に從事し口粮毎月六兩を給す（四）醫生二名蕃人及墾民の醫療に從事す口粮毎月十兩を給す（五）護勇六名兇番を防止し墾民を護衛す口粮毎月四兩二錢を給す、而して委員は蕃を化するが爲め義學を設置する事、産を授け生を理めしむる事、蕃地を開くが爲め移民を招徠し其の成墾を保護する事等を規定せり但し宜蘭地方に在りては別に委員の設けあらざるも蘇澳は總險の地として羅大春の駐紮する所なるを以て亦兵官をして安蕃の方法を執らしめ五里亭の碉堡に酒、鹽、布等の物件を備辦して南澳蕃と貨物の交換を爲したりと云ふ。

□熟蕃に對する普通行政の施設

斯の如く理蕃及撫墾機關は擴張せられたるも何れも未闢の地に向つて生蕃に對するを本旨とせるものにし

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

て同時に熟番に對する處置としては彼を以て已に適當の地位に進歩せるものと爲し是等蕃政機關の所管地外に在るものは其の地方長官の轄下に屬し漢民族と同じく普通行政の統治を受けしめたり然れども其の部落は從來の如く社と稱して庄と曰はず蕃を稱して民と曰はず又總理を以てせずして依然土目の名を以て之を約束せしめたり。

□撫民を標榜する蕃地の拓殖竝に招墾章程

上文理蕃同知の名に撫民の二字を冠せしめ撫墾委員の職務章程に移民を招徠し其の成墾を保護すべき明文を示せるものは大いに拓殖を圖り移民を招徠するが爲めにして當時厦門、汕頭、香港の三所に招墾局を設け之を募集せり乃ち以て相當の保護を與へざる可からざるなり又其の移住地は何れも生蕃界にして危險多く從來『ペイポ』熟番に對したる比に非ず乃ち以て相當の保護を與へざる可からざるなり則ち撫民の榜々ある所以に非ざる無からんや然り而して招墾局の章程は、其の一汽船に搭載して運送する事、其の二應募者には印單三張を發し一張は本人に給し二張は臺灣當局者及招墾局に保存し竝に本人に腰牌を附する事、其の三墾民は十人毎に什長を百人毎に百長を置く事、其の四應募者百乃至二百の數に達するときは福建巡撫は汽船を發す但し家族を携帶するときは印單に連記する事、其の五渡墾者は局に於て分別し埔裏に行くものは鹿港に上陸せしめ恒春、卑南に往くものは瑯嶠に上陸せしむる事、其の六汽船に搭載するには局より船票を給し點檢の後に乘船せしめ渡臺の後に委員より再點檢を行ふ事、其の七渡船中の飲食物は汽船より之を給し上陸して開墾地に至るまでは毎日毎一人に口粮銀一百文を與へ著後一年間は毎日銀八分と米一升を與ふ其の家族には半年間毎日米一升幼少者には五合を與ふ又什長には銀一錢米一升百長には月俸銀八兩米三升を給し仍は成功

の後に賞與を行ふ事、其の八墾民の爲めには土圍を築き草寮を設け以て居住に資し每十人に農具四副、耕牛四頭、草刀十把、竹箕十組、扁桃十條及種實を與ふる事、其の九耕地は字號を編みて界址を劃し每一人に田一甲を附し外に附近の原野一甲を與へ續墾を爲さしめ每月實地を檢査し之を簿册に登記し臺灣總局に報明し勸むるものには賞を與ふる事、其の十墾民の病に罹るときは醫療を施す事、其の十一平埔地方に於て來年內限り每一人田一甲を開墾せしむ稻を種うる能はざれば雜穀を種うるを許す成墾者には賞を與ふる事、其の十二總て墾地は三年の後に於て其の初めに受けたる口粮、牛、農具等の辨償を負ひ或は成熟の後三箇年に賦收す若し完收する能はざるものは正供の外に官租若干を納めしむる事、其の十三未だ墾成せず半途に病沒するか或は逃亡するものあれば百長をして繼承者を査明せしむ其の病沒者埋葬の力なきものには葬費を給する事、其の十四商民にして自ら貲を投じ開墾を願ふ者は住所、姓名、職業、資金、從業人員、區域及丈量を具せしめ卽ち墾單を給する事、其の十五耕種の餘暇に樹木、茶、木棉等を栽培する者には種を給し又婦女の紡織を爲すものには木機手車等を官給することあるべき事、其の十六墾民にして事端を生ずるとき其の細微なるものは百長之を訓誡し較や大なるものは官に告げ處斷を受くべき事、其の十七墾民は劃定の地段に照らし耕作す可く既に番人の開墾せし地に到り强を恃み侵佔するものあれば立ところに嚴辦を加ふ可き事、其の十八各處の墾地は均しく番界にして往々間に乘して墾民を戕害するの虞あり百長に於て局に請ふて軍械、鳥銃、火藥等各自防衛の器具を領受すべし但し私に用ふるを許さゞる事、其の十九開墾用の草刀、竹箕、扁桃、耕具銃器等は臺灣の局に於て一切の支辨を受く可き事等を規定したり然るに如上招墾章程は埔裏、恒春に行はれ山後に於ては卑南、璞石閣、花蓮港に限られたるを以て宜蘭地方は別に之に遵依せし形跡なし但た浮洲等方面阿里史等の墾地の如き頗る山後開路に關係ある陳煇煌に由て同治初年に墾闢せられたりしが續きて叭哩沙

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

に進まんとすること恰も招墾制度の發表に會せり然れども此の地は該制度の例外に立ち略當年の阿里史十九結等を開きし方法を用ひたるもの、如し顧ふに其の例外には立ちたるも蓋し亦官の招墾拓地の風を受けしものなり而して陳輝煌が十九結、張公圍、瓦磘、阿里史等の事業は同治の末年及是の歳に於て墾成を報じ陞科を爲せりと云ふ。

□番地偸越及民蕃結親等の解禁

如上招墾拓地を奬勵するに當り臺灣には昔より番境偸越及海洋偸渡の禁あり民蕃結親の律あり其の他鑄戸鐵戸の限制、竹の輸出をも禁制せり是等は移民に直接の關係あり殊に時勢に便ならざるを以て沈葆楨の奏准を經て悉く其の禁を解除せり。

□沈葆楨蕃政の功果と其の弊端

要之沈葆楨の蕃政は未曾有の刷新なりと雖而も是に由て生ずるの毀損と弊害も亦大なり今開路に就きて之を例せん羅大春の北路開鑿は光緒元年十二月に竣工せし後蘇澳は總隘の地を以て兩營の兵を駐し白蛾甕より奇萊に至る交通聯絡を爲し是に由て漢民の往くもの多く花蓮港の北に十六股其の他の庄を形成したりしが未だ幾はくならずして大魯閣、南澳等の生番頻々碉堡を侵襲し線路を要擊し殺斃せらるゝもの甚だ多くして早く已に聯絡を絶つに至り加ふるに兵丁は水土に服せず病斃亦夥く未だ數年ならざるに悉く廢頽せしめ人命と巨費とを糜せり又蕃政機關に就きては之を未闢の地に擴張して却つて地方行政官に權限を附せず爲めに奸漢無頼が益々熟蕃を欺凌逼虐するの傾きを生じ胥役も亦私派勒索を敢てするの弊を加ふるは必然の勢にして就中

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其の清還の力なきを奇貨とし銀を貸すに重利を用ひ期に至つて蕃佃の墾成地を抵取するが如き殆ど常事なりしもの、如し又熟蕃に普通行政を施行するが如きは一方より觀れば理蕃の成績と熟蕃の進歩とを目す可きも熟蕃が果して能く漢民族と竝立し得可きやに就きては特に考量を要す可く其の耕作に敏捷ならざると戇質にして欺かれ易きとは三尺の童も亦能く知る所なるべく又此の地方の如きは同治年間に於て已に田產を賣り盡くして生計愈よ艱み著るき遷徙を行ひしさへあり彼は主持の官に依るときすら尙是の弊を免れず況や單に地方行政に依るに至ては其の弊を受くる蓋し復底止する所を知らざる可し或は重利を盤剝し或は戳記を僞用し或は包娼以て情を誘ひ或は開賭以て欲を導く等皆以て其の家を倒し產を失ふの由たらざるはなく漢棍之を爲し胥役之を禁せず甚しきに至つては賄賂を以て相勾通するものありしと云ふ。

□畏土に遷徙せる熟蕃の自然的藩屏

上文の如く宜蘭の蕃は蕃政刷新の慶に依ることは殆んど絕無なるに關せず却つて其の遷徙に因り官に益するもの尠なからざりき卽ち其の蘇澳に遷徙せる爲め南澳蕃の防範に若干の便宜を與へたる可く又浮洲堡に在つては旣に阿里史の銃櫃城、抵瑤埤の石頭園に由て南澳溪頭の諸蕃を防遏するに便宜を得せしめたるのみならず光緒四年には阿里史の潘金盾等は漳人陳金合成の募に應じ民蕃計七十餘名と與に紅柴林の地を墾し部落を形成したり是に於て其の形勢は抵瑤埤と溪を隔て一直線を聯ね線以東の地は田畝連り荊棘披かれ以て熟蕃が官の爲めに生蕃の衝に立ちたる功勞を證せり。

□叭哩沙の開墾

同十一年に至り各社蕃は復墾を叭哩沙喃に進む蓋し漳人陳生なるもの、招募に應ずるなり各社七十餘戸は先

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

づ頂破布烏、下破布烏の二處に據り開墾に著手せり其の開墾の方法は一に往年十九結阿里史等を開くの時に同じく更に進んで天送埤、月眉等を闢き各處に聚落を形成せり叭哩沙喃は古來最危險の區に係り隘丁を募り要害を害り爾來漢人謝八王簡天送等の募佃前往すと雖或は蕃害に死し或は瘴氣に斃れ曠荒に委する數十年なりしが是に至り終に熟蕃等に藉て再び開荒に著手せられたるなり。

□巡撫劉銘傳の臺政釐革

同十二年臺灣巡撫劉銘傳は大に蕃政の釐革に著手し沈葆楨の遺緒を繼承して更に之を擴張する所あり蓋し劉銘傳は撫蕃を以て辨防、練兵、清賦と共に四急務の一に置き之と同時に蕃地拓殖の功を收めんと欲するにあり其の奏疏に曰、臺灣出たす所の財賦は之を貴州、新疆に較ぶれば則ち餘りあるなり唯沿海八縣の地が有する所の土地にして蕃は其の六に居り民は其の四に居れり（中略）現に既に臺灣を改めて巡撫を設けられたり必ず先づ生蕃を以て漸を逐ひ招撫歸化せしめ內患を清除し疆を擴め墾を招く可し土地人民日に漸く寬庶にして方に以て一省を成すに足らん臣査するに生蕃の情形は雲貴の苗民甘肅の猺番と迥に異れり制し易きなり即ち臺灣生蕃は統屬に歸せずして其の各番社の佔むる膏腴は地は高山は茶に宜しく平地は穀に宜し一旦歸化せしめ之に耕種を敎ふれば皆富區と爲らん從前の招撫は鉅款を虛糜し而も皆擧辨して未だ眞を認むる能はざるは一撫の後之を置て問はざるに由る臺南番社の如き降者正に多きも聲氣は仍は然く隔絕し仇殺する故の如し臣を以て之を度るに若し眞を認めて招撫し示すに威信を以てすれば五年の內、全臺の生蕃は計けて全く歸化を行ふ可し云々乃ち五年を期して生蕃全部を服從せしむるの政策を立てたり。

□撫墾事務の擴張

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

因つて撫墾事務を擴張し巡撫劉銘傳は督辦全臺撫墾事務を兼理し内閣學士通政使林維源は幇辦全臺撫墾事務たり而して撫墾總局を大嵙崁に置き其の監督の下に大嵙崁、東勢角、埔裏社、林杞埔、叭哩沙、蕃薯寮、恒春等の各撫墾局を置き各撫墾局の下に分局を置きたり又開山開路事務に關しては隘勇屯兵營統領の管する所たりしが地方の情形によりては亦撫墾局事務をも該統領に兼理せしめたり。

□叭哩沙撫墾局竝に隘勇營

是に於て叭哩沙撫墾局は地を叭哩沙關帝廟の屯營内に相し其の事務を執れり局の定員及事務の章程は如左

撫墾委員一名七品官とし撫墾一切の事を總掌し月俸三十兩乃至六十兩を給す。文案司事一名とし公文往復の事及蕃に賞給する物件の報銷等に從事し月俸十兩を給す。帳房司事一名とし蕃市の收入銀項に從事し月俸八兩を給す。通事二名とし一名は局に在りて傳話、招呼、賞犒等に從事し一名は毎月兩次入山し各社の招撫及巡査に從事するものとす月俸各六兩を給す。蕃婆　二名とし一名は局に在り一名は山に入るものとす其の職は略通事に同じ月俸各三元。剃髮匠　一名とし到局歸化蕃に對し毎月剃髮一次とし工食銀毎月元五を給す。伙夫　一名とし炊事に從事す工食銀毎月五元を給す。局勇　三十名とし捍衞に從事し工食銀毎月四兩二錢を給す。

而して同時に隘勇營を設け兵勇一營（官兵三百 工兵二百）を關帝廟に屯せしめ蘇澳の總隘に連絡して南澳蕃に備へたりしが其の撫墾機關を總隘の蘇澳に置かずして分營の叭哩沙に設けたる所以は蓋し此の地は當時の形勢に就きて最必要の關係あり卽ち南澳溪頭兩社適中の處に位せしむの、如く且つ蘇澳は從來五里亭の碉堡に於て已に換市の道を開きたる等の關係あるを以てなり是の如く一撫墾局に由り兩社蕃に接應し得るを以て宜蘭地方は別に分局を設くる急務を感せざる如くなりき。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

堆肥舍及び豚舍の堆肥

——鹿兒島縣に於ける其の奬勵の狀況——

臺北州理事官　川村直岡

目次

一、堆肥舍奬勵の沿革及方針（一）自給肥料の生產增加竝取扱法の改善（二）施肥法の改良（三）肥料共同購買の普及（四）肥料同業組合の設置及改善
二、堆肥舍奬勵の實際（一）奬勵しつゝある堆肥舍の仕樣（二）堆肥舍奬勵機關及奬勵方法（イ）概要（ロ）始良郡に於ける堆肥舍奬勵（ハ）堆肥品評會に就て（ニ）施肥標準調査及施肥に關する指導
三、堆肥舍奬勵の結果
四、鹿兒島縣に於ける豚舍と堆肥

一　堆肥舍奬勵の沿革及方針

鹿兒島縣に於ける堆肥舍奬勵は古き歷史を有し、最近に之を開始したるにあらず。然れども特に堆肥舍の建設及堆肥施用の一般的に普及せるは、縣下に普ねき報效農事小組合の力に依るもの多きに居るが如し。即ち報效農事小組合は自給肥料の生產增加及施肥法改良等の急務なるを認め、夙に縣當局の奬勵に從ひ管內に於ける堆肥舍の建設及堆肥の施用奬勵に努め、多年努力の結果今日の盛況を見るに至りたるものなり。而し

て縣としては肥料の供給に付從來種々其の生産及施用奬勵の方法を講じ來れりと雖、特に之に關し方針を確立せるは大正八年の事に屬し、爾來此の方針に則り漸次其の方策を實現しつゝあり。

今大正八年十月戰後産業計劃として同縣産業諮問會審査委員の審査を經て發表せられたるものを見るに、肥料の供給並に施肥法の改善に就ては、將來の計劃として堆肥及綠肥の生産增加に主力を注ぐべきを記載し、施設要項を左の如く定めたるを見る

（一）自給肥料の生産增加並に取扱法の改善

（イ）堆肥舍の構造を經濟的ならしむることに注意し標準堆肥舍の建築設計を示し各町村數箇所に實用的模範堆肥舍を建設せしむ（ロ）農事小組合に於て一定期間各組合員の堆肥量を協定せしめ爾後之が成績檢査を行はしむ（ハ）堆肥品評會を農事小組合又は五人組の如き團體を單位として開催す（ニ）綠肥植物種子の配付及共同購入の斡旋（ホ）人糞尿及草木灰の取扱及貯藏場を完全ならしむ。

（二）施肥法の改良

（イ）自給肥料を基本肥料とし販賣肥料を補助肥料として施用する樣奬勵す（ロ）基本調査として各町村に於ける施肥慣行及土性の調査を行ひ之に適應する施肥法の標準を定め試驗成績優良なるもの、普及を圖る（ハ）肥料處方箋を發行して施肥法の指導奬勵を爲す。

（三）肥料共同購買の普及

（四）肥料同業組合の設置及改善

之を以て見れば同縣最近の肥料供給に關する方針は主として自給肥料の生産奬勵に力を盡し、特に堆肥製造及綠肥に重きを置きたるを窺ふに足るべく、而して縣自體としては郡又は郡農會を督勵して奬勵の衝に當

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

らしめ、郡又は郡農會は自ら若は更に概ね農事小組合をして之が實行を爲さしめ、其の成績甚だ擧れるを見る。

二　堆肥舎奬勵の實際

(一)奬勵しつゝある堆肥舎の仕樣　堆肥舎の仕樣は縣下全般に渉りて一樣ならずと雖、各郡を通じ模範的なる仕樣を示して奬勵しつゝあるは姶良郡なりとす。今其の大要を示せば左の如し。

(1)舎の面積は六坪以上たること(2)軒桁は高さ地面より七尺五寸乃至八尺たること(3)柱は四寸角以上たること(4)屋根は萱葺又は瓦葺たること(5)壁は正面出入口を除きたる周圍は高さ六尺の石積となすこと(6)床面は粘土、砂利、石灰、食鹽等を調合したる厚さ二寸以上の三和土たること但し調合の割合は粘土一斗、砂利一斗、石灰一斗、食鹽一升とす(7)溜は出入口に接したる内面二尺を殘し後壁に至る長さ七尺、幅三尺、深さ三尺とし三和土にて塗り厚石の蓋を覆ひ出入口に接したる部分一尺五寸は厚板の蓋とし開閉に便ならしむること(8)出入口は兩開戸とし丈夫なる鐵物にて釣付關貫締とすること(9)窓は兩妻の中央柱を扼して二箇の無双窓(高さ一尺五寸約三寸開)を設くること。

叙上の仕樣書に依りて堆肥舎を建築するときは五十圓乃至百圓内外の費用を要すべく、建設の位置は各戸異なれりと雖、概ね母屋と離るゝこと四五間にして牛馬を飼育する家に在りては之を併置するもの多く、豚舎を設けたる家に在りては之に接近して建つるを普通とす。

(二)堆肥舎奬勵機關及奬勵方法

(イ)概要　奬勵機關は第一には勿論縣及縣農會にして、第二には郡又は郡農會とす。

縣及縣農會は方針を示し、郡又は郡農會を督勵するの外、縣農事試驗場に於ける施肥標準試驗に基き施肥

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に關する實地の指導を爲す。郡又は郡農會は自ら或は建築費を補助し又は直接に品評會を開催して其の奬勵に努むるものあり。或は管内の報效農事小組合を督勵して其の建設を爲さしむるに留まるものあり。何れの場合に於ても縣下の農事小組合は實行機關として其の組合規約中には堆肥舍建設を組合員の必行事項として規定し、其の建設普及に多大の貢献を爲せるを見る。左に書類の調査に依る同縣各郡、各郡農會及村の施設を概括して示さむに左の如し。

口郡自體の施設

堆肥舍建設補助金を交付するもの　始良郡

堆肥品評會を開くもの　鹿兒島郡、川邊郡、出水郡、囎唹郡

口郡農會自體の施設

奬勵金を各町村に交付するもの　伊佐郡農會

堆肥品評會を開くもの　鹿兒島郡農會、肝屬郡農會

口村又は村農會の施設

奬勵金を交付するもの　鹿兒島郡谷山村農會

品評會を開くもの　縣下の村及村農會の大部分

口各小組合の施設

必行事項として堆肥舍建設に努め又品評會を開く

建設奬勵方法は模合、勞力互助、材料購入斡旋等に依る

(ロ)始良郡に於ける堆肥舍奬勵　堆肥舍設置の奬勵機關及奬勵方法の概要は前述せる所の如し。然れども參

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

考の爲め特に始良郡に於ける實況を今少しく詳述すれば左の如し。

郡としては堆肥舎設置補助規程を設け、又は堆肥品評會を開催して其の設置の普及を圖り、各村に於ては各報效農事小組合をして堆肥舎設置模合（模合とは講の一種）及相互勞力の交換に依り、組合員各戸に順次堆肥舎を建設せしめ、又は自ら若は小組合をして堆肥品評會を開催又は開催せしめ、其の普及勵奬を圖り居れり。今本郡の堆肥舎設置補助規程及本郡内に於ける模範農事小組合山田村遊川下組合の堆肥舎設置の實績を一例として揭ぐれば左の如し。

（1）始良郡模範堆肥舎設置補助規程　（大正九年六月郡令第十一號）

第一條　各町村に模範堆肥舎を設置せむか爲本規程の定むる所に依り豫算の範圍内に於て補助金を交付す

第二條　補助金は左記各項を具備するものに限り之を交付す

一　舎の面積は六坪以上たること

二　軒桁は高さ地面より七尺五寸乃至八尺たること

三　柱は四寸角以上たること

四　屋根は萱葺又は瓦葺たること

五　壁は正面出入口を除きたる周圍は高さ六尺の石積となすこと

六　床面は粘土、砂利、石灰、食鹽等を調合したる厚さ二寸以上の三和土たること但し調合の割合は粘土一斗、砂利一斗、石灰一斗、食鹽一升とす

七　溜は出入口に接したる內面二尺を殘し後壁に至る長さ七尺、幅三尺、深さ三尺とし三和土にて塗り厚石の蓋を覆ひ出入口に接したる部分一尺五寸は厚板の蓋とし開閉に便ならしむること

八　出入口は兩開戸とし丈夫なる鐵物にて釣付閉貫締とすること

九　窓は兩妻の中央柱を挾して二箇の無双窓（高さ一尺五寸約三寸開）を設けたるものなること

第三條　補助金を受けむとする者は第一號樣式の願書に經費豫算書を添付し前年十一月末日迄に郡長に提出すへし

第四條　補助金額は經費精算額の二分の一以內とし其の年に新設のものに限り之を交付す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第五條　補助金交付の指令を受けたる者は其の年十二月末日迄に工事を完了し遲滯なく第二號様式の屆書に經費精算書を添付し郡長に屆出つへし但し經費精算書には支出の事實を證明する爲正當領收書を添付することを要す

第六條　補助金は前條の屆に依り檢査の上之れ交付す

第七條　補助金を受けたる者は左の各項を遵守すへし

一　第三號様式の標札を舎の見易き位置に揭くること

二　風害其の他天災の爲破損甚だしきときは直に郡長に報告すへし

第八條　本規程に違背し又は不都合の行爲ありたるときは補助金交付の指令を取消し又は既に交付したる其の金額若は一部を還付せしむることあるへし

第九條　本規程に依り提出すへき書類は總て所轄町村役場を經由すへし

附　則

第十條　本規程は發布の日より之を施行す

第十一條　大正九年度に限り第三條の出願期日を七月末日迄とす

（第一號様式）　模範堆肥舎設置補助金下付願

大正九年六月二十一日郡令第十一號模範堆肥舎設置補助規程に依り模範堆肥舎設置致度候に付相當補助金下付相成度別紙經費豫算書相添へ此段相願候也

年　月　日　　住所　　氏　名　㊞

郡長宛

經費豫算書

品名	數量	金額	備考
計			

（第二號樣式）

模範堆肥舎設置完了屆

大正　年　月　日指令第　號を以て補助金交付の御許可相成候模範堆肥舎　月　日設置完了に付規程第五條に依り別紙經費精算書相添へ此段及御屆候也

年　月　日

住所　氏　名㊞

郡長宛

經費精算書

支拂月日	品名	數量	金額	備考
計				

（第三號樣式）

設置　年　月　日
姶良郡模範堆肥舎
設置者　氏　名

幅六寸、長さ一尺

（２）姶良郡山田村邊川下報效農事小組合堆肥舎設置實績　先づ組合概況を述べむに、本小組合は明治三十五年四月の設立にして、三十六年初穗貯金を創始し、翌三十七年七月組合規約を制定し、三十九年共同耕作の目的を以て水田一町五畝歩を借地耕作し、明治四十一年、四十二年の二回に共同貯金を以て官有原野の拂下を行ひ、田畑に開墾して茶及桑の模範栽培を爲し、又造林を經營して基本財産の造成等成績の見るべきも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

のありしも、時勢の進運に伴ひ益々活動の必要を認め、大正元年九月及同七年二月の二回規約の改正を行ひ、以て今日に及へり。此の間明治四十二年二月及大正七年三月の二回に渉り縣知事の表彰を受け、又大正十一年三月には組合の成績顯著なるに依り鹿兒島新聞社より選奬せられたることあり。

大正十二年九月現在組合戶數三二、現住人口一七四にして組合員相互間に和衷協同の良風行はれ、勸農の實舉れるを見る。

自給肥料の生產に就ては、縣、郡町村當局の奬勵に基き極力之を勵行し、明治三十七年頃より堆肥舍の建設に著手し、明治四十四年に至り各戶全部之を建設し終れり。

其の方法を見るに、從來は塵埃溜に草、藁其の他の塵埃を堆積し、雨露に曝し日乾にしたるものを肥料として施用したるを、組合の決議に依り之を全廢し、之に換ふるに堆肥舍を建設して利用することゝし、其の資金調達の目的を以て堆肥舍建設模合を設け、落札者をして舍を建設せしめ、斯くして每年其の數を增すこと四、五棟、遂に明治四十四年に至り全部完成せるものなりといふ。而して之が建築に際しては、石の運搬等勞役に屬するものは相互勞力の交換に依り、製肥法は村技術員の實地指導に依りて其の方法を修得し、又每年堆肥品評會を開催して其の製造施用を奬勵したる結果、漸次組合員も堆肥の有益なるを自覺し、良肥を多量に生產することゝなり、現今に於ては水稻の如き靑刈大豆及春播紫雲英竝に堆肥を基本肥料とし、骨粉反當一斗乃至一斗二升を使用するを普通とすと、以て如何に其の堆肥使用奬勵の普及せるかを知るに足るべし。

以上の如き方法は縣下全般に涉り各小組合の何れに於ても執れる方法にして、鹿兒島縣が今日堆肥舍の普及見るべきものあるは、實に各小組合の自治的にして眞摯なる斯くの如き活動を爲せるに依るものなり。

（ハ）堆肥品評會に就て　以上述ぶる所に依りて鹿兒島縣下に於ける堆肥舍設置奬勵の一般を窺ふに足ると

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雖、尚ほ書類調査の結果、川邊郡及肝屬郡の堆肥品評會に關する規程は其の設置普及に著しき效果あるのみならず、參考とする價値大なるものありと認めたるに依り、左に之を摘錄すべし。

(1) 川邊郡堆肥品評會規程

第一條　本會は川邊郡堆肥品評會と稱す

第二條　本會は堆肥場の設備完成と自給肥料の增加を圖るを以て目的とす

第三條　本會は川邊郡農會の主催とし大正六年度より春秋二回之を開設す

第四條　本會は本郡內各村農事小組合中より春秋共左記配當點數を選拔提供するものとし一小組合を一點とす

左記

村名	出品小組合數	村名	出品小組合數	村名	出品小組合數
加世田	三	西南方	二	川邊	三
東加世田	三	東南方	二	勝目	二
西加世田	二	知覽	四		
合計	二十一點				

第五條　本會に出品すべき農事小組合は村農會長之を選定し　期は二月二十日秋期は十月二十日迄に小組合名並當該小組合戶數を本會へ報告するものとす

第六條　出品者に於て不正の行爲あることを發見したる場合は其の者の堆肥舍以外の各項を無效とす

第七條　本會に出品したる小組合は當分出品することを得さるものとす

第八條　本會に於て審査の結果優秀の成績を得たるものより順次等級を附して左の等賞を與ふ

一等償	二點	賞金一點金三十圓
二等賞	四點	賞金一點金二十圓
三等賞	一四點	賞金一點金十圓

第九條　本會に左の役員を置く

一　會長	一名	四　審査員	若干名
二　副會長	一名	五　事務員	若干名
三　審査長	一名		

第十條　役員の任務を定むること左の如し
一、會長は川邊郡農會長之に當り會務を總理す
二、副會長は川邊郡農會副會長之に當り會長事故あるときは之を代理す
三、審査長は本縣知事又は本縣農會に派遣方を申請す而て審査に關する一切を總理す
四、審査員は會長之を命し審査長の指揮を受け審査に從事す
五、事務員は會長之を命し庶務及會計に從事す
第十一條　審査規程は別に定むる所に依る
第十二條　審査に關しては異議の申立を爲し又は授賞を拒むことを得さるものとす
第十三條　從前の規程は本規程實施と共に消滅するものとす

堆肥審査規程

第一條　採點法を定むること左の如し

舍の設備	堆肥管理	同品質	積量	計
六五點	五點	一〇點	二〇點	一〇〇點

第二條　標準積量を定むること左の如し
東加世田、西加世田、西南方の三箇村は標準積量(平均積量)を一立方坪とし加世田、東南方、知覽、川邊、勝目の五箇村は一立坪半とす
第三條　積量點は平均積量前條の標準に達したるときは定點を與へ減するときは一割毎に一點の割合を以て減點す
第四條　成績表を定むること左の如し

村名	大字	小組合名	同上戶數	舍の設備	堆肥管理	品質	積量	合計	成績順位	等級	平均積量

成績調査は其の組合各戶の審査得點を其の組合戶數を以て除し平均點を算出し小數點二位迄計算し四捨五入法に依り點以下一位迄を成點とす

(2)　肝屬郡堆肥品評會規程

第一條　本會は堆肥製造の普及を圖り且製肥技術の進步を促すを以て目的とし開催回數に從ひ肝屬郡農會第何回堆肥品評會と稱す
第二條　本會に出品すへき堆肥は一農事小組合全員の製造したる總量を以て一點とし左の區別に依り審査を行ふものとす

一　一囘本會堆肥品評會に出品し賞を得たるもの
二　前號以外の農事小組合のもの
第三條　本會に出品せむとする農事小組合は其の所屬町村農會に申込み町村農會は第一號樣式に依り出品屆書を作成し每年九月末日迄に郡農會に提出するものとす
第四條　出品農事小組合員は各自の麥作付反別及氏名を明記したる標札を堆肥舍の入口に揭け置くものとす
第五條　審査長は監督官廳へ其の派遣を乞ひ審査は別に定むる審査例規に基き之を行ふものとし審査の際には當該町村農會役職員及技術員等立會の上便宜を與ふへきものとす
第六條　審査の結果其の優良なる小組合には一等以下四等に至る等級を擬し褒賞を授與し且つ受賞數多數の町村農會に對し優賞旗及賞品を授與するものとす
第七條　本會の褒賞は監督官廳に稟請して其の授與を仰くものとす
第八條　本會の經費は郡農會の負擔とす

附　則

本規程は大正二年度より之を施行す

（樣式第一號）　堆肥品評會出品屆

本村より左記の通出品候也

年　月　日　何々町村農會長名㊞

郡農會長宛

左　記

出品番號　出品小組合名　小組合人員　麥作總反別

審　査　內　規

肝屬郡農會堆肥品評會審査は左記方法に依り之を行ふ

（甲）既賞組合の部

(1)設備　三十點滿點　(イ)位置　五點　雨水流入停滯せす日光の透射及風通し自由ならす北向とし家屋に接近せす畜舍と餘り隔たらさるもの　(ロ)廣狹　五點　耕作面積に應する相當面積を有するもの　(ハ)屋根　五點　茅、瓦等にて完全に葺き雨水の漏洩せさるもの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なること (ニ)壁 五點 石、煉瓦、上塗粘土壁又は三和土にて圍ひたるもの (ホ)床 五點 セメント叩き、等にて厚く固めたるもの (ヘ)溜 五點 適當なる位置に於て相當の大さに「タンク」又に石にて構造し床の連絡完全なるもの(2)堆肥 七〇點滿點 (イ)積數 一五點 反當三百貫以上を以て滿點とす一立坪を一千貫とし一割を減する每に一、五點を減す (ロ)管理 二五點 形狀五點、切返一五點、腐熟の程度五點 (ハ)品質 三〇點 材料一〇點、熟度一〇點、濕度五點、被土五點

(乙)未賞組合の部

(1)設備 四〇點滿點 (イ)位置五點 (ロ)廣狹八點 (ハ)屋根六點 (ニ)壁一〇點 (ホ)床 五點 (ヘ)溜 六點

(2)堆肥 六〇點滿點

(イ)積量 一五點 (ロ)管理 二五點 形狀五點、切返一五點、腐熟の程度五點 (ハ)品質 二〇點 材料五點、熟度六點、濕度六點

被土三點 (附記)未賞組合審査要項の說明は既賞組合と同一なり

(ニ)施肥標準調査及施肥に關する指導 以上は堆肥獎勵直接的方法なるが、由來施肥は土性に適應し作物に適當せるものならざるべからずして徒に肥料を多量に施すも其の效果必しも大なるものあるに非ず、故に本縣に於ては農事試驗場をして水稻、陸稻其の他の各種作物に就き施肥標準調査を爲さしめ、其の結果を發表して農民を稗益しつゝあり、堆肥に就ても勿論各種の試驗を行ひ、其の效果を一般に知らしむるに付努力を爲しつゝあるは言ふを須ひず

此の外縣には肥料取締官吏あり、又大正十二年度より新に肥料改良獎勵費を以て技術者一人を置き、肥料取締官吏と共に取締法に依る取締に任せしむると共に、肥料に關する調査、講話等を爲さしめ、又農事試驗場に於ける施肥標準調査と相連絡して實地の指導を爲さしめつゝあり、本縣が堆肥竝に綠肥を基本肥料とする方針なることは先に述べたるが如くにして、前記諸官吏が肥料の改良獎勵を爲すに當り自給肥料に主力を注げるは論を俟たざる所とす

三 堆肥舍獎勵の結果

鹿兒島縣に於ては以上述ぶる所の如く堆肥舍設置を極力獎勵したる結果、今日に在りては優良なる報效農事小組合の如き全組合員何れも堆肥舍を建設せざるものなく、然らざるものに在りても漸次其の建設普及して、凡そ農家にして堆肥舍を有せざるものなきに至らんとするの狀勢なり。縣農林課係員の說明する所に依れば、全農家戶數の凡そ九分通りは堆肥舍を有すと。以て如何に其の一般に普及せるかを知るに足るべし。不幸にして同縣に於ては最近の調査の據るべきもの無しと雖、昨大正十二年九月の調査にして大正十年の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事實に係るものを見るも尙左表の通の成績を示せん。

□鹿兒島縣農家戸數、堆肥舍竝製肥量表

郡市別	農家戸數	堆肥舍數	製肥量	農家戸數に對する堆肥舍百分比
鹿兒島市	四五五	八六	一三、六四八貫	一八・九〇
鹿兒島郡	一一、九一八	六、二〇五	—	五二・〇六
揖宿郡	一三、〇四四	三、七五一	—	二八・七六
川邊郡	一九、四五一	一七、八四四	四四、七五七、三〇〇	九一・七四
日置郡	二〇、四三三	一七、三八七	三八、三三九、三八〇	八五・〇九
薩摩郡	二一、三五二	一四、三三六	四一、二一七、一〇九	六七・四一
出水郡	一三、〇二七	一一、四四六	一四、三八五、〇〇〇	八七・八六
伊佐郡	四、九七九	四、五〇一	一一、三〇〇、〇〇〇	九〇・〇七
姶良郡	二一、三九八	一六、九一九	九〇、四〇〇、〇〇〇	七九・〇七
囎唹郡	一四、七四四	一三、五四七	八五、一三六、〇〇〇	九一・八八
肝屬郡	二三、三七一	一二、〇七七	一八、七一九、三五〇	五一・六八
熊毛郡	八、五四一	六、二三三	一八、〇九四、四五〇	七二・九二
大島郡	三〇、八〇二	一八、二六七	七六、二七五、四〇〇	五九・三〇
計	二〇五、四一五	一四二、五八九	三九八、七一七、六三七	七〇・一〇

四　鹿兒島縣に於ける豚舍と堆肥

本縣は養豚の數より云ふときは、全國に於て第二位に在り。今大正九年に就て見るに、全國の養豚數五十二萬八千頭にして、沖繩縣の十萬二千餘頭を筆頭とし、鹿兒島の五萬六千餘頭之に次ぐ。

斯くの如く本縣は養豚地として全國有數の土地なるが故に、養豚の奬勵、豚舍改良等には夙に縣當局自ら或は技術員を設置して實地の指導を爲さしめ、或は縣農事試驗場に於て之に關する研究を遂げ、適種の發見

及普及に努め、優良仔豚の生産及拂下に依りて斯業の改良發達を圖ると共に、豚舍に付ては明治三十年に於て既に縣令を以て養豚場取締規則を制定し、其の建設に付一定の構造樣式を示し、一面には人畜の衞生取締に資すると共に他面には之を利用して自給肥料の生産及施用を奬勵せり。特に同縣下に於て養豚地として知らるゝ大島郡の如き、一郡を以てして養豚頭數三萬五千内外に及び、而も之等多數の豚は何れも我臺灣に於けるが如く放飼せるもの無く、皆な舍飼にして、依りて生産せらるゝ肥料は直接に又は堆肥製造用として使用せられ、農家にして單に豚舍より生ずる肥料のみを以て肥料とせるもの多し。

豚舍數、豚舍に依り生産せらるゝ肥料の數量等は調査の據るべきもの無しと雖、兎に角本縣下に於ける養豚は全部舍飼にして、而も其の舍は多く採肥の爲に供せらるゝは吾人の大に學ぶべき所なりとす。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

熱帶果物蔬菜の加工に就て（一）

福原與之助

第一　熱帶果物蔬菜の加工——一　緒言——二　加工の必要——三　食物の防腐法——四　防腐及甘味劑の檢出法——五　加工法の分類
第二　各種加工法——一　乾果の製法（一）楊桃の乾果製法——（二）柚茶の製法——（三）芭蕉の粉末製法——（四）乾龍眼の製法——（五）肉龍眼の製法——（六）甘藷粉の製法——（七）甘藷切干の製法——（八）芭蕉の乾果製法——（九）乾薑の製法——（十）檬果の乾果製法（以下續出）

第一　熱帶果物蔬菜の加工

一　緒　言

社會の進歩に伴うて家庭の生活狀態も次第に高まり行き、其の日常食物の調理方法は勿論、又た之に密接の關係ある罐詰・壜詰其他加工品の製造法も共に進歩して來たので、家庭に於ける婦人或は食料品製造家の技術が益々必要になつて來たのである。然るに食物の調理及び加工法は中々六ケ敷いものであり、殊に各人各樣の嗜好があるので、各人に適すべき食物を造るのは愈々困難であり、しかも長期間之を貯藏して良好なる風味を保たしめんとするは實際非常の困難事である。今是等加工の方法を紹介べく、自分は淺學菲才を顧みず聊か專攻する所により、主として熱帶に產する果物蔬菜の加工法を說き、併せて溫帶產物の加工法にも

及び、出來得る限り世の進歩的生活の便利に資したいと思ふのである。

二　果物蔬菜類加工の必要

農產物中特に果物蔬菜類は天然の粗品であつて、概ね輸送・取扱及び貯藏等に不便なものであり、而して一朝生產過剰を來せば市場に於て販路を失ひ、殆んど棄賣にするの止むなきものであることは、吾人の往々見聞する所、農業者の深く歎ずる所であるから、吾人は此等の物に適當の加工を爲し、其の價格の向上を圖り、國內の需用は勿論、海外諸國の需用にも應ずるに勉め、併せて生產過剰の場合に棄賣にするの害を防ぐことは、國家の經濟上から觀ても、產業の發達を圖る上から觀ても、是非必要なことで、吾人は之が研究を爲し、實地に應用すべきことは目下の急務であると思ふ。今其の理由を數項に分けて述べて見よう。

(一) 農產物は概して容積が大きくて、輸送取扱に不便であるから、之に適當な加工を爲し、其の不便を除くべきことの必要なるは前述の通りである。例へば、蕃茄に加工して、蕃茄「ソース」や蕃茄「ケチヤツプ」を造り、之を壜詰にして他地方に搬出するが如きは其の一例である。

(二) 農產物は、其の重量が重くて輸送取扱に不便であるから、その不便を除くことが必要である。馬鈴薯・甘藷から澱粉を造るとか、又は芎蕉の果實から芎蕉粉を造るとか、柿から乾柿を造るが如きことは、皆其の例である。

(三) 農產物は、組織が柔軟で、貯藏實用に不便である。例へば白菜・蕃茄・木瓜・桃・等は其の例で、白菜を漬物とし、木瓜は木瓜糖にし、桃は罐詰にするが如きは、其の不便を除くの加工法である。

(四) 農產物は、其の收穫期に於てや、多量市場に搬出されるので、市價は忽ち低落して、殆ど棄賣にす

ことは屢々見聞する所である。故にかゝる場合には之に適當な加工を施して生產過剩より來るの損失を防ぎ且つ天然の粗品たる農產物を高價な精品に造り換へることは極めて肝要である。彼の蕃茄が、現品拂底の時は一貫匁の價が五圓內外するものが、收穫期には、一貫匁の價が僅に五錢內外に低落して、殆んど高價な時の百分の一に低落する如きは其の一例で、斯る場合には「ソース」に製造するのが適當で、又有利なことである。

(五) 各國は、生果又は苗木等を輸入する場合には、必ず植物檢査所の檢査を受けて合格したものでなければ、輸入を許可しない。又或種のものは輸入又は移入を禁止して居るが、加工品は植物としての檢査を受けず、製品としての檢査を受けるので、其の手數を除くことが出來る。例へば臺灣に產する瓜類や蕃茄の類は生果のまゝでは內地へ移出することは出來ないが、加工したものは移入が出來るのである。現に彼の萬國平和博覽會場で、臺灣產の各種の蜜餞類が販賣された如きは其の例である。

(六) 農產物に加工して其の地方又は一國の名物を造ることも肝要なことである。例へば、秋田の蕗の砂糖漬、岐阜の柿羊羹或は臺灣の熱帶果物の蜜餞等は其の例である。

(七) 世の文明に赴くにつれて、交通機關の發達も著しく進步し、甲地の物產を乙地に、乙地の物產を丙地に輸送することが比較的便利になるのであるから、此の文明の交通機關の助けを借りて、熱帶の物產を寒地に寒地の物產を熱地に輸送し、互に各地方に不足する物產の交換を行ひ得るのである。然し輸送に就ても生物では一寸不便であるから、加工して自由に多量に輸送することが肝要である。

(八) 農閑の時を利用し、又は婦女子の勞力を利用することに於て農家の勞力を平均することが出來る。卽ち切干藷を造り、又は乾薑を造る如き仕事は婦女子にも出來るもので、其の利益を得て財政を豐にし、延い

ては一國の富を圖ることは、單に勞力の平均を保つばかりでなく、國家の經濟上から見ても肝要な望ましいことである。

(九)　廢物利用と云ふ意味から云つても、加工法は人類に利益を與へるものである。例へば蕃茄の綠色のものは農場の廢物で殆ど利用の方法は無かつたのであるが、之を採集して綠色蕃茄漬と爲し上品な立派な漬物として之を壜詰にして販賣するが如きは其の例である。

(十)　世の文明に進むにつれて、田舎の青年男女は競つて都會に集中するが、今此の加工法の利益は割合に大と云ふ程ではないが、其の利益を得て精神的に人知れぬ愉快を覺ゆるや、自然健實な精神を持つて自己の仕事に精勵し、延いては地方の風紀を改善して、模範の郷土を作ることも出來る。

加工法の利益は以上の樣なものであるから吾人は此際特に其の實行を勸める者である。

三　食物の防腐法

以前は食物の腐敗の原因は、動植物體中に含まれて居る蛋白質が、自ら變敗現象を起すのに依るものであると考へて居たのであるが、科學の進歩した今日では、微生物の作用に依るものであると云ふことが明かになつて居る。そして、食物を貯藏する場合に最も憂ふるのは、此の腐敗作用であるから、吾人は食物を貯藏する場合には、腐敗を防いで隨時食用に供することの出來る樣にすることが肝要である。微生物は空中に於て適當の溫度と濕氣及び養分とがあれば盛んに生育し蕃殖するものであるから、その生育及び蕃殖を爲すべく不適當な狀態に置くことが肝要で、其の方法としては、加熱法・乾燥法・燻烟法・冷藏法・罐詰法・壜詰法・砂糖・鹽・酒精等に漬ける方法及び防腐劑使用等は其の主なるものである。但し防腐劑を使用する方

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は、微生物に害あるだけ人體にも害を與へるから使用を避けるがよい。

(一)加熱法　此の方法は一時的の防腐法で、食物を煮沸し或は直接火で燒くのである。煮たり燒いたりすると、微生物は高熱の爲めに死滅するから、傳染病の病菌を殺し、或は腐敗を中止させる效能はあるが、その食物を長く空中に放置すれば、再び細菌類の發生を見るから腐敗するのである。

(二)乾燥法　微生物の發生には、適當な溫度と濕氣と、養分とが必要であるが、食物を乾燥して水分を除去すれば、微生物は蕃殖することも、生育することも出來ないから腐敗を防ぐことが出來る。甘藷の切干、大根の切干等が長く腐敗しないで貯藏されるのは、此の原理に依るのである。

(三)燻烟法　肉類特に魚肉を鹽水に浸した後、之を楢・椎等の薪の烟で燻らすこともあるが、之は鹽藏と乾燥とを兼ねた作用の防腐であつて、尙ほ烟中には「クレオソード」や石炭酸等があるから、此等のものが肉に附着して防腐の效を爲するのである。北海道地方で出來る鰊の燻製品や、其の他鰹節等が長く貯藏されるのも、此の理を應用したものである。又た臺灣地方で作る柚茶を、炊事場の煙突の附近に吊して長く貯藏されるのも亦同じ理由である。

(四)冷藏法　乾燥法の所でも一寸述べたが、微生物の蕃殖には適當の溫度が必要で、低溫では蕃殖することが出來ないから、食物を低溫度に保つて貯へれば長く保存することが出來る。之を完全に行ふには冷藏庫の設備が必要である。

(五)罐詰及壜詰法　此の方法は、食物を保存するに最も進步した且つ完全な方法で、十九世紀の初めに佛人アッペル氏が案出したものである。其の方法は、食物を罐又は壜に詰めて加熱殺菌した後、容器を密閉し、微生物の侵入を防いで防腐する方法である。現今各所に販賣されて居る罐詰や壜詰は皆此の方法に依るもの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

である。此等罐詰及壜詰法に就いては更に項を改めて精細に述べることにする。

(六)砂糖・酒精・醋・鹽漬法　此等の方法は比較的簡單に出來るので、一般家庭で最も廣く應用されて居る方法である。概して食物の腐敗は炭水化物の多少に大關係のあるもので、炭水化物の多い物には細菌類が蕃殖して酸を生じ、之に依つて他の腐敗菌の蕃殖を妨げて、蛋白質の分解を防ぐのである。食物を砂糖漬として長く保存の出來るのは此の理由に依ると思ふ。又た或る一定の濃度を超えた酒精や醋酸の中では、微生物は生育することが出來ないから、食物を酒精や醋酸に漬けると長く貯藏することが出來る。蕃の酢漬や、柿のブランデー漬が長く貯藏されるのは此の理由に依るのである。尚又た微生物は濃厚な鹽類の液の中では蕃殖することが出來ないから、肉類其の他各種の蔬菜類を鹽漬にして長く保存するのである。豚肉の鹽藏や各種蔬菜類漬物は此の理由を應用したものである。

(七)防腐劑を使用する方法　防腐劑として用ひられるものにはサルチル酸・硼酸・硼砂・フォルマリン・安息香酸等があるが、飲食物防腐劑取締規則に此等の物を使用することを禁じて居るから使用してはならぬ。それは微生物に害のある物は、概して人體にも害を及ぼすものであるからである。此等各種の防腐劑を混入した食物は勿論販賣して居ない譯であるが、時に依ると疑はしいこともある。その檢出法を知つて置く必要があると思ふから、更に項を改めて防腐劑檢出法として述べることにする。

四　防腐及甘味劑の檢出法

罐詰や壜詰類の中に、防腐劑や人工甘味劑を使用することは、禁せられて居るが、往々にして腐敗を防ぐために、フォルマリン・サルチル酸・硼酸・硼砂等を混用し、又甘味をつけるために、サッカリンを使用し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

た物がある樣であるが、此等の物を混合したものは、次の方法に依つて檢出することが出來る。

フォルマリンの檢出法　試驗管又はフラスコに所要の溶液を取り、之に少量の蒸溜水と、微量の鹽酸フェニール、ピドラチンを加へてよく振盪し、溶解したる後、更に十パーセントの苛性曹達液を供試液の五倍だけ入れて、約半時間振盪すると美麗な薔薇色を呈する。時に依ると十二、三分後に現はれることもある。此の色の表はれたのは、フォルマリンが存在して居ることを示すのである。

サルチル酸の檢出法　所要の供試液に、醋酸と硝酸酸化汞數滴を加へ、充分振盪して後之を濾過し、濾液にエーテルを加へ、再びよく振盪し、次に之をビーカーに溶れて金網に載せ、下から熱してエーテル分を蒸發し、殘滓を蒸溜水に溶解して、之に重クローム鐵液一滴を加ふれば、若しサルチル酸が存在する場合は紫色を呈するから、此の反應に依つて其の存在を知ることが出來る。

硼酸及硼砂の檢出法　供試液に石灰乳を加へてアルカリ性となし、之を蒸發灰化して其の灰分に少量の濃鹽酸を加へ、濾紙で濾過し、濾液は更にアルカリ性となし、之を蒸發皿で湯煎鍋にかけて蒸發乾涸すれば、少量の硼酸が含まれて居ても、朱赤色又は淡紫紅色を現はすのである。硼砂も同樣である。

サツカリンの檢出法　大形のビーカーに、供試液百乃至二百立方糎を取り金網の上に載せ、蒸發して少量となし、之を試驗管に移し、エーテルを加へて烈しく振盪して後エーテル分を蒸發して其の殘部に少量の溫湯を加へ、更に炭酸曹達と鹽酸加里の等量を加へてサツカリンの中に含まるゝ亞硫酸を酸化し、次に之を溫湯に溶かし、鹽酸を加へて酸性となし、稀鹽化バリウムを加へる。若し硫酸バリウムの白色の沈澱が出來ればその中にサツカリンが含まれて居ることを示すものである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五　果物蔬菜加工法の分類

果物蔬菜類の加工方法は其の種類頗る多いが、大別すると次の八種類になる。(一)醸造する方法、(二)乾燥する方法、(三)罐詰にする方法、(四)壜詰にする方法、(五)砂糖漬にする方法、(六)漬物にする方法、(七)ジャム及びジエリーにする方法、(八)ソース(Sauces)にする方法。

苹果・葡萄・枇杷等の様に醸造してそれ〴〵果實酒を造るのは(一)の類に入るものである。薑・大根の切干・芎蕉粉・澱粉等は(二)の仲間に入る可き加工法である。鳳梨・筍・蕃茄の罐詰や、福神漬の罐詰等は(三)の中に入るものである。蕃茄ソース・蕃茄ケチヤツプ等の壜詰は(四)の分類に入るものである。木瓜糖其の他各種の蜜餞類は(五)の仲間に入る加工法である。梅干漬・澤庵漬・辣味噌漬・其の他各種の漬物類は(六)の部類に入る加工法である。ローゼル・蜜柑類等のジャムやジエリー及びマーマレッドや羊羹類は(七)の部に入るものである。蕃茄ソース・バナヽソース・其の他各種のソースは(八)の仲間に入る可きものである。

第二　各種の加工法

一　乾果の製法

(一)楊桃の乾果製法

楊桃の乾果は楊桃干とも云つて、楊桃の果實を鹽と砂糖に漬けた一種の嗜好品である。之を造るには先づ黄色に熟した楊桃の果實を採收して、之を二、三日陽乾し、平な板に並べて少量の鹽を振りかけ、更にその

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上に板を載せ之に壓し石をして果實中に含まれて居る汁を絞り出し、再び日に乾かして軟かになつた頃楊桃一斤に對して白砂糖半斤、食鹽二、三匁を加へ、煮沸してよく砂糖を内部にまで滲み込ませ、次に之に白砂糖を振りかけてよく楊桃と混合し、瓶に詰めて置くと二、三日後には立派な楊桃干が出來る。注意したいのは楊桃には、甘味の多いものと、澁味の強いものとがある。楊桃干を造るには、澁味の強いものが却つて適當である。

(二)柚茶の製法

臺灣では柚茶のことを柚仔茶(ユアテェ)と呼んで居る。夏季の長い地方又はその他の地方でも、夏季の飲料として適當な物で、特に運搬に便利であるから、將來輸出でも盛んに行はれることになると有望な柚の加工品として珍重されるであらう。而も臺灣には此の原料にする柚も、茶も澤山出來るのであるから大いに有望である。之を造るには長い月日のかゝるもので、少くも滿一箇年はかゝる。そして古い物ほど貴ばれるのである。左に臺灣地方で造る方法を簡易に述べて見やう。

先づ形の正しい柚と、品質の優良な綠茶とを用意し、柚の果梗のある方の端を果肉に接する位の程度に切り、その内部の果肉を全部取り出して、其の肉の中の種子や袋を除去し、果肉だけ集めて、夫れに其の果肉と同じ分量の茶を混合してよく揉み、之を更に前の柚の肉の代りに詰め、次に前に切つた蔕部の果皮の蓋をして、絲でよく結んで隙間のない樣に爲し、日中は日光にあてゝ乾かし、夜間は板で兩面から押して少しく扁平な形に爲し、時々絲に注意して隙間ある樣な場合には、結びかへて常に隙間の出來ない樣に注意する。それは内容物の變化のない樣にするためである。かくして二三日經過したなら、夜間も弱い火で乾かして腐敗することや蟲の害を防ぎ、一箇年を經過すれば之を細く切り、湯の中に入れて飲用に使用するのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其の味は柚と茶の芳香があつて何とも云ひ難いもので、特に夏季之に少量の砂糖を加へて用ふれば、殆んど夏の暑さを忘れる位である。

此の製造について注意を要するは、柚の果肉を除去する際には、その果皮を破らぬことゝ、原料の茶は必ず優良な物を使用することゝである。若し惡質の茶を使用すれば製品は劣等品で、何等の價値なきものになつてしまふのである。尙製品を長く貯藏するには、炊事場の煙突の附近に吊して置くのが便利である。今日臺灣では、工業的に多く之を製造する者はなく、只だ自家用として年々數箇又は數十箇を造る者が多いが、追々と世人に知られたならば、遠からず工業的に澤山製造されることであらう。柚は臺灣だけでなく內地の各地にも生産されるのであるから、試驗的に造るのも趣味の多いことゝ思ふ。

(三)芭蕉の粉末製法

芭蕉の多少未熟なものを採收し、象牙又は竹製の小刀で果皮を剝ぎ去りて淸水を滿たした桶に入れ、間もなく引き上げて果實を薄く切り、之を薄く莚に擴げて充分乾燥し、石臼で搗いて粉末に爲し、細かい目の篩にかけて精製するのである。原料の芭蕉は多少未熟なものがよい。完熟したもの又は貯藏して追熟したものは、芭蕉の澱粉が糖化と云ふて、葡萄糖に變化して、殘りの澱粉の量が少くなるからよくない。尙ほ果肉を薄く切れば切る程乾燥が速いが、一分位が取扱に便利である。又切る早さは成る可く速いがよい。あまりぐづぐづして居ると庖丁の銹がついて、果肉が黒くなる虞がある。粉末の出來る量は、ホール氏の言ふ所に依れば、四千五百五十封度から四百五十二封度の蕉粉が出來ると云ふことであるから、約原料の一割位得られることになる。

(四)乾龍眼の製法

龍眼は無患樹科龍眼屬の喬木果樹で、臺灣の中南部地方特に嘉義・臺南・臺中・地方に多く分布し、年々の果實の生産量は實に大なるものである。大正十年の其量は一千二百〇九萬九百二十二斤で、支那に輸出した丈けでも九十一萬〇三百四斤で、價額は十三萬六千五百七十一圓の巨額になつて居る。此の果實は生食用としても美味であるが、年々その生産高を増し、島内の需用を充たして尙餘りあるので、果實の出荷時卽ち八月頃になると其の價は極安くなるが、之を適當に加工したものは年中食用とせられて價も高ければ、將來益々生産量の多くなると共に加工の必要も起つて來るであらう。その加工法も種々あるが次に二、三の方法を述べる。

順序として、乾龍眼の製法を述べることにする。此の方法は目下嘉義地方で盛んに行はれて居る方法で火力を應用する方法である。通常幅五尺五寸、長さ五尺六寸、高さ一尺五寸位の焙爐を用意し、其の焙爐の下部は石を疊み、その間隙には土を塗つて熱氣の發散を防ぎ、上部は木で緣を作つて、深さ五寸乃至一尺の部分に、竹の簀を敷いて果實を載せるのに便利にし、燃燒口は深さ一尺餘りの穴を掘り、其の正面の焙爐の下部卽ち竈の燃燒口の附近は、竈と竹の簀との距離を稍高くし、後方に行くに從ひ少しづゝ下げて、火力の效果を大にする樣に設備するのである。かくして設備が出來たなら、收穫した龍眼を乾燥場に運搬し、果實の大形のものを蔕の部分から切り取つて、適當の容器に入れ、之を水に漬けて果皮に水分を保たせて後黃色の砂粒と共に乾燥器に投入混合するのである。其の割合は果實二千斤(約三百二十貫)に付き砂粒一斤の割合である。乾燥器の中は梁から綱で吊した木片と結び合して、自由に上下に動搖の出來る樣に裝置し、之を百乃至二百囘位上下に動かして居ると、外皮は砂粒の爲に摩擦されて、果面は粉狀の物が多くなつて來るから、そこで之を焙爐に送つて火を通じ、上下の層を順次轉換して乾燥の度合が一樣になる樣に勉めるのである。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

斯くの如くすると約二晝夜で全く乾燥する。然し火を通じてから約五時間後に一回火を止めて冷却するから、實際の火力乾燥時間は一晝夜半内外になる。乾燥中に火を止めて冷却するのは、果肉の品質を優良にする目的である。適當な乾燥の程度は、濕氣の多量を蒸發して果肉が淡黃色に變した時である。乾燥減步合は大抵原料二千斤に對して約七百斤位で、結局千三百斤の乾龍眼が得られることになる。

(五)肉龍眼の製法

肉龍眼は、乾龍眼に比較すると、更に加工をしたもので、果肉だけを乾燥したものである。其の製法は、先づ三顆位附著した果梗と共に之を鋏で切り離して、直ぐに之を焙爐内に入れ、稍々強い火で約一晝夜乾燥するのである。此の間乾龍眼を作る時の樣に途中で一回冷却する必要がないのは便利で簡單である。そして時々攪拌して其の果皮が稍々黑色に變つて來た時に乾燥を止め、次に之を長方形又は圓形の鐵力製の容器に擴げ、文火で溫めながら手で其の果皮を剝皮し、同時に種子を分離除去するのである。之が卽ち肉龍眼で、乾龍眼百斤から肉龍眼二十二斤位出來る。一人の婦女子が一日に作る肉龍眼の量は約八斤であるから、原料百斤を一日に使用するものとすれば女子三人で充分である。

肉龍眼は彼樣に加工して作るので、美味であると同時になか〱高價なものである。が往々にして其の中に頭髮が混入して居ることがあつて、何となく不潔であると云ふ非難の聲を聞くことがある。が、之は製造中不注意な婦女子のために混入するものと思はれる。若し將來之が製法に注意して品質の改良を計るならば乾龍眼と相俟つて、前途益々有望な事業として面白いものだと思ふ。特に原料は前にも述べた通り多量に產出するのであるから、更にそれだけ好都合で有望なものだと信ずるのである。

(六)甘藷粉の製法

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

甘藷は澱粉・切干・甘藷粉等として、通俗に利用される途が廣い。臺灣の或る地方では米に次ぐ重要主食物の一つになつて居て、年々の產出量もなか〳〵多い。大正十年の作付面積は、十二萬四千四百八十五甲（一甲は二千九百三十四坪で約一町歩である）で、其の生產量は實に十四億八千七百二十六萬九千〇八十七斤である。就中臺中州と高雄州とはその主產地である。

甘藷は、臺灣では年中栽培されて各種の食料品に造られ、其の粕は家畜の飼料となり、蔓は、やはり家畜の飼料又は肥料にもなるので、之が加工法の研究は益々重要な問題であると思ふ。

甘藷粉は切干にした甘藷を粉末にしたもので、米の產出の少い地方又は米の不作の年には、米・麥の代用として食用にされる。之を製造するには、甘藷を洗滌して外皮を剝き、一分位の厚さに輪切りにし、充分日に乾した後、乾燥した場合に貯藏し、農閑の時期に取り出し、臼に入れて杵で搗き碎き、數回篩ひ分けをして纖維質の粕だけ殘る時に止めるのである。製品は純白な長く乾燥したものを優良品とする。若し原料の外皮を取らずに製造した場合は、やゝ暗色を呈して品質が劣るから、剝皮してから輪切にしたものを原料とするがよい。又た原料の甘藷は成る可く纖維の少い、澱粉と糖分の含量の多い、收量の多いものが適當である。

甘藷粉は多量の澱粉と糖分とを含有して居るので味が好い。主に團子・餅・或は米と共に煮て御飯に炊かれるが、その他にも菓子・酒・飴等の原料に供せられる。

（七）甘藷切干の製法

甘藷の切干には二種ある。其の一つは生切干で、他の一つは蒸切干である。孰れも臺灣の各地で作られて居る。內地では靜岡縣盤多郡井戶ヶ谷地方が名產地で、遠州切干藷と云ふ名の下に東京・大阪・地方に賣り

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

出されて居る。本島の樣に甘藷に適した氣候で、年中栽培の出來る、しかも年々十數億斤の產出のある地方としては、此の切干の製造は趣味ある有望な事業の一つだと信ずる。次に二法の製法を述べる。

(甲)生切干　肥大した傷のない甘藷をよく洗つて剝皮し、鉋で同じ厚さに切り、蓆に擴げて日乾しにするのであるが、雨天の日は、室內に入れて乾燥する。乾燥日數は、天候の如何に依つて多少違ふが約二週間である。乾燥中は雨天勝の時は動もすれば黴を生じ、製品を黑色にする憂がある。よく上下を轉換して一樣に、成る可く速かに乾燥せしむるがよい。

(乙)蒸切干　よく洗つた甘藷を其の儘、釜に入れて蒸すのであるが、釜には底から約三分の一位の所に木製の十字形の框を嵌め、水は漸く此框に屆く位まで入れて、其の框の上に竹の簀又は底に孔のある板を嵌め、洗つた甘藷を入れて蒸汽の漏れない樣になし、時々打ち水と云うて湯をかけるのであるが、火力の強い場合には一時間半毎に一回打ち水をする必要がある。甘藷は二時間位でよく蒸れるから、冷えない中に皮を剝ぎ去り、一日冷却して後、薄刄庖丁又は甘藷切器(細い針金を二分目位に框に張つたもので甘藷を縱に押しきるもの)で薄く切つて竹の簀の上に載せ、日中は風通じの好い所で乾燥し、夜間は風通じの好い室內に入れて置く。斯の如くして五、六日過ぎると稍々鼈甲色になるから、此の時に莚又は俵に入れて十四五日靜置しておくと、甘藷は白粉を帶びて乾柿の樣になり、一層甘味と、風味が增すのである。製產量は生甘藷四十貫匁に付き乾燥した切干が十貫匁程出來る。其の價格は製法の良否と其の時の相場とに依つて多少の差はあるが、大凡そ一貫匁五十錢內外である。

(八)芭蕉の乾果製法

芭蕉は熱帶果物の王とも云ふ可く、其の味は芭蕉特有の芳香があつて、人々に好まれ、臺灣全島到る所に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

栽培されて居るが、その中でも臺中・臺南・臺北・地方は其の主產地であつて、現今では本島產移出果物の大宗として最近の栽培面積は約三千甲、その收量は約四千五百萬斤、價額は約二百五十萬圓である。此の芭蕉は勿論生食としても遠く內地まで移出されて居るが、之に加工して更に遠隔の地に輸送するのも亦面白いことである。芭蕉の乾果も其の加工品の一で、その製法には、日乾法と火力乾燥法との二つがある。後者は乾燥器を用ひて造る方法である。次に各々その方法を述べて見る。

(甲)日乾法　日乾法に依つてバナ、の乾果を造るには、果實の半熟のものを採收して、果皮に皺の出來るまで日に乾して後、果皮を剝ぎ取り、果肉は表面に糖分の凝結したものが現れるまで乾燥し、之を或る一定の形に壓搾してバナ、の葉の乾したものに包み、箱に詰めて販賣するか又は自家用にするのである。

(乙)火力乾燥法　前に述べた日乾法は、空氣の濕潤な地方では特別の手當をしなければならず。又た日乾中に屢々昆蟲類等が產卵して包裝後に蟲害を受ける事があるから、乾燥器を用ひて火力に依つて造るのが安全であり、又優良品を得べき進步した方法である。其の製法は先づ果實の半熟したものを採收し、果皮が黃色に變化して黑點を認める位まで追熟して後、剝皮して乾燥するのである。そして之を蒸して果肉の蛋白質を凝固させて後、乾燥器に入れて乾燥するのであるが、此の場合の乾燥器の溫度は攝氏の五十度より高くすると、果實は往々にして乾燥し過ぎて、寧ろ焙燒するものであるから注意す可きことである。乾燥の程度や其の方法は、前記の日乾法と同樣であるから省略する。

(九)乾薑の製法

乾薑は薑の地下莖を乾燥して作るもので、其の需用極めて廣く、年々我國から歐米諸國に輸出する量も決して少くないのである。之を作るに適當な薑は、金時・茅根・小薑等の樣に辛味の强烈な、肉質の充實した、小形のものである。(大薑は比較的肉質は粗造で辛味は少く、乾燥すると著るしく其の量が減少するので不適

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

嘗である。）乾薑を作るには薑の收穫期に注意することが肝要である。薑が多少黃色を呈して枯れる徵候の現はれた頃で、內地の各地方では十一月下旬から十二月上旬頃、臺灣では六月から翌年の五月頃までゞある。充分成熟しないものを原料とすると、乾燥してから其の量が著るしく減少し、又た辛味の不足した劣等品が出來るから、成る可く成熟した原料を使用することが肝要である。其の製法には二法がある。それは石灰製造法と無石灰製法とである。左に此等の製法を述べる。

石灰製造法　此の方法は古くから遠州地方で行はれて居た方法で、採收した薑を適當の大きさに割り、よく洗つて剝皮し、之を薑十貫匁につき石灰五匁の割合にして、よく攪拌して約二週間程日に當て、乾燥し、全く水分が發散するのを待つて止めるのである。此の場合に用ふる石灰の量は、必ず五匁を超えないことが大切である。乾燥したものは、庖丁で切り試み、內面と外部と其の色同一なれば好いのである。

無石灰製造法　前と同じ樣に薑を洗滌し、剝皮して之を約二週間程陽干し、其の後は乾燥器を使用して華氏六十度乃至百四十五度の溫度で乾燥するのであるが、その溫度は初めは低く、最後に高溫にするのである。その乾燥時間は通常五時間內外である。

以上何れの方法に依るにしても、日光乾燥を行ふ場合には、よく上下を反轉して均一に乾燥することにめ、雨天の日は屋內の適當な場所に擴げて、成る可く速かに乾燥させ、醱酵又は腐敗を防ぐことが肝要である。乾燥すればその製品は大抵四分の一の量になるものである。

（十）檬果の乾果製法

完熟四五日前の檬果を收穫し、果皮を剝いで果肉を四片に切り、透明な石灰水に約一晚程漬けて後、清水で洗つて晴天の日に四五日間陽干し充分乾燥したる後、竹の簀に擴げ、それを內側にして卷き、繩で縛つて日陰の風通しよき所に吊し、必要に應じて菓子の代用とするのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

如何にして白蟻の害を防ぎ得るや

越村生譯

白蟻は熱帶地方に發生するものにして、其家屋の重要なる部分に加ふる大損害は絶えず多額の修繕費を要すると共に、白蟻の迫害を防禦する爲め不斷の注意を要す。

『白蟻』てふ名稱は寧ろ謬まれるものと云ふべし。蓋し其蟲の固有名詞たる「ターマイト」は全然實際の蟻と關係なきを以てなり。實際の蟻は體形を異にし、腹部は極めて細くして動き易き結節に依りて胸部と聯結す。然るに此の特質は全然「ターマイト」又は白蟻に見るを得ず。

「ターマイト」の習性は極めて、興味あるものありて蜜蜂と等しく極めて秩序ある社會を組織す。各群體は働蟻・兵士蟻・飛行マーマイト及び女王と王とより成り、孵化時の幼蟻は全然一樣なるを以て、働蟻・兵士蟻等に變體するは恐らく其食物の關係なるもの〻如し。

「ターマイト」の主要食物は纖維素にして、紙、木材、麻等の如き殆んど純然たる纖維より成る物質は總て白蟻の害を受け易し。

木材及之に類する物質を襲撃する場合、ターマイトの害は主として外見上認知し得る所にして、又從來石灰膠泥及石灰コンクリートを襲ふ事は世人周知の事とす。是れ卽ち白蟻の分泌する酸性容液を以て石灰を溶解し以て內部に侵入するなり。或種の兵士ターマイトは前頭部に腺を有し、之れより牛乳の如き酸性液を分

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

泌す。此の分泌物は酸性なれども働き蟻の分泌するは亞爾加里性液なり。

錫蘭の建築協會集會席上發表されたる興味ある論文中に曰く、錫蘭にてはターマイトが石灰コンクリート及石灰膠泥を侵害せる例多くして、彼等は壁間を辿りて天床近くの壁土に現るゝ事は從來周知の事實とす。此石灰を溶解する力は何ら龜裂なく、虚隙又は細孔なき固き石灰コンクリートに穿孔する事を得。されど從來ターマイトがポートランド、セメントを害せる記錄を聞きたる事なし。是は明かに資金だに許すに於ては、地下室まで全部家屋に石灰を用ゆるを避け、ポートランド、セメントを代用するの有利なる事を立證するものなり。

白蟻の好んで襲擊する箇所及び繁殖地はコンクリート床の下方にして斯る箇所の濕度は白蟻の生存に適す白蟻が地中の巣よりして家屋に接近することの明かなる部分にては此地中との聯絡を斷つを要す。ウッデソン氏は錫蘭に建てたる新しき住宅がターマイトの襲擊を受けたる例を說明して曰く、白蟻は寢室の上天床に接近し靴及衣服を破損せり。彼等の侵入經路は階段の親柱の中央を食して家屋內に入りたるものなるが、此柱の基部はコンクリート床の中に道かれたるなり。其後此柱の基部を一寸許切除きポートラント、セメントコンクリートの土臺を設けたる爲侵入せる白蟻の地中への通路は遮斷されたるが別に此外何ら救濟方法適用されざりき。勿論白蟻は明に上部に殘されしと雖も其後是れ以上被害なかりしを以て恐らく死亡したるものならん。

興味を有せらる讀者は尙ほ參考の爲め、錫蘭印刷官ローズ、コットルの印刷發行せる「錫蘭技術協會の報告」を入手されたし。同書はオースチン、ウフデンソン氏の「ターマイトスは白蟻及其家屋の襲擊」と題せる論文の再版せるものにして、極めて實用的の記事に富み、家屋の白蟻害に對する土木技師としての永年の經驗より得たる結果を發表せるものなり。由來錫蘭島の三分の二はターマイトの害を受くるを以て、此經驗は極めて廣範に亘るものと見做すことを得。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

著者の云ふ「ターマイト防禦法」と稱するものを掲ぐれば左の如し。

(一)總て木材の腐蝕せる部分を除去し、白蟻の巣を破壞し女王を殺すべし。新らしき動物性肥料の使用を避くべし。

(二)コンクリートの一階には石灰の代りにセメントを使用し、基礎部は總て土地と接觸する點までセメントを用ふべし。

(三)豫め豫防劑を散布せる固き清淨なる餡詰の上にコンクリート床を設くべし。

(四)總ての壁に厚く不滲透性の接目なきセメント防濕屏障を設け、此屏障を念入りにセメント、コンクリート床まで結合せしむること。

(五)龜裂を生ぜざるやう四五の伸縮接を有するコンクリート床を設けたる後念入りに此伸縮接をセメントにて固むべし。

(六)一階又は閉鎖せる針金荒打には木の幅木を用ゆべからず。

(七)直接地面と接觸する場所に木材を用ふべからず。

(八)コンクリートの一階に木材を置き又は地下室に木材を入るゝべからず。

(九)乾燥材及び白蟻の襲擊に拮抗する木材のみを使用すべし。

(十)木材を日光及空氣に露出せしめ、暗く濕氣ある閉鎖されたる部分を設くることを避くべし。

前述の記事よりして白蟻の生存に缺くべからざる濕氣を避くる事は最も大切の事なるを知るべく、此目的を達する爲め「パドロ」防水劑をポートランド、セメントに使用することを著者は推賞し居れり。之は從來コロムボに使用せられ、コンクリートを防水及防濕ならしむるに特效あることを證明されたるものなり。

(シ、イラストレイテッド、カーペンター、エンド、ビルダー所載)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雑録

生蕃行脚（四）

丙牛生

リキリキ社から餉潭庄へ

リキリキ社から隣接蕃社の、パイルス社、ボガリ社等へ赴かんには僅に溪を一つ隔てゝ、其對岸にパイルス蕃社が見えて居り、リキリキ社北端の耕地からすれば直ぐに赴き得るが、此方面とは其頃仇敵關係があつたので、僅に目睫の間に眺めながら一先づ元の道を平地に下り、更に方面を變へて入蕃しなくては行けなかつた。私達は蕃社に滯留すること旬日にして豫期の調査を了へて、水底寮社に下山することにした、水底寮庄から餉潭庄に赴き此處よりブツンロク社蕃人を招致して此方面への入蕃の準備をした、此方面の通事としては新買庄に呉阿哖と云ふがあつて此人を傭ひ入るゝことゝした。

リキリキ社方面は其頃枋寮に在つた辨務署の管内であつたが、ブツンロク社やボガリ社方面は潮州辨務署管内であつて、此入蕃に對しても所轄官廳と打合せの爲に私達は入蕃順序の大體をまとめると同時に潮州庄に赴いた、私達の潮州庄へ行つた時は同庄は土匪襲來を受けた後なので、實に荒涼たる有樣であつた、前の瀬戸口署長は土匪の爲に殺されて、其の後任として石橋亭さんが臺南縣警部から榮轉され

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て間もない時であつた、私達は舊民屋を收用して臨時に辨務署に當て、ある處で、石橋さんに會ひボガリ社方面に入蕃の事を話した、匪亂の後を承けて間もない時であり、又二旬前にはボガリ社蕃人がリキリキ社蕃人の首を取つて居り、此邊の平地一帶は此蕃害以來一種の恐怖から蕃地不穩として居る此場合私達の入蕃は危險だからとて切に中止を勸められたが、私等は既に多年蕃地探險の經驗からして實際の蕃情は役人の思ふて居る處と大なる差がある、私達二人して石橋さんを說き伏せ、該方面一帶の蕃情は決して心配さる丶事がない、私共は何等の警衛なくとも挺身入蕃する、萬一にも我々の豫期に反した場合には私達の首を蕃人に遣つてしまいますし、若し我々の先見通りであつたらば必らず蕃人の首をお土產に持つて歸りませう、私共のこの大言壯語に石橋さんは變な顏して、心のうちでは無鐵砲な森書生の法螺と思ふたであらうが、私達には相當自信を有つて居り、不穩とされて居る蕃界にも何等の危險も感じて居らなかつた。

私達の說法に石橋さんは入蕃同意はしたもの丶役所から同行すべき役人がない、私共では役人の同行は寧ろ難有迷惑であるが、役所の義理として護衛の爲に吏員を同行せしむるが例になつて居る、當時此處に蕃務の係として友田直衞君が勤めて居り、同人は前年恒春で蕃語實習の爲に牡丹社に入蕃して居つた、同社頭目の宅に寄寓せるうち蕃女との艶聞から、蕃人の若衆共から脅威されて命から〲恒春に逃げ歸つた事があり、私達は恒春以來の舊知であり、牡丹社仕込みのパイワン蕃語を解する人だ、私等と三年振りに此處で邂逅したのであつたが、石橋署長から入蕃同行の命令があつた時、顏の色を變へて難色あつたが、入蕃準備を要するから二日後れて餉潭庄へ行くとの答であつた。

翌日餉潭庄の私達の假寓に騎馬で二課長が訪問され、種々の情報から判斷して蕃地不穩の此際入蕃は見合せて吳れとの署長からの傳言を傳へた、私達は昨日も署長に話した通りだから無理に入蕃を斷行する、別に役所の護衞を要さないからと告げて返した、夕刻になつて再び二課長が來り、泣くやうに入蕃中止を追つたが、明朝までに考えて當方から返事する旨を答へて卽答を避けた、而して其夜半匪徒橫行の此方面を單獨で潮州に私が急行して夜半石橋さんを

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

叩き起して私共の決心を告げ、引留むるも聞かず、闇を踏んで引返した、斯くて其拂曉急いでブツンロク社に向つて入蕃した、村の總理であつた潘頭も同行して呉れた、因みに前から二課長云々と記してあるが、これは其當時の職名に今の庶務課長が第一課長、警察課長が第二課長と云ふたのである、當時潮州では第三課長卽ち理蕃課長も此二課長が兼任であつたのである、誰であつたか今は人名も忘れたが時は明治三十三年二月初旬の事だ。

ブツンロク社に入る

鳥居さんは此方面は始めての入蕃であつたが、私は既に前年入山して居り、此時は二回目であつた、蕃地の内は平地で案ずる如き物騷なものでなく極めて平穩であつた、ブツンロク社の蕃人は我々内地人の旅客を歡ひ迎へて呉れて、其宿泊した頭目の家には社内の蕃人から鷄とか栗漬の豚肉とか鹽餡などを携へて、私達に惠贈して呉れた、頭目の家でも俄に粟を搗いて酒を作りなどし大に歡待して呉れ、永く滯留して呉れとて非常なる優遇をした、この前にリキリキ社でも相當優待されたが、このブツンロク社方面には及ばなかつた事は、該社は卑南枋寮の陸路唯一の通路で、其頃でも時に日本人が通過し又宿り合せて、日本人としては全く珍らしくない爲である、私達が水底寮から餉潭庄へ行くにも石光見の憲兵隊から、下士以下數名の憲兵が護衛して呉れ、同庄滯在中は一二の上等兵を付け置かうかと迄言はれたが私共は其危險を認めないからとて辭退した位である普通の行政地域に在る平地でさへもこれだのに、一歩足を蕃地に投ずれば全く以て我々の樂園の感を深からしめた、夜は多數の蕃女が香いのいゝ花で造つた花環を頭に飾り、集ひ來りて蕃歌を唄ひ、或は踊つて我々の旅情を慰めて呉れた。

此方面の蕃社の風俗は、大體に於て前のリキリキ社邊と變らない、同社とボガリ社パイルス社との三社は、地理上の關係のみでなく、歷史的からもこの三者には一の聯盟か成り立つて居り、頭目なり有勢力者間とも親族關係のつながつて居る者が尠くない。

蕃屋は總て石盤石で作られてあり、屋根瓦から壁、屋内の舖石までスレートで、社内の通路も板石が敷かれて清潔である、住家の附近には草花を培養して居るなぞは他の種族の蕃社では見ない例である、こ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の社内の草花栽培は蕃人が頭に飾る花環材料として生花の爲に作られて居るのであるが、蕃社にも斯る園藝的のものあるは必床かしく感せしめた、社内の空地に檳榔樹の植えあるは各社ともにありて珍とするに足らぬが、毛柿の木が植えられてあつたのを見て蕃人に尋ねたるに、豫てスカロ（恒春の下十八社蕃の蕃稱）に施行した際に、カマヤ（毛柿の蕃名）を持歸り其種子を播いたとの話しであつた、樹齢約二十年位の木であつたが、この一事を見ても此邊の蕃人の植樹心を思はれた。

此方面蕃地に在る榕樹は蕃人が一種の信仰から植えたものであるが、この外に燃料としての相思樹の林や各種の竹材なども皆蕃人が利用すべく人爲の造林である、檳榔樹の如きも其實を咀嚼用として必要から栽培したもので、此種のものに野生でない。

蕃地で蕃人の手料理で食はされた料理の中、此際プツンロク社で饗應されたものが此時代最も進んだ調理法であつた、私逹は前年恒春チラン社に於て潘文杰及一般頭人の潘萬金から饗されたが、其料理の多くが支那人の感化を受けた略式の支那料理風のものであつたが、此社に於ては全然蕃式であるが、特に意を用ひて接待して呉れた特別の念入りの調理であつた爲か、私逹の口腹に適した故に此社では一切携帶の食糧品を用ひず、蕃人の薦むる所のものを以て食事した、此地方一帶の蕃人は其頃からして總てのものが、意想外に進歩して居つたものである、滯社すること一週間にしてボガリ社に移つた。

ボカリ社にて

ボガリ社は此附近三社中でも蕃社も大きく、有勢力の蕃社であつた、社外の頭骨架に昔から苔に蒸せし石壘のうちにある古髑髏のみでも四五百顆を數へ從來見た所のパイワン族蕃社の頭骨架のうちでも最大なるもので、如何に過去に於て彼等祖先が威武を振いしかゞ窺はれる、この頭骨架の有様は拙著蕃族圖譜第一卷に其寫眞が載せてある、此頭骨架の傍なる巨木の枝には前日リキリキ社で殺した蕃人の首級が草蔓で縛しながら吊されてあつた。

リキリキ社から以北の蕃社には、其社の門閥家の住宅には蕃稱ボボと云ふて、蕃人の彫刻せし祖先の像がある、南はリキリキから北はカビヤン社までの一帶では、これが屋内の主柱に石又は木にて片面彫

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

りに刻まれてあるを例とする、これが二體ある場合には一は男體で一は女體であり、何れも裸體で兩手を上に差し上げて居るものである、蕃語でポポなる意義は祖先と云ふ事であるのを見ても、此彫像の何たるかゞ知られるであらう、リキリキ社にしてもブツンロク社にしても、柱形の大支柱に人體を刻まれてあつたが、ボガリ社にはこの外に、古雅掬すべき木彫の偶像があつた、又この社の穀倉はパイワン族傳統の古い造家式より成りし半圓形のもので此式のものは楓港溪から率芒溪までの間の上蕃の住家の屋根の葺きやうも、東海岸の卑南社の公廨パラクワンの屋根もこれである、此型式はパイワン族の造家法の中最も注意すべきものである。

此頃絶えず隣接蕃社と戰つては首の取り合ひをして居つたから、其蕃社内に入らば多少は殺伐の氣でもあるやうに思はれるが、蕃社の內は極めて靜穩であつて、其のやうな風は一向に見えない、これは强大なる勢力に自ら恃む所あつて、自社の周圍にも何等武裝的の防禦をも施してなかつた、私達は此社の頭骨架にある古い頭蓋骨を調べて、支那人の首と蕃人の首と何れが多きを占むるかを試して見たるに、其結果としては支那人系のものよりも蕃人系の首級の方が遙かに多かつた、私等は前年來臺灣蕃族の人類學的研究の一方法として、體質測定を試みて居る、若し完全なる多くの骨骼を得ればこれを解剖學者が測定するやうに檢測するといゝのだが、斯ることは到底容易に望み得られない事であるから、蕃人の生體に就き測定して居つた、これを以て大體のことは其外觀からでも大凡人種の系統は識別し得て、蕃人の頭骨と漢人の夫れとは一見して判定し得たのである、蕃人の話を聞いても彼等は古來、獵區、水流、耕地等の事から同族蕃人と戰爭した事が屢々ありて、漢人相手の爭議よりも此方が多かつたとの事である。

ボガリ社には古い木彫の立派な工藝品が、彼等の現用土俗品として多く用ひられつゝあつた。饗宴用の木彫の筒形、又は連續の酒杯、蕃刀の柄及鞘の彫刻、煙管の彫刻、木楯、木枕、木箱、衣櫃から住家の天井裏、表の軒蛇腹等に對する此種族獨特な蕃人一流の彫刻、其構圖の意匠、人體、人面、百歩蛇、鹿等の巧妙なる圖案化、彼等の喪服用の織物、式服用の刺繡の如きも彼等の固有藝術の一面から考察しても、彼等蕃人は世人の皮相の觀察を爲せるが如き

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

幼稚なるものでなく、物質的現代文化とは全く形式を異にせるが、彼等傳統的に發達したる一種の誇るべき自由藝術を有つて居ることが知らるゝのである、これは單に彼等の自用せる工藝的作品のみでなく、彼等が慣習に依つて其門閥の尊貴を表彰すべき、彼等蕃人自身の身體に施す刺墨の如き、この種の人體に爲す裝飾美を以て野蠻の遺風だと一言の下に斥けて仕舞へば夫れまでゝあるが、彼等の傳說、神秘的の信仰等種々の意義を含める百步蛇を拉し來りてこれを、立派なる圖案化して身體に刺墨する、これも冷靜に觀察すれば一の原始藝術としての發露と云ふことが出來得るであらう、而かもこれが彼の太平洋諸島に在る。ポリネシア族や、シクロネシア族の刺墨の如く無趣味のものでなく纖細にして巧緻なる點に於て大に見るべきものがあるを思はしめる、パイワン族のうちにも此方面が此種の刺墨にしても最も巧妙であるパイワン族のこの立派な刺墨が餘り廣く世人に知られないのは、男子のこの刺文の大部分が着衣の爲に隱れある爲であらう、婦女の刺墨にしてもこれを琉球婦人の手甲の刺文に比し遙に進步したものゝ樣である、彼等の有する古い彫刻を見るに往古には脚部にも刺墨を施した形跡を見られるが、現今には此風が絶えてない、彼等が其社會に在つて尊貴なる特別階級に在りとして、其家系をシンボルせるこの刺墨も、現代の老人の死亡と共に次第に亡びて行くのであらう、私は斯るものは可成其風俗の亡びないうちに十分調査して置くの必要ありとし、多くの時間と面倒を意とせず、このパイワン蕃人の刺墨を前年來調査しつゝあつて、既に內文社以北から順を追ふて此方面に及んだが、これを前來の調査と比較して此附近に於て此刺墨が最も發達してあつたことを認められた、蕃人はこれを蕃名にてプンチックと云ふが、この語は單に刺墨のみでなく、形をつけるとの意味で、字を書くことも亦プンチックなのである、このボガリ社の如きは古い蕃社であつて臺灣府志に望仔立社とあるのが卽ちこれである、又この社の頭目は支那時代に政府から功牌を授かつた事も度々あつて、是等の字紙を所有して居つた。

　ボガリ社に滯在中、この社の蕃人を案內せしめてパイルス社を訪ふた、此社はボガリ社の先の裏山の中腹に在つて、溪流一つ隔てゝリキリキ社と對恃して居る。此社は人口も尠く而かも强大なるリキリキ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

社と敵對せるが故に、蕃社の周圍には種々の副防禦の大小竹串を草間に植え、或は物見臺を作り壯丁をして見張番をさせて居る、蕃社の周圍には嚴重なる木柵を作りて其出入にはボガリ社に通ずる道の方の一方面のみを開けて居る、社內にも高い櫓を設けて夜間はこれから見張りて警戒し敵蕃の夜襲に備へて居つた、私達は其警備の物々しさに今更ながら驚かされた、ボカリ社から此社に到る際には武裝した蕃人數名にて護衞された、私達は戰國時代の樣が偲はれて、敵蕃の危險と云ふ事を心配するよりも暢氣な私どもは却てこの勇壯なる武裝の行軍を雄々しく思ふた、蕃人から却て武器を携へて護衞して呉れて居るのに、我々不精ものは身に寸鐵も持たずこの身を全く同行蕃人の誠意に依賴した、パイルス社で二日を費し又もボガリ社に歸つて來た。

この方面の奥蕃として、殆ど臺東界に在るクナナウ社に入らんとし、入蕃交渉に蕃人を使に出した處、間もなくパリシがあるからこれが濟んでから來て呉れとの事であつた、私達此の如く蕃地旅行中にも、其事情に就き話を聞いただけでは彼等舊慣の內容が蕃人と對話の説明のみで理解し得ない事が尠くない殊に彼等の心的狀態を調査せんには、これ等の事象を實際に目擊しなければ其內容は理解し得ない事が尠くない、彼等の信仰上の事など神秘的事實などは容易に異種族の局外者の理解し得る所でない、蕃人の信仰を中心としたパリシは禁忌として、其頃の蕃社では絕對秘密として居つた、これを以て私達は此機會に無理からでも入蕃したく思ふて、再びボガリ社頭目を遣して、蕃社の禁忌は遵守するから入蕃したいと申込んだ所、漸くこの條件付で承諾を得て入社し得る事となつた、蕃人の注意に依り携帶の米は同社に殘し、これを該社に持込まぬ事とした、此方面では米は漢人に依つて傳へられたもので、彼等固有の食糧品でないとして居る、彼等蕃人中の宗教的の仕事に携はる者や、頭目家系の一門は終生米を食はないのみか、米で釀した酒も米を材料に用ひた菓子も之を口にしない、加之、米の類は一切家に入れない、蕃社に祭祀の場合には、米を社內に入る〻事は嚴禁とされて居つたのである、彼等は粟を大切にし祖先傳來の貴い食料品として居り、米を以て卑しいものとして古風の蕃社ほどこの感念が深いのである、この米に對する感念はパイワン族のみでなく、ツォウ族にてもブヌン族にしても同じであつた。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

島情

總督府豫算追加

大正十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加並に豫算外國庫負擔契約の件は帝國議會の協贊を經て去月二十二日裁可公布せられたり其の中臺灣總督府に關するもの左の如し。

◉豫算追加の件

各特別會計豫算

第一條　大正十三年度外務省所管對支文化事業大藏省所管專賣局、國債整理基金、公債金、朝鮮總督府、朝鮮醫院及濟生院、臺灣總督府、關東廳、樺太廳、南洋廳陸軍省所管陸軍造兵廠、千住製絨所海軍省所管海軍燃料廠文部省所管東京帝國大學、京都帝國大學、東北帝國大學、九州帝國大學、北海道帝國大學官立大學、學校及圖書館農商務省所管製鐵所、米穀需給調節遞信省所管簡易生命保險鐵道省所管帝國鐵道の各歲入歲出追加額及其の款項の金額は別册甲號歲入歲出豫算に據るべし。

第二條　別册乙號所揭の費途は各其の規定する所に隨ひ大正十三年度以降の繼續費と爲し若は既定の總額年限金額を改定す。

第三條　大正十三年度歲出豫算追加中別册丙號所揭の費途は年度末支出殘額を翌大正十四年度に繰越使用することを得

(別册)

甲號

大藏省所管

臺灣總督府

歲入

臨時部

第四款　前年度剩餘金繰入	三〇二、二〇八円
第一項　前年度剩餘金繰入	三〇二、二〇八
第五款　一般會計受入金	九一五、〇四六
第一項　一般會計受入金	九一五、〇四六
臨時部合計	一、二一七、二五四
合計	一、二一七、二五四

歲出

經常部

第二款　總督府	四五、五七九
第一項　俸給	二、一三四
第二項　事務費	七、八三一
第三項　教科書費	三〇、六七〇
第六項　獸疫血清製造費	四、九四四
第三款　地方費	三四六、六二七
第一項　俸給	八、八三五
第二項　事務費	三三二、六九二
第三項　保安費	五、一〇〇
第六款　法院	二〇、四五九

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

科目	金額
第一項　俸給	一八、一四〇
第二項　事務費	二、三一九
第七款　監獄	一、〇一四
第一項　俸給	一、〇一四
第八款　警察官及司獄官練習所	一、二九〇
第二項　事務費	一、二九〇
第九款　醫院	八、四二九
第二項　事務費	八、四二九
第十一款　教育費	一四一、三一八
第一項　俸給	一一三、四一八
第二項　事務費	四、六九〇
第三項　學生費	一八、〇二〇
第四項　學事諸費	五、一九〇
第十三款　遞信費	二二八、七五六
第一項　俸給	四、六六四
第二項　事務費	一、〇八五
第三項　通信事業費	二二三、〇〇七
第十四款　鐵道作業費	三、六七三
第一項　俸給	三、六七三
第十五款　專賣局	五、七一七
第二項　事務費	五、七一七
第十六款　森林作業費	一〇、〇〇〇
第四項　特別經營費	一〇、〇〇〇
第十七款　國債整理基金特別會計繰入	一九〇、九一六
第一項　國債整理基金特別會計繰入	一九〇、九一六
第二十款　養生院	一七、六〇八
第一項　俸給	五、六八八
第二項　事務費	六、九二〇
第三項　患者費	五、〇〇〇
經常部合計	一、〇二一、三八六
臨時部	
第一款　事業費	三八五、六四〇
第四項　水利事業費	二〇、〇〇〇
第十五項　第二期河川調査費	三三、〇〇一
第十六項　無線電信局新營費	五八、四六四
第二十二項　樟木調査費	四四、八七五
第二十七項　高等學校新營費	一一六、〇〇〇
第二十八項　海口船溜補修費	一三、三〇〇
第二十九項　土場天送埤間鐵道買收費	一〇〇、〇〇〇
第三款　勸業費	一一、三二二
第三項　茶業獎勵費	二、〇〇〇
第五項　植物檢査費	九、三二二
第四款　補助費	二〇、〇〇〇
第五項　私設鐵道補助	二〇、〇〇〇
臨時部合計	四一六、九六二
合計	一、四三八、三四八

乙號

大藏省所管

臺灣總督府

無線電信局新營費

既定總額	七二四、七二四
追加額	一、三九八、二五七
計	二、一二二、九八一
内	
大正十二年度支出額	三七五、七九二
大正十三年度以降支出額	一、七四七、一八九

(款)事業費

(項)無線電信局新營費

改定年額	
大正十三年度	四〇七、三九六
大正十四年度	三七九、九三一
大正十五年度	四七九、九三一
大正十六年度	四七九、九三一

高等學校新營費

總額	九〇〇、〇〇〇

(款)事業費

(項)高等學校新營費

年額	
大正十三年度	一一六、〇〇〇
大正十四年度	二〇一、〇〇〇
大正十五年度	二〇一、〇〇〇
大正十六年度	二〇一、〇〇〇
大正十七年度	一八一、〇〇〇

丙號

大藏省所管

臺灣總督府

樟木調査費　歳出臨時部第一款事業費第二十二項

◉豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

特別會計

大藏省所管

臺灣總督府

度量衡器及材料購入費

度量衡器及材料購入の爲總督府度量衡費五萬圓を限り大正十四年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正十三年度に於て結ふことを得

鐵道用品購入費

鐵道用品購入の爲鐵道作業費事業費七十萬圓を限り大正十四年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正十三年度に於て結ふことを得

傭外國人諸給

專賣局に於て外國人技術者一名傭入の爲左記條件の範圍内に於て傭入の契約を結ふことを得

一期限　大正十三年八月一日以降三箇年

一俸給年額　一二、〇〇〇圓

一旅費　傭入の際二、〇〇〇圓歸國の際一、五〇〇圓

一死亡手當　三、〇〇〇圓

專賣品包裝材料及器具機械購入費

專賣品包裝材料及器具機械購入の爲專賣局事業費三十萬圓を限り

大正十四年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正十三年度に於て結ふことを得

專賣品原料購入費

專賣品原料購入の爲專賣局專賣品補償及購買費二百萬圓を限り大正十四年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正十三年度に於て結ふことを得

專賣品委託販賣諸費

專賣品委託販賣諸費として專賣局事業費三十萬圓を限り大正十四年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正十三年度に於て結ふことを得

森林作業用器具機械及材料購入費

森林作業用器具機械及材料購入の爲森林作業費事業費十三萬圓を限り大正十四年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正十三年度に於て結ふことを得

土場天送埤間鐵道買收費

土場天送埤間鐵道並附屬設備を總額百十萬四千七百六十四圓の範圍內に於て買收し左の年割額に依り支拂を爲すの契約を結ふことを得

大正十三年度	一〇〇、〇〇〇円
大正十四年度	二五一、一九一
大正十五年度	二五一、一九一
大正十六年度	二五一、一九一
大正十七年度	二五一、一九一
計	一、一〇四、七六四

臺灣官設鐵道用品資金

鐵道用品購入費

鐵道事業に要する物品購入費百萬圓を限り大正十四年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正十三年度に於て結ふことを得

度量衡會議の附議事項其他

殖產局度量衡所

去月二十八日より三日間總督府に開かれたる度量衡主任會議を通過せる議事要項並に列席者は左の通りである。

●協議事項

一、改正法實施に關する件

メートル法度量衡の統一は刻下の急務とするも直ちに慣用度量衡器を廢止し難きが故之が促進に關する方法

例

（イ）官公署に於ける物品の購入及受拂は特に出費を要せざる限りメートル法に依ること。

（ロ）官廳にて購入する物品の設計、規格、寸法は成るべくメートル法に依ること。

（ハ）新に規定する法令中度量衡に關する表示はメートル法に依

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ること。

（ニ）官廳にて新に爲す耕地、河川、植林其の他の事業に關する調査及計劃はメートル法に依ること。

（ホ）學校に於ける教授、實習、運動其の他に使用する度量衡及其の用語はメートル法に依り慣用度量衡は止むを得ざる場合の補助的使用に止むること。

（ヘ）專賣品の賣下及小賣格其の他規格は出來得る限りメートル法に統一のこと。

（ト）醫師、調劑、理化學用等從來メートル法を主として使用し來れる業務者にして尙ほ慣用度量衡を混用するものは此の際メートル法に改むること。

（チ）牛乳、酸乳其の他保健滋料の取引は成るべく速にメートル法に依らしむること。

（リ）瓦斯、水道、電氣等の公共事業にして今後設備する度量衡器又は計量器はメートル法に依ること。

（ヌ）民間事業中メートルに改良し得可き部分は同法に依らしむること。

（ル）商品の仕入及販賣は成るべくメートル法に依る規格のものを奬勵すること。

（ヲ）家庭には成るべくメートル法度量衡に近かつけしむること。

（ワ）銀行、會社其の他主なる業務者も官衙と同樣メートル法に漸進せしむること。

其の他適切と認むる方法

二、メートル法度量衡器に更新の件

一時にメートル法度量衡器を購入し又は改造をなすは莫大の經費を要するが故新器購入の場合又は修覆の機に於て新舊竝用のものに漸次更新せしむること及特に構造を改むるものなきや。

例

（イ）官廳用品は新購入又は修覆の場合に更新し置くこと主なる民間業者に付ても同じ。

（ロ）慣用度量衡器と異りたる構造に改むるもの例へば方形桝を廢し丸桝となし、液類用の小桝は木製を廢し玻璃又は金屬に限定し其の他木骨製桿秤を廢し金屬製に改むる事。

其の他

三、指導宣傳に關する件

メートル法統一の實行に先立ち普く改正の趣旨を周知せしめ尙實行指導に關する方法

例

（イ）講話。講習特に各州の熱望にて州廳取締の當事者を招集し可成速かに總督府にて講習を爲すこと、開期二週間。

（ロ）活動寫眞、蓄音器、演藝會、展覽會、兒童劇等の利用。

（ハ）ポスター、宣傳びら、換算表の配布。

（ニ）商品の包紙の利用。

（ホ）日用品、菓子、玩具、容器等メートル法に依るものゝ販賣を奬勵すること。

（ヘ）時々メートル統一促進に關する研究會を開き其の爲し來れる實蹟發表及意見の交換其の他。

（ト）標語を懸賞募集のこと。

四、商品の量目表記に關する件

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

包装しある商品に正味量を表記したるものは其の商品の信用を保證せらるゝが故營業者をして自發的に表記せしむること、以上の表記も出來得る限りメートル法に促進の方法、尚ほ差向き表記を勸誘し又は强制すべき商品の種類。

例

（イ）營業者に對し表記を勸誘し尚一般に對しては表記ある商品を安んし購入し得るの指導。

（ロ）醫療、化學工業用藥種品を包装し其の量目を表記するものはメートル法に依らしむること。

（ハ）醫療、化學工業用の液藥にして壜詰又は罐詰をなす場合何瓦と表記せば之を重量とし又何リツトルと表記せば容量の表示となし區別せしむること。

（ニ）香水、香油、顏料、化粧品類の製造又は詰込メートル法に依り表記せしむること。

（ホ）將來新に起る壜詰、罐詰品其の他の包装は出來得る限りメートル法に依らしむること。

（ヘ）問屋又は小賣人にして製造元の容器及レツテル（量目及製造元の記名ある）を使用して自己が包装、詰込をなす習慣多し此の場合には必ず詰込者の商號氏名を附記し其の責任を明かならしむること。

（ト）包装せざる商品の取引に對しては稱呼量と實量との相違な嚴重に取締ること。

（白米、味噌、砂糖、薪炭、氷、菓子、牛乳其の他各種の商品に付）

（チ）其の他の包装商品の正味量表記も可成メートル法に漸進せしむること。

五、計量器竝瓦斯メートルの取締に關する件。

今回新に規定せられたる壓力計、浮秤、溫度計、檢尺器、檢位衡、乳脂計竝瓦斯メートルに關し一般に周知せしむること。

（イ）各猶豫期間内に洩れなく受檢方を周知せしむること。

取引證明の用に供するものは大正十五年十二月三十一日迄。

販賣營業者の所持する販賣用品は大正十四年六月三十日迄。

（ロ）取引證明の用に供し得るものは當府又は度量衡法の檢定に合格證印あるもの若は當府にて賣下をなしたるものに限ること但し體溫器及瓦斯メートルは度量衡法の檢定證印あるものと雖も更に當府の檢定を受くるを要すること。

（ハ）無檢定品の販賣猶豫期間内に不良品を見越し輸入又は移入する營業者なきを保せず豫め注意すべきこと。

（ニ）計量器は度量衡器と異なり其の輸入及移入は之を本人の任意とするも證明の用に供する場合は（ロ）の制限を要す。

（ホ）體溫器等は家庭用と雖も檢定品を成るべく購入せしむること。

六、計量器竝瓦斯メートルの營業特許に關する件

計量器は政府の專賣とせず之を特許制に依り製作、修覆及販賣を許可し又瓦斯メートルは量器とし專賣に屬すべきものなるも律令に除外し計量器同樣特許制に依るが故違反なからしむること。

（イ）計量器竝瓦斯メートルの製作、修覆、販賣營業は特許者に非ざれば之を營むことを得ざるに依り同期間經過後違反なからしむる樣注意のこと。

（ロ）計量器又は瓦斯メートルの製作、修覆、販賣の營業を希望する者は豫め特許を願出しむること。

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ハ）出願者に對しては從前の營業狀態、賣上高を初め資格及市内同業者分布の狀況を調査のこと。

（ニ）販賣業者の仕入口、計量器、瓦斯メートルの輸入、移入は隨意とし成規の檢定を受けたるものたることを要す。

（ホ）同上の販賣價格は之を制限せざるも粗成品又は不當價格と認めたるものに對しては取締上相當處理の方法を講すべきこと。追加の分

七、メートル法の實施に伴ひ容量と重量取引の慣習を改むるの件

從來桝を用ひたるもの丶内重量取引とするを便利と爲すものの如きは此の機會に於て之が改善を爲すの必要なきや。

例

（イ）米穀の計量は桝に依らず重量取引に改むるの利便は既に各當業者の認むる處にして此の場合重量取引となすこと。

（ロ）液類の藥品を調剤するにメートル量器を用ゐ其の單位稱呼をグラムとせるをリツトル又は0.cに變更せしむること。

（ハ）食鹽の如き大量を重量扱となし小賣を容量取引となすものの如きは之を重量取引に一定すること。

八、メートル法度量衡の單位の倍數及小數の稱呼に關する件

メートル法度量衡の單位の倍數及小數の稱呼若は表示に各補助單位を併列して使用する（何尺何寸何分何厘との如く）の繁を避くる爲稱呼を統一するの必要なきや。

例へば計量の大小に應じ任意の單位を基礎となし十グラム、百グラム、又は一、五六八グラムと稱すること。

九、改正度量衡規定に關する一般的協議

◉警務局提出

一、藥品の内容量目を强制表記とする件

（說明）藥品は從來慣行上量目表記を爲し來り居るも何等法令の根據なく從て其の内容を保證するものにあらず就ては之れを强制表記として取締ることにしたし。

二、藥種商に度量衡器又は計量器營業特許の件

（說明）醫藥用度量衡器又は計量器は其の種類名稱等極めて多様にして專門業者にあらざれば其の效用良否等判別し難く從來爲之需用者に於て不便を感ずるの關あり就ては主要都市の計量器販賣者は支障なき限り藥種商に特許せられんことを望む（一市街少くも一名以上）

◉臺南州提出

一、改正度量衡器配付の件

（說明）改正度量衡規則實施に當り之れが指導宣傳乃至取締の任に當る警察官吏にして改正度量衡器及計量器其のものを知らざるもの多し故に之れに對する警察官吏の知識を養ふ上に於て且つ取締上の參考に供する爲め痛切に其の必要を認むるに付州警務部及警察署各郡警察課へ改正度量衡器及計量器中民間に於て日常最も多く使用すべきもの各二三種類宛至急配付せられんことを望む。

二、協議事項に對する意見。

商品量目表示に關する件

差向强制表記の必要ある商品の種類左の如し。

直接量目により賣買せざるもの即ち罐又は壜其の他の容器に收納し其内容を檢する能はざる商品。

（說明）　商品量目取締の上に於て現在檢査の上販賣せらるゝもの すら不正行爲多き今日容器に收納したるまゝ販賣せらるゝものは殆ど其の內容を窺知する能はざるを以て取締上の不便少なからず依て藥品に於けるが如く其の內容を强制表記せしめ以て量目取締に便し併て改正度量衡規則の普及並に宣傳の資に供するは過渡期に於ては最も捷經と認む。

◉會議係員

會長　殖産局長代理　松岡事務官
幹事　度量衡所長　山口技師
書記　殖産局員屬　井手誠助
番外　技手　會澤權太郎
同　屬　安山親雄
同　技手　伊藤亮介

◉各局課出席員

局	課	官職	氏名
內務局	編修課	編修書記	平澤平七
通信局	庶務課	書記	廣浦政行
鐵道部	同	同	西川小次郎
同	同	同	大島數馬
同	調度課	同	寺澤條五郎
同	同	同	松尾應次郎
同	汽車課	同	野々村納
同	同	雇	坂脇卯吉
同	工務課	書記	池田安太郎
同	同	技手	宜志富紹計
同	運輸課	書記	大町昇
同	同	同	岡田友之進
專賣局	製造課	技師	久保田五郎
同	同	書記	北條熊人
同	庶務課	同	吉貫一義
同	腦務課	同	岡田進一貢
同	酒課	雇	政田孝仁
專賣局	臺北支局	書記	向井威夫
同	同	雇	金子增惠
同	臺北造酒場	同	手東省吾
同		技手	中山富二郎
警務局	衛生課	技師	丹野保次
同	保安課	屬	守屋淑助
稅關	庶務課	同	東島海造
殖産局	農務課	技師	小笠原金亮
同	商工課	屬	後藤隆
同	同	同	稲村峯次
同	同	同	大久保佐吉
同	度量衡所	技手	松尾力藏
同	度量衡所臺南分室	同	柴田壯十

◉各州廳主任官著席次

番號	州及廳	官職	氏名
一	臺北	屬	貝山好義
二	同	同	下田賢一

三	同	警部補	佐々木岩壽
四	新竹	警部	長谷州勝一
五	同	屬	栖本眞人
六	臺中	同	横矢秀男
七	同	産業吏員	兼松春彦
八	同	警部補	大神性鐵
九	臺南	技手	鳳野鐵吉
一〇	同	警部	久代求
一一	高雄	屬	高橋善三郎
一二	同	技手	宗村亮
一三	同	警部	水野啓
一四	臺東	警部	金子彌平
一五	同	技手	篠原皎
一六	花蓮港	屬	松田英輔
一七	同	警部	渡邊柳三

度量衡新舊對照

及メートル比較玆に換算法

殖産局度量衡所

臺灣度量衡規則改正公布に付之が實施上新舊度量衡の對照竝にメートル法と在來法との比較及びメートル法換算等、之を左に掲ぐ。

●度量衡法中律令に準用の新舊規定對照

□度量衡法改正規定	□度量衡法舊規定
第一條　度量はメートル、衡はキログラムを以て基本とす メートルは融解しつつある純粋の水の氷の温度に於ける國際メートル原器の示す所の長とす キログラムは國際キログラム原器の質量とす	第一條　度量は尺、衡は貫を以て基本とす
第二條　メートルはメートル條約に依り帝國に交付せられたるメートル原器に依り、キログラムはメートル條約に依り帝國に交付せられたるキログラム原器に依り之を現示す	第二條　度量衡の原器は白金、「イリヂッム」合金製の棒及分銅とす其の棒の面に記したる標線間の攝氏〇・一五度に於ける長さ三十三分の十を尺とし分銅の質量四分の十五を貫とす
第三條　度量衡の名稱命位を定むること左の如し	第三條　度量衡の名稱命位を定むること左の如し
度	度
ミクロン　メートルの百萬分の一	毛　尺一萬分の一
ミリメートル　メートルの千分の一	厘　尺の千分の一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

センチメートル　メートルの百分の一
デシメートル　メートルの十分の一
メートル
キロメートル　千メートル

面積

平方ミリメートル　平方メートルの百萬分の一
平方センチメートル　平方メートルの一萬分の一
平方デシメートル　平方メートルの百分の一
平方メートル
平方キロメートル　百萬平方メートル

量

立方センチメートル　立方メートルの百萬分の一
立方デシメートル　立方メートルの千分の一
立方メートル

衡

ミリグラム　キログラムの百萬分ノ一
グラム　キログラムの千分の一
キログラム
トン　千キログラム

前項の規定する度量衡又は其の倍數若は分數に依る度量衡にして土地又は液體の計量其他特殊の場合に用うるものゝ名稱命位に關しては勅令を以て之を定む

分　尺の百分の一
寸　尺の十分の一
尺
丈　十尺
間　六尺
町　三百六十尺
里　一萬二千九百六十尺

地積

勺　歩の百分の一
合　歩の十分の一
歩又は坪　三十六平方尺
畝　三十歩
段　三百歩
町　三千歩

量

勺　升の百分の一
合　升の十分の一
升　六萬四千八百二十七立方分
斗　十升
石　百升

衡

毛　貫の百萬分の一
厘　貫の十萬分の一
分　貫の一萬分の一
匁　貫の千分の一
貫
斤　百六十匁

第四條　「メートル」法度量衡の名稱命位及比較を定むること左の如し

度

「ミリメートル」　「メートル」の千分の一
「センチメートル」　「メートル」の百分の一
「デシメートル」　「メートル」の十分の一
「メートル」　尺の十分の三十三
「デカメートル」　十「メートル」
「ヘクトメートル」　百「メートル」
「キロメートル」　千「メートル」

地積

「センチアール」　「アール」の百分の一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

「アール」歩の四分の百二十一
「ヘクタール」百「アール」

量

「センチリツトル」「リツトル」の百分の一
「デシリツトル」「リツトル」の十分の一
「リツトル」升の二千四百〇一分の千三百三十一
「デカリツトル」十「リツトル」
「ヘクトリツトル」百「リツトル」

衡

「ミリグラム」「キログラム」の百萬分の一
「センチグラム」「キログラム」の十萬分の一
「デシグラム」「キログラム」の一萬分の一
「グラム」「キログラム」の千分の一
「デカグラム」「キログラム」の百分の一
「ヘクトグラム」「キログラム」ノ十分の一
「キログラム」貫の十五分の四

●メートル法と在來法との比較

度		日	英
ミクロン	百萬分の一メートル	〇・〇〇三三毛	〇・〇〇〇〇三九インチ
ミリメートル	千分の一メートル	三・三厘	〇・〇三九三七インチ
センチメートル	百分の一メートル	三・三分	〇・三九三七〇インチ
デシメートル	十分の一メートル	三・三寸	三・九三七〇一インチ
メートル		三・三尺	一・〇九三六一ヤード
キロメートル	千メートル	九町・一〇間	〇・六二一三七マイル

面積

平方ミリメートル	百萬分の一平方メートル	一〇・八九平方厘	〇・〇〇〇〇〇一平方ヤード
平方センチメートル	一萬分の一平方メートル	一〇・八九平方分	〇・〇〇〇三平方ヤード
平方デシメートル	百分の一平方メートル	一〇・八九平方寸	〇・〇一一九六平方ヤード
平方メートル		〇・三〇二五坪	一・一九五九九平方ヤード
平方キロメートル	百萬平方メートル	一〇〇町・八反・三畝・一〇歩	一一九五九九〇平方ヤード
アール	百平方メートル	一畝・〇・二五歩	一一九・五九九平方ヤード
ヘクタール	百アール	一町・二五歩	一一九五九・九平方ヤード

量

立方センチメートル	百萬分の一立方メートル	〇・〇五五四勺	〇・〇〇〇二六ガロン
立方デシメートル	千分の一立方メートル	五・五四三五合	〇・二六四一七一ガロン
立方メートル		五・五四三五石	二六四・一七一ガロン
ミリリットル	千分の一リットル	〇・〇五五四勺	〇・〇〇〇二六ガロン
デシリットル	十分の一リットル	五・五四三五勺	〇・〇二六四二ガロン
リットル		五・五四三五合	〇・二六四一七一ガロン
ヘクトリットル	百リットル	五・五四三五斗	二六・四一七一ガロン
キロリットル	千リットル	五・五四三五石	二六四・一七一ガロン

衡

ミリグラム	百萬分の一キログラム	〇・二六六七毛	〇・〇一五四三グレーン
グラム	千分の一キログラム	二・六六六七分	一五・四三二グレーン
キログラム		〇・二六六七貫	二・二〇四五八六ポンド
トン	千キログラム	二六六・六六七貫	〇・九八四一九英トン

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●メートル法換算速算法

メートルを間に直すには	一割加へて二で割れ
メートルを尺に直すには	一割加へて三倍せよ
キログラムを貫に直すには	二割引いて三で割れ
貫をキログラムに直すには	四で割つて十五倍せよ
キログラムを斤に直すには	五倍して三で割れ
斤をキログラムに直すには	五で割つて三倍せよ（〇・六をかけてもよし）

●メートル法比較覺え方

一尺は〇・三〇三〇メートル	（れて見れ見れ）
一升は一・八〇四リツトル	（一天晴れよ）
一貫は三・七五キログラム	（見てなごう）
一米は三・三尺	（見て見）
一立は〇・五五四三升	（まるで午後のよき）
一瓩は〇・二六六六貫	（まる天に六續き）

●メートル法概略換算法

		正數に對する誤差
メートルを町（長さ）に直すには	一割引いて百で割れ	千分の十八
キロメートルを里に直すには	二分加へて四で割れ	千分の一
メートルを鯨尺尺に直すには	八倍して三で割れ	千分の十
センチメートルを吋に直すには	二倍して五で割れ	千分の十六
メートルを呎に直すには	一割加へて三倍せよ	千分の六
メートルを碼に直すには	一割加へよ	千分の六
メートルを鎖に直すには	二十で割れ	千分の六
キロメートルを哩に直すには	五倍して八で割れ	千分の六
平方メートルを坪に直すには	一割引いて三で割れ	千分の八
アールを畝に直すには	一分加へよ	千分の二
ヘクタールを町（面積）に直すには	一分加へよ	千分の二
リツトルを升に直すには	五倍して九で割れ	千分の二
リツトルをガロンに直すには	五分加へて四で割れ	千分の六
ミリグラムをゲレーンに直すには	五割加へて百で割れ	千分の二十八

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

グラムをオンスに直すには	五分加へて三十で割れ	千分の八
キログラムをポンドに直すには	一割加へて二倍せよ	千分の二
トンを英トンに直すには	二分引け	千分の四
尺を米に直すには	三倍して十で割れ	千分の十
間を米に直すには	一割引いて二倍せよ	千分の十
町(長さ)を米に直すには	一割加へて百倍せよ	千分の八
里を粁に直すには	三割加へて三倍せよ	千分の七
鯨尺尺を米に直すには	五割加へて四で割れ	千分の十
インチを糎に直すには	五倍して二で割れ	千分の十六
フートを米に直すには	三倍して十で割れ	千分の十六
ヤードを米に直すには	一割引け	千分の十六
チエーンを米に直すには	二十倍せよ	千分の六
マイルを粁に直すには	八倍して五で割れ	千分の六
坪を平方米に直すには	一割加へて三倍せよ	千分の二
畝をアールに直すには	一分引け	千分の二
町(面積)をヘクタールに直すには	一分引け	千分の二
升を立に直すには	九倍して五で割れ	千分の二
ガロンを立に直すには	五分引いて四倍せよ	千分の四
ゲレーンを瓱に直すには	三割加へて五十倍せよ	千分の三
オンスを瓦に直すには	五分引いて三十倍せよ	千分の五
ポンドを瓩に直すには	一割引いて二で割れ	千分の八
英トンをトンに直すには	二分加へよ	千分の四

漢文時報

度量衡規則之改正內容

（山口度量衡所長稿 總督府參事官室翻譯）

一 改正宗旨

此次所改正度量衡法、卽以各種度量衡、劃一於米突、爲宗旨、律令第一條內、載明、度量衡之基本原器、名稱、命位、各宜按照、度量衡法、第一條規定者、是乃專用米突之專條也、向來之度量衡法、卽以帝國原器（米突）之長有三十三分之一十、定爲一尺、又以同原器秤砣（基路瓦蘭）之質量、確有四分之十五、爲一貫、所有基本之名稱、命位、雖基於尺貫法、而此次改正法、不時以米突、與基路瓦蘭、爲基本、且其米突、及基路瓦蘭之長及質量、亦照國際原器、所示而定、詳言之、卽以按照米突條約、設在法國、萬國度量衡局所保管之國際原器、爲基本者也、是以帝國原器、只爲示明、其長及質量、所使用而已、遵照向來慣用之尺貫法、或嗎、封度法、及臺灣地積之甲制、所辨公務處之事務、及事業、其餘民間事業、如電氣、瓦斯、水道、鑛業、醫師、調藥、並使用原動機、所辨之運輸事業、及各種工業等（指定三十四項目）所用度量衡、及從事於前記事務、或事業者、爲常事者之時、卽自本年七月一日起、於十箇年內、改正、其餘以二十箇年、定爲猶豫期間。

又向來慣用度量衡器之發售、及檢定、限至此後十箇年、裁撤之、又十五箇年以後、所有慣用度

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

量衡器、不得使用於交關、或證明之用、比之前記二十箇年之猶豫期間、則有差五年、一看雖似令人懷疑、而此五箇年、止得使用舊來法之單位、而度量衡器、不得使用之意也。

前記猶豫期間、已滿後、所有輸出入貨、而非依照米突法、商品之計量、須當如何而爲之方可乎、卽用米突式之度量衡器計量而交收外、別無方法、故特酌設規定、藉以使用交關對手之度量衡、單位、得爲換算。

二　對於度量衡以外之計量器規定

如壓力計、寒暖計、比重計等、各種計量器、向來冒用何等不正器、全無制限、而學術上或產業上、所用者逐次增多、計量物資之利害關係、較之度量衡、絲毫無異、茲乃就其主要計量器、分別酌行、强制檢定、及取締、在內地、自大正九年以來、已照行之矣、

左開五種計量器、應受前記之制限。

一晴雨計以外之計壓器

壓力計、眞空計、聯成計、

二浮秤

酒精米突、糖液比重計、ボーメー比重計

トワッテル比重計、等各種浮秤

（比重天秤ピクノ米突卽不受制限）

三物體膨脹之溫度計

各種寒暖計、及體溫器等

四生絲纖度之檢定器

檢尺器、檢位衡、纖度秤砣

五乳脂計

前記之計量單位者、卽對於力、壓力、仕事、（移動物體時所做事）工率等、溫度單位者、卽對於遵照米突法、所設之規定也、惟其中溫度、卽限於攝氏之度。

向來慣用之英式計量單位（一）力、重量、封度、噸（二）壓力平方吋之重量噸、（三）仕事呎、封度、（四）工率馬力、（五）溫度華氏寒暖計等、計量器、概與前記、慣

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

用度量衡、猶豫期間同一期限內、分別酌加條件、暫時得以使用。

三　量器中瓦斯米突之制定

在總督府、向來對於瓦斯米突、雖未設可等制限、然因此次、與內地同樣、補為量器之列、其檢定及取締、亦當與度量衡同樣照行、唯因瓦斯米突、則不在總督府專賣之列、其製作、修理、販賣等營業、概准予民間專辦、由督府、止行檢定而已、其雖有內地之檢定證印者、亦須受督府之檢定、又瓦斯米突、雖經擇用、立方米突、而向來之立方呎、或立方尺、亦須遵照慣用度量衡同樣制限、暫時得以使用。

四　計量器之營業、其餘制限

計量器之製作、修理、販賣等、非受臺灣總督之特許、不得營業、其無檢定證印者、亦不得販賣、及供於證明之用、又不得、以前記之目的、為收存、惟比之度量衡、有不同之處、卽因內地之檢定證印、亦於例、為所認准故、已有內地證印者、得以任意輸入、或移入、使用、及收存、且經受特許營業者、亦得以販賣、惟獨體溫器、不特易生差異、而且保健攸關、殊屬重要、故雖有內地之檢定證印、而非經受督府之檢定合格者、不得使用、及販賣、其欲為稟請檢定、計量器及瓦斯米突者、須繳納、檢定規費。

度量衡器之販賣價目、乃有一定、不得或貴或賤、惟計量器、及瓦斯米突之價目、則凴特許者之自由。

關於瓦斯米突及計量器之規定、自大正十四年一月一日起、為實施。

五　商品量目之取締規定

包裝、袋裝、匣裝、罐裝等、各種商品、雖有表記淨量、而其實量不足者不少、茲乃酌定取締法、以期芟除、向來之積弊、故有表記之貨、各主顧、可不必

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

疑慮而購、又有時、由臺灣總督、認爲必須時、得令表記其淨量、若向來最易滋生情弊之中元、歲杪、兩節、所用應酬禮物等、得爲適當措處、譬如、由某行店、將表記淨量之貨、交在零賣人之手、收存者、雖有折耗之處、然非拆毀裝器、或封緘、難以補足分量時、則不在處罰之例。

又以度量衡、計量單位或一貫、或一米突之標示、倣買賣時、須用法定之斗、或秤、確爲量足分量事、亦已設有規定、故由商賈、所配來之米、柴等、苟有分量不足、卽照該規定、得以處罰、各商賈務宜留意于此、萬勿故意懈怠、不使量器、而爲不正行爲。

六　關於瓦斯米突、及計量器、並包裝商品、量目、取締之經過規定（新舊兩法之間過渡時之規定）

(一)關於瓦斯米突、及計量器之規定、自大正十四年一月一日起、爲實施、在此以前、所製作、修理、輸入、移入、之器物、不論未受檢定者、或有差異者、概限至大正十四年六月三十日爲止、從新稟准、特許之營業人、得以販賣、又爲販賣之故、得以收存、又限至大正十五年十二月三十一日、爲止、照舊得以襲用於交關、或證明之用、而該期限內、不可不稟請檢定。

(二)倘非受、製作、修理、販賣之特許者、大正十四年一月以後、不得續爲營業。

(三)在大正十三年七月一日以前、所製作、裝入、或輸入、移入之貨、雖有表記淨量、而非拆毀裝器或封緘、難以補足實量者、限至大正十四年六月三十日爲止、得以販賣、或爲販賣之故、擺在店口、至於不須拆毀、裝器或封緘、而得增減分量者、或七月一日以後、所包裝及表記之商品、至大正十三年十一月以後、如有實量不足、則被處罰也。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞苑

敬呈內田督憲閣下

呂傳松

皇德巍峨勢若潮。欣逢督憲惠相招。
東洋自古繁華地。臺島由來文化饒。
濟々群賢會此日。堂々大雅聚今朝。
勸宜政教威儀重。盡被宏恩盍世昭。

敬和竹窓督憲閣下

曈々旭影映窓紗。五彩瑞光雜紫霞。
但願皇風無近遠。年々此日受名茶。

林夢梅

詩成官閣啓吟筵。細雨春風畫錦前。
盛會欣逢叨末席。南薰一集待重編。
東風細雨透輕紗。官閣梅開帶彩霞。
雅集南薰編後日。情恩濃厚勝紅茶。

希周 倪炳煌

治下昇平日。咸鈴措政功。歌詩扶大雅。觀俗採文風。勳業千秋建。皇仁一視同。口碑應載道。頌德遍瀛東。
蕉綠幾分上碧紗。雨餘窓外蔚烟霞。
未詳陸羽經三奏。且盡清忠一椀茶。
庭園花味裛衣紗。天際欲晴露晚霞。
和句裁成清景好。快情無限酒詩茶。

覺叟 顏笏山

儒臣端賴作儒宗。多士聞風切景從。
適館授餐慙附驥。韓瞻荆識喜登龍。
得民善政傳鐘鼓。興學良猷樂辟雍。
棨戟重臨資就熟。騷壇猶認舊芳蹤。
新詩欲護競籠紗。璀燦清詞綴錦霞。
最喜名賢饒雅趣。公餘對客共烹茶。

郭鏡容

天生臺輔佐明君。儒雅風流迥出羣。
記得烏松佳句在。迄今翰苑誦慇々。
文章經濟兩超羣。席上裁詩表厥勳。
今日趨陪鳳閣裏。典型在望仰仁恩。
涼生雨歇入窓紗。早起東風捲曉霞。
今日催筵叨末席。但詞賦罷品新茶。

蔡宜甫

兩度蒞臺日。政聲遍四根。仁風敷草野。治道仰楓宸。職典封疆重。名垂史策新。群生沾雨化。德澤萬家春。
天光雲影入窓紗。習々薰風動曉霞。
閣比烏松無限好。詩人觀止且評茶。

顏德輝

官邸尊嚴此日親。明公丰彩已無倫。
座中一種溫和氣。足有仁風惠及民。
氤氳淑氣撲輕紗。萬里江山染曉霞。
最喜明公能下士。政聲清似一杯茶。

敦輝 蔡子嬰

五色雲中扶曉日。三臺江上布春風。
幸今各處干戈少。維有忠勤答謝公。
丹鳳來儀影上紗。萬般春氣弄朝霞。
欣逢大憲開東閣。翰墨因緣坐賜茶。
鈴閣玲瓏掛碧紗。滿園桃李醉春霞。
自憐非是攀龍客。何幸叨陪賜茗茶。

駱子珊

華胄由來世遠尊。儒林當代藉屏藩。
濫竽方自慙南郭。唯願聲詩頌德門。
文章彪炳賴英明。賓至如歸倒屣迎。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

慶城無分唯一視。甘棠重陰滿東瀛。
竹影橫斜罩碧紗。陸離滿目燦流霞。
高談侍聽餘光寵。厚待何堪坐賜茶。

陳　曉　綠

人來車寄外。宅畔雨如絲。府第蒙青眼。騷壇愧白眉。詩文沾澤處。顧盼報恩時。盛德周公遜。臺疆雨露施。

細雨微々透碧紗。滿園花草罩烟霞。
明公德比周公旦。待客慇懃會賜茶。
微風陣々拂羅紗。一片吟情對晚霞。
才減陸游猶顧盼。名園細雨沐分茶。

洪　汝　霖

重瞻棨戟渡春風。共仰朝陽瑞氣融。
爲國廉高逾趙抃。涖臺德厚想文翁。
澤沾桃李開壇外。賦就文章滿院中。
今日全鯤逢勝會。騷人不揣獻雕蟲。
烟樹雲林映碧紗。風來官閣卷流霞。
深承廉憲垂青眼。傳坐瓊軒惠賜茶。

黃　坤　維

當時棨戟出瀛東。涖治臺疆善化風。
發政施仁崇聖道。愛民如赤體宸衷。
千秋勳績追羊祜。一代英聲媲召公。
從此萬姓爭頌德。口碑載道竟雷同。
幕府清高月印紗。滿庭花草染晴霞。
明公此日開瓊宴。多士霑恩賜餅茶。
四面玲瓏護碧紗。筵開翰墨映春霞。
今朝可繼滕王閣。美盡東南共品茶。
清風入座拂輕紗。飽德銘心醉若霞。
深感明公能愛士。流連詩酒試新茶。
官閣肆筵捲碧紗。櫻開爛熳似流霞。
自慚末士叨青眼。也沐光榮坐賜茶。

杜　冠　文

帥府恩波渥。千秋仰至仁。風塵騰驥足。雨露遍鯤身。生佛萬家頌。陽春大地均。功勳垂竹帛。絃誦盡吾民。

蒼松翠栢映牕紗。斜照庭階挂晚霞。
此日叨陪鈴閣裏。新詩吟罷品香茶。
樓臺倒影入窓紗。天外遙々挂碧霞。
別有一番風趣好。三春竹裏試烹茶。

陳　明　卿

俱懷壯思興遄飛。官廨瓊筵酒共揮。
未上青天覽日月。先聯白社有光輝。
雲蒸霞蔚文風盛。虎變龍從景象歸。
灑筆銀河寫清韻。霓裳曲奏並依依。
花氣春風透絳紗。瓊筵座上醉綺霞。
今朝何幸開東閣。翰墨緣深賜鳳茶。
竹樓高臥戴烏紗。笑看飛禽競落霞。
蒲扇不揮風正轉。披襟坐喝越甌茶。

陳　廷　植

寵榮旄節鎮三臺。愛育斯民治化開。
造就若能成棫樸。謳歌功德盡英才。
拜讀詩章護碧紗。襟懷如月又如霞。
府中欣洽聆嘉訓。德意薰香過酒茶。

瀛社　曹　秋　圃

絕好春深雨。杏花醞釀天。相公開綠野。學士選青錢。寄閣新吟節。扶輪舊仔肩。元音鳴盛日。忝座愧樊川。

恭和竹窗督憲寵招席上
賦示瑤韻

此生無分碧籠紗。敢把華詞弄晚霞。

樂有斯文賢主宰。雨餘鈴閣品春茶。

趙 景 山

海國文明日。瀛濟宴會時。風雲宗漢學。儒雅盡吾師。軍府開談讌。龍門競賦詩。鍾鏞琴瑟調。旗鼓筆鋒馳。彪炳羅星宿。豪雄騁俊奇。櫻花穠艶馥。鸞鳳和鳴宜。

鐵石梅花映碧紗。琴心劍膽臥煙霞。
茅茨不管人間事。間啜名山龍種茶。

蔡 火 慶

霖雨和風官邸。瓊林玉筍同遊。韻事雖傳一日。高情足抵千秋。

花映湘簾柳映紗。碧流離水浸丹霞。
日長睡起無心事。臥看樵青煮細茶。

李 騰 嶽

卅年隷屬感帡幪。更頌南薰仕育功。
士子恩榮誇附驥。文章末技愧彫蟲。
絃歌到處民生樂。雨露無偏帝澤隆。
自笑不才何所幸。却徒翰墨仰文翁。

事舞細雨濕烏紗。飽德情深醉九霞。
難得明公能愛士。名園高會共烹茶。

此日官民開雅集。新詩唱和品香茶。

細雨霏霏拂碧紗。春深東閣鎖烟霞。
令公畢竟耽風雅。感愛清詩復賜茶。

漢詩漢文の寄稿を募る

黃 星 闕

吟集會傳東閣開。騷人何幸再追陪。
知公別有經綸手。愧我偏無雅頌才。
今日分曹成一賦。此時盛治遍三臺。
華園不減湖山勝。儘許清游把酒杯。

曾得雅集護輕紗。又值攤箋學彩霞。
時雨薰風新潤澤。甘棠重樹蔭山茶。

葉 蘊 藍

憲邸儒林客下車。仁風善政竟誰如。
官民此日同觴詠。萬口碑傳頌有餘。

江山綺麗染窗紗。半捲珠簾透錦霞。
自是明公心好客。爲修韻事試新茶。

黃 朝 傳

吐哺握髮待斯文。大雅扶輪伏使君。
兩度蒞臺稱善教。高升指日定殊勳。

霏霏鈴閣拂窗紗。得挹芝眉勝曉霞。
誰誦珠璣心頓豁。爽然似飲柏岩茶。

王 省 三

老手斲輪秉至公。蒞臺正俗仰明聰。
得民善政施文教。致治深資雅頌風。

一池碧水映丹紗。鈴閣瑞氣繞暮霞。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

■六 月

▼二十一日

□内田總督政府委員として上京、獻上の木瓜六百箇、烏龍茶三百十箱携帶せらる

□バンドン茶共進會並に瓜哇會議開催、内田總督より蘭領印度總督並共進會長に祝電を發す

▼二十二日

□大溪郡下蕃産蘭品評會を角板山蕃童教育所に開く

▼二十四日

□中華民國會館主催雲南特派代表王九齡氏の歡迎會を東薈芳に催ほす

▼二十六日

□臺中州夏季事務研究會開會

□全島實業大會の決議請願に對し總督府は同大會開催地たる高雄州知事をして請願實行委員に督府の方針を傳達せしむ

▼二十七日

□公益會は大稻埕大和行に會合し臺灣議會請願運動は全本島人の意思に非ざる旨を決議發表す

□大溪郡茶摘競技會を行ふ

▼二十九日

□臺北市各團體長會議を東薈芳に開き對米問題に關する件を決議し總督に進達す

▼三十日

□チフス發生に付臺北市内に檢病的戶口調査を行ふ

□臺灣度量衡規則公布、七月一日より實施さ定めらる

□花蓮港廳主催鰹節製造講習第一回修業證書授與式

■七 月

▼一日

□臺南市役所創設授產事業として家内工業籐表編み講習會を公館に開く

□新竹在鄉軍人分會主催對米講演會を公會堂に開く

□酒專賣實施滿二年記念日に付酒課員其他關係者の運動會を樹林工場に開く

□臺灣度量衡規則施行規則公布せらる

▼二日

□佛艦アルゴール號乘組將士、基隆大沙灣なるクールベー濱佛蘭西軍人戰歿者記念碑の展墓祭を行ふ

▼四日

□臺北州に於て都市聯合會議を開く

□宜蘭郡頭圍庄主催第二回水產講習會終了式

▼六日

□彰化高等女學校生徒新高登山を行ひ本日絕頂に登攀す

▼七日

□臺灣汎太平洋俱樂部例會を總督官邸に開き米國領事ケッディアー氏及金平林學博士の兩氏講演を爲す

□臺北州主催、現代教育思潮講演會發會

□臺北一中學生新高登山を爲し本日絕頂を極む

▼八日

□臺北市主催「時の標語」當選者に賞品を與ふ

▼十日

□臺中向陽會主催、本日より八日間林間修養會を能高郡の山地に開催す

□新竹州巡回衞生展覽會、本日より十四日迄新竹公學校に開かる

□臺北辯護士會、法院構內控所に開會、簑和氏會長に選任せらる

▼十一日

□航海運用術練習艦「富士」基隆に入港す

□東京商大生軍艦富士に便乘して來臺見學す

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼十二日
□故松方正義公國葬當日臺北官民主催遙弔式を台北神社に擧行す
□臺中市主催、副業展覽會を同市武德殿に開催す
□稻葉會立農業學校生徒見學の爲め來臺す
▼十三日
□大甲郡下大甲水源地「觀海瀧」の瀧開き式擧行
▼十四日
□臺灣基督教青年會主催の夏季學校、本日より向ふ一週間草山に開かる
▼十五日
□慶應大學の巡回講演隊來る
□佐賀高等學校生徒見學の爲め來臺す
▼十六日
□吉田長官代理主催、來臺の林慶應大學長並に同行の島原、槇兩教授を招待す
□慶大講演を醫專大講堂に開く
▼十八日
□稱社に於ける獻穀畑の粟拔穗祭を行ふ
□新竹州主催、在來產婆（臺灣先生媽）講習會を開く
▼十九日
□高雄州武德殿竣成し本日武術大會を開催す
□新竹州主催、巡回衞生展覽會を桃園公學校に開く
▼二十日
□東洋協會大學運動部庭球團選手全島各地に試合の爲め來臺す

人事消息

自六月二十一日
至七月二十日

▼富島高雄州知事　大饗宴に參列の爲め上京中の處六月二十五日歸臺
▼櫛田雷斧氏（豐山派前管長）來臺巡錫中、潮州眞興密教會の招聘に應じて密教弘道の爲め渡支し彼地巡錫を了りて六月二十日天草丸にて基隆に入港したるが同三十日內地へ歸還
▼今川淵氏（農務課長）　三十日渡歐の途に就く
▼津久井誠一郎氏　七月一日上京
▼和田一次氏（法務部長、本誌編纂委員）內地出張中の處七月二日歸府
▼菅野高等法院檢察官長　司法官會議に列席の爲め上京中の處五日歸任
▼佐藤正俊氏（市街庄課長、本誌編纂委員）七月八日內地より歸臺したる同氏は同十四日復興局事務官に榮轉し十六日出發赴任
▼喜多孝治氏（殖產局長、本誌評議員）　七月九日上京
▼田賀奈良吉氏（土木課長）　米國へ御用出張の爲め七月九日出發
▼林毅陸氏（慶應大學長、法博）　本島巡迴講演の爲め七月十五日次の二氏と共に來臺
▼島原逸三氏（慶應大學教授）　同日來臺
▼槇智雄氏（慶應大學教授）　同日前二氏と共に來臺

任命

自六月十六日
至七月十五日

▼六月十三日
中央研究所技師　素木得一
中央研究所農業部長大島金太郎不在中代理ヲ命ス
▼六月十六日
醫院醫長　近藤喜一
醫學專門學校教授　向山孝之
醫院醫官　大井司
（各通）
臺灣地方病及傳染病調査臨時委員ヲ命ス
總督府技師　本間喜代松

臺灣地方病及傳染病調査臨時委員ヲ免ス

專賣局技師　青木恒信

支那福建省へ出張ヲ命ス

▼六月十八日

總督府事務官　生駒高常

東京福岡北海道ノ一府一縣一廳下へ出張ヲ命ス

▼六月十六日

公立高等女學校教諭　芝原仙雄

任師範學校教諭補臺北師範學校教諭

▼六月十九日

總務長官　賀來佐賀太郎

上京ヲ命ス

州技師　宮上龜七

東京三重靜岡千葉ノ一府三縣下へ出張ヲ命ス

遞信局長　吉田平吾

總務長官賀來佐賀太郎不正中代理ヲ命ス

▼六月二十日

祕書官　小林音八

內田總督上京ニ付隨行ヲ命ス

▼六月二十一日

總督府事務官　高橋親吉

總督官房祕書課長小林音八不在中代理ヲ命ス

總督府翻譯官　小川尙義

總督官房調査課長心得小林音八不在中代理ヲ命ス

▼六月二十三日

視學官　續有節

內務局學務課長生駒高常不在中代理ヲ命ス

▼六月二十四日

總督府事務官　今川淵

歐米各國へ出張ヲ命ス

▼六月二十五日

總督府事務官　中瀨拙夫

殖産局糖務課長兼務ヲ命ス殖産局庶務課長兼務ヲ免ス

總督府事務官　松岡一衞

殖産局庶務課長兼務ヲ命ス

總督府事務官　內田隆

殖産局農務課兼務ヲ命ス

總督府事務官　今川淵

殖産局糖務課長兼務ヲ免ス

▼六月二十六日

公立高等女學校教諭　塚本淸吉

新竹高等女學校長事務取扱ヲ命ス

州理事官　堀內林平

新竹高等女學校長事務取扱ヲ免ス

▼六月二十七日

總督府事務官　今川淵

東京、大阪、神奈川、福井、福岡ノ二府三縣下へ出張ヲ命ス

▼六月三十日

高等學校教諭　吉川貞太郎

東京、京都ノ二府及新潟縣下へ出張ヲ命ス

高等學校教諭　春田運之

東京、京都ノ二府及高知縣下へ出張ヲ命ス

視學官　續有節

內務局附屬博物館長生駒高常不在中代理ヲ命ス

▼七月一日

總督府事務官　內田隆

殖産局農務課長今川淵不在中代理ヲ命ス

▼六月二十八日

專賣局副事務官　宇敷敬一

依願免本官

專賣局書記　國友喜一郎

任專賣局副事務官

專賣局技手　深瀨龍起

任專賣局技師

▼六月三十日

專賣局技師　深瀨龍起

依願免本官

專賣局副事務官　國友喜一郎

依願免本官

（各通）

郡守兼州警視　戸村業平

郡守兼州警視　木浦角太郎

依願免本官並兼官

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺北州警部 橫山利助
任郡守兼州警視臺北州羅東郡守ヲ命ス、臺北州羅東郡勤務ヲ命ス

新竹州郡屬 內田芳雄
任郡守兼州警視、新竹州竹南郡守ヲ命ス、新竹州竹南郡勤務ヲ命ス

▼七月一日

專賣局事務官 杉本良
東京、大阪、兵庫、愛知及廣島ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

高等商業學校教授 百東春香
京都府及岡山縣下ヘ出張ヲ命ス

郡守 隈元多市郎
大阪、廣島、福岡、熊本、鹿兒島ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス

▼七月一日

專賣局書記 川村輝一
任專賣局副事務官

▼七月二日

專賣局副事務官 川村輝一
依願免本官

▼七月一日

東鄉實
史料編纂委員會委員ヲ命ス

▼七月三日

公立高等女學校教諭 塚本清吉
兼任公立高等女學校長補新竹高等女學校長

總督府警視 中田秀造
兼任警官及司獄官練習所教官

公立中學校教諭 松平定宗
任公立中學校教諭、補高雄中學校教諭

▼七月四日

州理事官 篠崎正
東京、大阪、兵庫、長野、福岡、鹿兒島、北海道ノ二府四縣一廳下ヘ出張ヲ命ス

中央研究所技師 杜聰助
東京、京都ノ二府下ヘ出張ヲ命ス

商業專門學校教授 高野貢
仙台市ヘ出張ヲ命ス

專賣局技師 加福均三
兵庫縣下ヨリ東京、大阪、兵庫ノ二府一縣下ヘ出張ヲ命ス

▼七月五日

總督府技師 田賀奈良吉
米國ヘ出張ヲ命ス

殖産局長 喜多孝治
東京大阪ノ二府下ヘ出張ヲ命ス

▼六月二十七日

總督 內田嘉吉

總務長官 賀來佐賀太郎

（各通）

財務局長 阿部滂
政府委員被仰付

▼七月七日

總督府技師 田賀奈良吉
上京ヲ命ス

州技師 島居武男
屏東農業補習學校長事務所取扱ヲ命ス

▼七月八日

州警視 松田茂
東京、栃木、佐賀ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス

師範學校教諭 加藤因
東京、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、栃木、静岡、愛知、福岡ノ三府七縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府技師 三宅勉
東京府及神奈川縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府技師 白倉好夫
上京ノ序ヲ以テ大坂、兵庫、長崎ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▼七月九日

總督府技師 池田季苗
土木局土木課長田賀奈良吉不在中代理ヲ命ス
臺灣電力株式會社監理官田賀奈良吉不在中代理ヲ命ス

總督府技師 土井季太郎
殖産局農務課兼務ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

任總督府技師、殖産局附屬植物檢査所勤務ヲ命ス　辻　良介

▼七月十四日

公立中學校教諭　鹿股深藏

宮城縣下ヨリ京都府及廣島縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府技師　土井季太郎

大阪府下ヘ出張ヲ命ス

正誤

▼本誌七月號　百六十一頁下段第十二條中「本條公差」とあるは「前條公差」の誤

▼同四十二頁九行目「情勢」は「情勢」の誤

▼同號「臺灣に於ける私有國富の概觀」中

一三六頁の次　一三七頁とあるい　一三九頁　一三八頁とあるは　一四〇頁　一三九頁とあるい　一三七頁　一四〇頁とあるは一三八頁の誤

寄贈書目

書名		發行所
臺灣日々新報	毎號	其社
臺灣新聞	同	其社
臺南新報	同	其社
臺灣經世新報	同	其社
萬朝報	同	其社
九州日々新聞	同	其社
國報	同	其社
東亞經濟研究	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報（上海貿易）	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調査課
臺灣パック	同	臺灣パック社
統計學雜誌	同	統計學會
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所
會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事業	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
專賣通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
臺灣之茶業	同	臺北茶商公會
讀書會雜誌	同	滿鐵讀書會
警務彙報	同	朝鮮其社
滿州之社會	同	滿州社會事業研究會
農業時報		高雄州農會
臺灣山林會報	同	臺灣山林會
南支南洋經濟	同	同研究會
稅	同	國民租稅協會
臺灣之產業組合	同	其社
臺灣遞信協會雜誌		臺灣遞信協會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

社會政策時報		財團法人協調會
臺灣詩會	同	其社
朝鮮地方行政	同	帝國地方行政學會朝鮮本部
能率研究	同	中外產業調査會
海外電要記事	同	官房調査課
内外評論	同	其社
蘭領印度時報	同	南洋協會爪哇支部

編輯室から

▼度量衡主任會議に於て臺東花蓮港邊の主任者から「甘蔗の買收などに使用する計量器使用は、來年一月からでなく、今から直ぐに實施して貰ひたい」さいふ建議か出たさのこさ。

▼其の譯を聞いて見るさ、アノ邊の甘蔗耕作者は到る處、孰れも蕃人である。其の蕃人に對して前程幾千も無くして廢消に歸すべき現行の度量衡を覺えしむる必要は無い。夫れよりも全然白紙なる彼等に對しては、一足飛びに今からメートル式の計量器を應用する方が、彼等の爲にも又た製糖會社などの爲にも便利であるからであるさ。

▼如何にもメートル法統一、などいふ新法實施のことは我々でも大いに新舊錯感を生じるかるべく思はるゝのであるから、蕃人の加之も農夫さ來ては、成る程右の主任官が建言せる如く、初めから新法の計量器を應用する方が可いかも知れぬ。

▼其の建言が結局何うなつたかは聞かなかつたが、或人は夫れが實行された場合を想像しての笑話に、若しさうなつたら、蕃人は内地人よりも、又た臺灣在住人よりも、眞つ先きにメートル法の計量器を使用する譯であるから、我が文化を促進し、我が國民生活を改善し、我が國益を增進することに於て、蕃人は卽ち日本國中第一の功勞者であり先覺者である、さいふことになるさ。

▼如何にもさうだ、さうなつて來るさ、其の意味に於て我々も彼等の後塵を拜する譯で、世の中の事は飛んだ所から妙な結果になり行くものだ、さ笑つた譯であつた。

▼本誌の編纂委員中、和田一次氏は七月二日内地より歸臺し、佐藤正俊氏は復興局に榮轉して七月十六日赴任した。

▼鷹取岳陽氏は去月下旬高雄州へ、本文の筆者は同月中新竹及中南部へ孰れも出張、秋澤烏川氏は七月二十日内地歸省から歸臺した。

—八の五、屯　山—

佐山融吉著
臺灣小史
定價六十錢（送料共）
發賣所
臺灣時報發行所

臺灣總督府編纂
臺灣事情
（大正十二年版）
定價二圓（送料共）
發賣所　臺北　新高堂

米國さ棉布輸入額

America and Cotton Cloth Imports. (E. June 14, '24. P. 1198.)

強硬なる米國の財況

American Finance Situation Strong. (M. T. June 13, '24. P. 3.)

華府會議以後の米國の政策

American Policy since the Washington Conference. (M. T. June 22, '24 P. 19.)

南 亞 米 利 加

秘露の財政情態

Financial Condition in Peru. (E. May 24, '24. P. 1051.)

一九二三年ブラジル對外貿易

Brazilian Foreign Trade in 1924. (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 541.)

ブラジル珈琲

Brazilian Coffee. (E. May 31, '24. P. 1105.)

一九二三年ブラジル移民狀況

Brazilian Immigration Movement in 1923. (Com. R. No. 22, June 2, '24. P. 610.)

ブラジルの經濟問題(一)

Brazil's Economic Problem. -I. (E. June 7, '24. P. 1153.)

ブラジルの經濟問題(二)

Brazil's Economic Problem. -II. (E. June 14, '24. P. 1193.)

............(o)...........

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

■兩米大陸■

加奈陀及合衆國

一九二四年第一・四半期米國化學藥品輸出狀況
United States Chemical Exports in First Quarter of 1924. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 281.)

一九二四年合衆國對外鐵・鋼貿易
United States Foreign Iron and Steel Trade in 1924. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 284.)

米國食料品輸出貿易趨勢
Export Trend in the Foodstuffs Trade. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 289.)

本年三月合衆國特殊品輸出詳況
Survey of United States Speciality Exports. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 311.)

米國に於ける自動車製造及輸出業の發達
Development of Automobile Production and Exports. (Com. R. No. 20, May 19. '24. P. 423.)

本年三月中米國木材輸出入貿易
Lumber Exports and Inports during March. (Com. R. No. 20, May 19, '24. P. 445.)

合衆國近情:一税の引下げ:移民法案其他
United States.-Tax Reduction: Immigration Bill etc. (E. May 24, '24. P. 1054.)

加奈陀パルプ及製紙輸出貿易
Exports of Pulp and Paper from Canada. (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 521.)

米國對獨逸貿易現況
Where Our Trade with Germany stands To-day. (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 489.)

ローザンヌ條約さ加奈陀
The Lausanne Treaty and Canada. (E. May 31, '24. P. 1104.)

合衆國に於ける電氣の進步
Electrical Progress in the U. S. (E. May 31, '24. P. 1105.)

合衆國貿易及經濟界近情
United States.-Money easier: Slacking Trade: April Foreign Commerce: Cotton Consumption. (E. May 31, '24. P. 1107.)

米國砂糖副產物(蜜及葡萄糖)對外市況
Foreign Markets for Sugar By-products, Honey, and Glucose. (Com. R. No. 22, June 2, '24. P. 566.)

米國對米輸出貿易概況
American Rice Export Trade. (Com. R. No. 22, June 2, '24. P. 567.)

合衆國對外機械輸出狀況
United States Machinery Exports. (Com. R. No. 22, June 2, '24. P. 581.)

一九二三年度合衆國對外貿易大觀
Foreign Trade of United States in 1923. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 619.)

本年四月合衆國鐵・鋼貿易
United States Iron and Steel Trade during April. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 633.)

合衆國石油輸出入概況
United States Petroleum Exports and Imports. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 635.)

本年四月合衆國特殊品輸出貿易
Survey of United States Speciality Exports. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 637.)

合衆國對羅甸亞米利加貿易情況
Trade of the United States with Latin America. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 667.)

紳士協約に因り簒奪されたる上院の權能
Senate's Power usurped by Gentlemen's Agreement. by H. F. MacNair. (B. F. E. Vol. XXIX. No. 1, June 7, '24. P. 5.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二三年伊太利鑛油輸入情況
Italian Imports of Mineral Oils in 1922. (Com. R. No. 20, May 19, '24. P. 437.)

一九二三年伊太利電氣器械輸出入貿易
Italy's Electrical Imports and Exports during 1923. (Com. R. No. 21, May 26. '24. P. 519.)

一九二四/二五年度伊國豫算案
The Italian Budget for 1924-25. (Com. R No. 23, June 9, '24. P. 669.)

獨逸

獨逸に於ける鞣皮製造業大勢
The Situation in the German Leather Goods Industry. (Com. R. No, 20, May 19, '24. P. 447.)

獨逸に於ける電力の發展
The Development of Electrical Power in Germany. (E. June 7, '24. P. 1150.)

本年第一•四半期の獨逸石炭市況
German Coal Situation during the First Quarter. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 638.)

獨逸に於ける石炭の產出と消費
Coal Production and Consumption in Germany. (E. June 14, '24. P. 1196.)

露西亞及其他

一九二三年ソヴイエツト•ロシア對外貿易
Foreign Trade of Soviet Russia for 1923. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 338.)

一九二三年ソヴイエツト•ロシアの農業
Agriculture in Soviet Russia in 1923. (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 5.)

一九二三年波蘭の石油業
Polish Petroleum Industry in 1923. (Com. R. No. 19, May 12, '24. P. 324.)

波蘭に於ける石炭產出狀況
The Coal Situation in Poland. (Com. R. No. 20, May 9, '24. P. 430.)

波蘭木材輸出狀況
Polish Timber Exports. (Com. R. No. 21, May 26, '24 P. 533.)

一九二三年芬蘭製紙及パルプ業
Finland's Paper and Pulp Industries in 1923. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 307.)

一九二三年芬蘭情況
Finland in 1923. (Com. R. No. 19, May 12, '24. P. 396.)

芬蘭の財政
Finance in Finland. (E. May 24, '24. P. 1050.)

和蘭獸油及植物性油市場に於ける米國製品の好況
Participation of United States in Dutch Market for Animal and Vegetable Oils. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 630.)

墺太利に於ける鐵•鋼產況
Austrian Iron and Steel Situation. (Com. R. No. 20, May 19, '24. P. 434.)

洪牙利護謨業の盛況
Rubber Industry of Hungary Prosperous. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 656.)

■阿弗利加■

埃及及其他

一九二三年スダンの對外貿易
Foreign Trade of the Sudan in 1923. (Com. R. No. 20, May 19. '24. P. 460.)

一九二三年南阿聯邦財政
Public Finance in South Africa for 1923. (Com. R. No. 22, June 2, '24. P. 614.)

ナタル國編枝工業
The Wattle Industry in Natal. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 650.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲移民と米國貿易との關係
The Relation of Australian Immigration to American Trade. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 335.)

サウス・ウェールスの勞働爭議
Labour Disputes in South Wales. (E. May 31, '24. P. 1104.)

■ 歐 羅 巴 ■

英 吉 利

一九二三年英本國肉類輸入概況
United Kingdom Meat Import Trade in 1923. (Com. R. No. 19, May 12, '24. P. 360.)

本年四月英國對外貿易
British Foreign Trade in April. (Com. R. No. 20, May 19, '24. P. 421.)

本年第一・四半期の英國石油輸入概況
British Petroleum Imports during First Quarter of 1924. (Com. R. No. 20, May 19, '24. P. 437.)

英國石炭輸出貿易情勢
Situation in the Coal Export Trade. (E. May 24, '24. P. 1043.)

英國鞣皮輸出情況
Increase in British Leather Exports. (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 531.)

英露協商
The Anglo-Russian Negotiations. (E. May 31, '24. P. 1097.)

本年四月英國對外鋼貿易
April British Foreign Steel Trade. (Com. R. No. 22, June 2, '24. P. 583.)

英國對外銀行業政策
British Overseas Banking Policy. (E. June 7, '24. P. 1154.)

一九二三年蘇士運河經由交易狀況
Traffic through the Suez Canal. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 661.)

佛 蘭 西 及 伊 太 利

一九二三年佛國石炭情況
The French Coal Situation in 1923. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 295.)

佛國近情：一政事及財界現狀：内閣員交迭：對外貿易
France.-Politics and Financial Situation: Ministerial Changes: Foreign Trade. (E. May 24, '24. P. 1055.)

佛國製鐵・鋼業の盛況
Activities in French Iron and Steel Industry (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 496.)

一九二三年佛國鐵・鋼產出額
French Iron and Steel Production in 1923. (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 498.)

佛國政情：一新内閣と對外政策：政黨の勢力其他
France.-The New Cabinet and Foreign Policy: The Strength of Parties. (E May 31, '24. P. 1108.)

佛國紡績界の現況
Conditions in the French Cotton Industry. (Com. R. No. 22, June 2, '24. P. 576.)

佛國政狀
French Political Position. (E June 7, '24. P. 1155.)

伊太利絹製造業
Italian Silk Industry. (Com. R. No. 18, May 5, '24. P. 301.)

一九二三年伊太利鑛物產額表
Italy's Mineral Production in 1923. (Com. R. No. 20, May 19, '24. P. 535.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

比島に於て益々惡化しつゝある牛疫
Rinderpest Now growing Worse. (M. T. June 5, '24. P. 1.)

日本の米貨排斥は比島木材貿易に好影響を與へん
Japan Boycott may boost P. I. Lumber Trade. (M. T. June 6, '24. P. 1.)

コプラ新取締法實施は九月より
New Copra Rules are ineffective until September. (M. T. June 6. '24. P. 1.)

廣東運輸勞働會議へ參列の比島代表
P. I. Delegate going to Canton Meeting. (M. T. June 8, '24. P. 3.)

牛疫と飛蝗中部呂宋に侵入
Anthrax and Locusts grip Central Luzon. (M. T. June 9, '24. P. 1.)

セブー・セメント會社に對する比島政府の援助
Cebu Cement Co. gets Lift from P. I. Government. (M. T. June 11, '24. P. 1.)

比島に於ける藥舖の激增
Many Boticas in Islands Now. (M. T. June 12, '24. P. 2.)

馬尼拉麻生產激減
Hemp Prodution shows Big Slump. (M. T. June 12, '24. P. 2.)

中部呂宋に於ける小作爭議と年末饑饉の脅威
Famine Menaces Central Luzon at End of Year. (M. T. June 15, '24. P. 1.)

比島中等教員不足緩和策
Teacher Shortage may be relieved. (M. T. June 15. '24. P. 3.)

米國領土割讓問題
The Alienation Question. (M. T. June 15, '24. P. 18.)

現狀の儘にては比島はより以上の進展を遂げ難し(ウッド總督談)
P. I. can't develop further on this Basis—Gov. Wood. (M. T. June 18, '24. P. 1.)

比島大學に於ける支那語科開設
U. P. will have Class in Chinese. (M. T. June 18, '24. P. 1.)

デル・カルメンのマラリヤ調査
Del Carmen Malaria Survey. (M. T. June 18, '24. P. 3.)

ウッド總督比島の爲めに大無線局創設を力說す
Governor Urges Big Radio Station for Philippines. (M. T. June 22, '24. P. 1.

米國議會は比島を割讓し得るか
Can Congress Alienate the Philippines? (M. T. June 22, '24. P. 18.)

比島に於て規那栽培に最適せるブキドノン
Bukidnon is Best Place in Lslands for Quinine. (M. T. June 23, '24. P. 1.)

馬尼拉に於ける失職者現況
8,000 unemployed in Manila Now. (M. T. June 24, '24. P. 2.)

獨立に對する比島勞働者の口實
P. I. Labors' Plea for Independence. (M. T. June 25, '24. P. 2.)

比島蝗害近情
142 Towns in 27 Provinces infested. (M. T. June 25, '24. P. 3.)

馬尼拉市新特許狀の提案
Manila Charter antiquated, New One is Proposed. (M. T. June 26, '24. P. 1.)

蘭領東印度及濠洲

本年四月蘭領東印度商況
April Dutch East Indian Business. (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 487.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那新憲法の批判(續)
A Criticism of China's New Constirution. By Dr. Francisco Villanueva Conlu. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 3, June 21, '24. P. 88.)

査良釗小傳
Mr. Cha Liang-chao. (R. F. E, Vol. XXIX, No. 3, June 21, '24. P. 90.)

楊森小傳
General Yang Sen. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 3, June 21, '24. P. 91.)

李國筠(字斐君)小傳
Mr. Li Kue-Yun. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 3, June 21, '24. P. 92.)

米國々民性の支那化
Chinese Acquisition of American Nationality. by H. F. MacNair. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 4, June 28, '24. P. 115.)

支那新憲法の批判(續)
The New Constitution of China: A Criticism. by Dr. Francisco Villanueva Conlu. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 4, June 38, '24. P. 117.)

支那全省に二百個所以上の電力計畫
Over 200 Electric Plants Scattered over China. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 4, June 28, '24. P. 120.)

張耀翔小傳
Mr. Chang Yao-chiang. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 4, June 28, '24. P. 125.)

黄漢樑小傳
Mr. Han-Liang Huang. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 4, June 28, '24. P. 126.)

金紹曾(字登庭)小傳
General Chin Shao-tseng. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 4, June 28, '24. P. 126.)

周佩箴先生小傳
Mr. Chao Pei-chen. (R. F. E. Vol. XXIX. No. 4, June 28, '24. P. 126.)

馬來半島

一九二三年英領馬來石油貿易
Petroleum Trade of British Malaya in 1923. (Com. R. No. 18, May 5, '24. 305.)

英領馬來輸出入貿易の進展
Advance in British Malayan Trade. (Com. R. No. 22, June 2, '24. P. 611.)

緬甸及印度

緬甸の資源と對外貿易
Burma's Trade and Resources. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 670.)

印度に於ける鐵・鋼輸入情況
Indian Iron and Steel Situation. (Com. R. No. 19, May 12, '24. P. 364.)

印度の財政
India's Finances. (Com. R. No. 19, May 12, '24. P. 390.)

一九二三年印度に於ける石油製品の輸出入情況
Petroleum Products in 1923. (Com. R. No. 21, May 26, '24. P. 508.)

印度の文官
Indian Civil Services. (E. June 7, '24. P. 1131.)

本年四月印度貿易不況
India's April Foreign Trade Declined. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 626.)

■南洋諸島■

比律賓

比島馬尼拉麻產額
Philippine Production of Abaca. (Com. R. No. 20, May 19, '24. P. 429.)

再び飛蝗問題に就て
Locust Again. (M. T. June 4, '24. P. 12.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那科學探究の組織
Organizing for Scientific Research in China. by Charles S. Gibbs. (C. R. Vol. LV, No. 6, June '24. P. 366.)

軍隊の鹽税干渉
Military Interference in Salt Gabelle-A Critical Situation. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 1, June 7, '24. P. 4.)

南支那に於ける農業教育
Agricultural Education in South China. by C. O. Levine. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 1, June 7, '24. P. 6.)

蒙古活佛は之を最後とするか
Last Living Buddha of Mongolia? (R. F. E. Vol. XXIX, No. 1, June 7, '24. P. 8.)

支那新憲法の批判
A Criticism of China's New Constitution. by Dr. Francisco Villanueva Conlu. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 1, June 7, '24. P. 10.)

江朝宗(字宇澄)小傳
General Chiang Ch'ao-tsung. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 1, June 7, '24. P. 16.)

陳樹藩(字伯生)小傳
General Ch'a shu-fan. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 1, June 7, '24. P. 16.)

李傳時小傳
Mr. Li Chuan-shih. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 1, June 7, '24. P. 18.)

大驚愕の露支協約
Sino-Soviet Agreement great Surprise. (R. F. E. Vol. XXIX. No. 1, June 7, '24. P. 26.)

支那匪賊と米國國會議員
Chinese Bandits and the U. S. Congressmen. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2, June 14, '24. P. 33.)

支那の犠牲と日本の裁判
Chinese Victims and Japanese Justice. by H. F. MacNair. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2, June 14, '24. P. 36.)

黄河の浸蝕と黄河一帶の洪水
Erosion on and Floods along the Yellow River. by W. G. Lowdermilk. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2. June 14. '24. P. 38.)

亞細亞の不思議な都市青島
Tsingtao – the Magic City of Asia. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2, June 14, '24. P. 47.)

張福運(字景文)小傳
Fu-Yun Chang. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2, June 14, '24. P. 64.)

蔣雁行(字賓臣)小傳
General Chiang Yen-hsing. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2, June 14, '24. P. 64.)

竺可楨小傳
Mr. Co Ching chu. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2. June 14, '24. P. 64.)

米國拳匪賠償金は如何に用ひらるゝか
How should the U. S. Boxer Indemnity be used? (R. F. E. Vol. XXIX, No. 3, June 21, '24. P. 77.)

支那科學團體は研究の爲資金を要す
Science Bodies want Fund for Research. (R. F. E. Vol. XXIX. No. 3, June 21, '24. P. 81.)

廣東貿易商階級の抗議(廣東政府に對し)
The Protest of the Canton Merchant Classes. by Hin Wong. (R. F. E. Vol. No. 3, June 21, '24. P. 82.)

滿洲東三省
Three Eastern Provinces – Manchuria. by Major Morgan Palmer. (R. F. E. Vol. XXIX. No. 3. June 21, '24. P. 83.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支那及南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■新聞雜誌略號一覽表■

Com R.	Commerce Reports (U. S.)
C. P.	China Press.
C. R.	Chinese Recorder.
E.	Economist.
M. T.	Manila Times, daily with Sunday.
R. F. E.	Review of Far East, weekly.

■世界■

一般

世界各國に於ける石炭輸出狀況
The Coal Export Situation. (Com. R. No. 19, May 12, '24. P. 38.)

銀價の騰貴
The Rise in Silver. (E. May 24, '34. P. 1651.)

五大强國の海軍力比較圖
How Our Sea Forces Rate with Other Great Navies. (M. T. June 23, '23. P. 3.)

全世界を浸食しつゝあるマラリヤ病
Malaria gaining All over the World. (M. T. June 24, '24. P. 3.)

■亞細亞■

日本

米海軍少將フイスク氏對日問題を警告す
Fiske warns of Japan Danger. (M. T. June 5, '24. P. 1.)

日本の貿易と財政
Japanese Trade and Finance. (E. June 7, '24. P. 1159.)

加藤新首相：合衆國に對する排日の反對者
Kato, New Premier of Japan, Former Opponent of U. S. (M. T. June 9, '24. P. 1.)

一九二三年日本對各國外國貿易概況
Japan's Foreign Trade by Countries. (Com. R. No. 23, June 9, '24. P. 672.)

米國排日の日本東洋政策上に於ける結果
Effect of U. S. Exclusion upon Japan's Oriental Policies. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2, June 14, '24. P. 34.)

日本と佛國
Japanand France. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 2, June 14, '24. P. 37.)

日本の好顧客たる米國
U. S. is Japan's Big Buyer. (M. T. June 23, '24. P. 2.)

日本と米海軍石油醜聞
Japan and the U. S. Naval Oil Scandal. (R. F. E. Vol. XXIX, No. 4, June 28, '24. P. 118.)

支那

上海製紙市況不振
Shanghai Paper Market Dull. (Com. R. No. 20, May 19, '24. P. 440.)

支那教會の發達に對する四大原則
Four Cardinal Principles for the Development of the Chinese Church. (C. R. Vol. LV, No. 6, June '24. P. 353.)

漢の武帝の宗教
The Religion of Emperor Wu of Han. (C. R. Vol. LV, No. 6, June '24. P. 361.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN